

第六款 富籤、無盡及射倂行爲

●富興行禁ス

富興行之儀ハ兼テ御制禁ニ有之處近年諸國ニ於テ金錢融通チ名トシ或ハ社寺再建等ニ托シ興行致候向モ有之趣元來澆季之弊風僥倖之利ヲ以テ民心ヲ誘惑スルヨリ自然農工商共其職業ヲ惰リ往々之方爲ニ突産チ破候者モ不少哉ニ相聞ヘ以ノ外之事ニ候斯ク御一新之折柄右様之所業殊ニ御趣意ニ相反リ候儀コ付更ニ嚴禁被成仰出候事

(明治元年十二月二十三日)
大政官布告

●無盡業法

附註 大正四年三月法律第一號改正

第一條 本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トチ定メ定期ニ掛金チ拂込マシメ一口毎ニ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スチ謂フ無盡類似ノ方法ニ依リ金錢又ハ有價證券ノ給付ヲ爲スモノ亦同シ但シ賭博又ハ富籤ニ類似スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 無盡ノ營業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
營業トシテ無盡ノ管理ヲ爲スハ之ヲ無盡業ト看做ス

第三條 無盡業ノ免許ヲ受ケムトスルトキハ資本金額及營業所チ定メ主務大臣ニ申請スヘシ
無盡業チ營ム會社ノ資本又ハ財産チ目的トスル出資ノ總額ハ三萬圓具ノ金錢ヲ以テスル拂込金額ハ一萬五千圓チ下ルコトヲ得ス

第一項ノ申請ヲ爲スニハ申請書ニ事業方法チ記載シタル書面及無盡契約約款チ添附シ會社ニ在リテハ尙定款チ添附スヘシ

第三編 保安 第三章 風俗 第六款 富籤、無盡及射倂行爲

第四條 無盡業ヲ營ム會社ハ其ノ商號中ニ無盡ナル文字ヲ用ウヘシ

會社ニ非サル無盡業者ハ其ノ營業ヲ表示スル名稱ヲ附シ其ノ名稱中ニ無盡ナル文字ヲ用ウヘシ

無盡業者ニ非サルモノハ其ノ商號又ハ營業ヲ表示スル名稱中ニ無盡ナル文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第五條 無盡業ヲ營ム會社ハ他ノ事業ヲ兼營スルコトヲ得ス

會社ニ非サル無盡業者カ他ノ事業ヲ兼營セムトスルトキハ主務大臣ノ認許ヲ受クヘシ

第六條 無盡業ノ營業區域ハ道府縣ノ區域内ニ於テ之ヲ定メ會社ニ在リテハ定款中ニ其ノ他ノ者ニ在リテハ事業方法書中

ニ之ヲ記載スヘシ

第七條 無盡業ヲ營ム會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第八條 無盡業者カ資本金額、營業所、事業方法又ハ無盡契約約款ヲ變更セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

會社方定款ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ事業方法又ハ無盡契約約款ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第九條 無盡業者ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

一 國債證券、地方債證券其ノ他特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ債券又ハ株券ノ買入

二 前號ノ有價證券又ハ不動産ヲ擔保トスル貸付

三 掛金者ニ對シ契約給付金額ヲ限度トスル貸付

四 銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

前項第三號ノ規定ニ依ル貸付金額ハ拂込濟資本金及諸準備金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十條 無盡業ヲ營ム株式會社カ會社財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ無盡契約ニ基ク會社

ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責任ヲ負フ

前項ノ責任ハ取締役力退任ノ登記ヲ爲シタル後二年間仍存續ス

第十一條 無盡業者ハ何人ノ名義ヲ以テスルチ間ハ自己ノ計算ニ於テ其ノ經營スル無盡ニ加入スルコトヲ得ス

會社ニ非スシテ無盡ノ管理ヲ爲ス無盡業者ハ主務大臣ノ認許ヲ受ケタル場合ニ限り其ノ管理スル無盡ニ加入スルコトヲ

得

第十二條 無盡業ヲ營ム會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役及使用人ハ何人ノ名義ヲ以テスルチ間ハ自己ノ計

算ニ於テ會社ト無盡契約ヲ爲シ又ハ會社ノ管理スル無盡ニ加入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ會社ニ非サル無盡業者ノ使用人ニ付之ヲ準用ス

第十三條 無盡業者ハ無盡ノ缺口又ハ掛金ノ拂込ヲ爲ササル者アル場合ト雖第一回ノ抽籤入札ノ後ハ給付金額ヲ減少シ又

ハ掛金額ヲ増加スルコトヲ得ス

第十四條 無盡ノ管理ヲ爲ス無盡業者ハ其ノ管理スル無盡ノ掛金ノ拂込ナキ場合ニ於テ掛金者ニ代リ掛金ノ拂込ヲ爲ス責

任ヲ負フ

第十五條 無盡ノ管理ヲ爲ス無盡業者ハ其ノ管理スル無盡ノ加入者ニ代リ掛金ノ拂込及給付金ノ支拂ニ關シ一切ノ裁判上

又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

掛金ノ拂込又ハ給付金ノ支拂ニ關スル訴訟ニ於テハ無盡ノ管盡者ハ原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得

前項ノ訴訟ニ於テ言渡シタル判決ハ無盡ノ加入者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス但シ各加入者ハ拂込ヲ了セサル掛金額ヲ超エ

テ執行ヲ受クルコトナシ

第十六條 無盡業者ハ毎半年事業ノ報告書ヲ作り主務大臣ニ提出スヘシ

第十七條 無盡業者ハ毎半年ノ貸借對照表ヲ作り新聞紙又ハ事業方法書ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ公告スヘシ

第十八條 無盡業者ハ各無盡ニ付抽籤入札ノ都度其ノ收支ノ計算ヲ帳簿ニ記載シ次回ノ抽籤入札ノ前日迄ニ之ヲ營業所ニ

備ヘ置クヘシ

第十九條 掛金者ハ無盡業者ニ對シ營業時間内何時ニテモ前半年末貸借對照表ノ閱覽ヲ請求シ又ハ其ノ加入シタル無盡ノ

掛金者五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ前條ノ帳簿中其ノ加入シタル無盡ニ關スル部分ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

第二十條 無盡業ヲ營ム會社ハ資本又ハ出資ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第二十一條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡業者ヲシテ其ノ事業報告ヲ爲サシメ又ハ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第二十二條 主務大臣ハ無盡業者ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ掛金者ノ利益ヲ保護スル爲必要ト認ムルトキハ其ノ事業方

法ノ變更又ハ事業ノ停止ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
無盡業者カ法令、定款又ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ事業ノ停止

若ハ役員ノ改任ヲ命シ又ハ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十三條 主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ無盡業ヲ營ミタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 左ノ場合ニ於テハ會社ニ非サル無盡業者又ハ無盡業ヲ營ム會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ科料ニ處ス

一 第五條、第八條第一項、第九條、第十一條、第十三條、第十六條乃至第十八條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第六條ノ規定ニ依リ定メタル營業區域外ニ於テ營業ヲ爲シタルトキ

三 第八條第一項又ハ第二十二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

四 正當ノ理由ナクシテ第十九條ノ閱覽ノ請求ヲ拒ミタルトキ

五 第二十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サス又ハ検査ヲ妨ケタルトキ

第二十五條 第十二條ノ規定ニ違反シ無盡業者ト無盡契約ヲ爲シタル會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役若ハ使

用人又ハ會社ニ非サル無盡業者ノ使用人ハ十圓以上千圓以下ノ科料ニ處ス
無盡業前項ノ無盡契約ヲ爲シタルトキハ會社ニ非サル無盡業者又ハ會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役ヲ十圓

以上千圓以下ノ科料ニ處ス

第二十六條 第二十條ノ規定ニ違反シタルトキハ會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ科料

ニ處ス

第二十七條 第四條第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ科料ニ處ス

第二十八條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ定メタル科料ニ之ヲ準用ス

第二十九條 本法中主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

附則

第三十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正四年十月勅令第七十七號ヲ以テ同年十一月一日ヨリ施行)

第三十一條 本法施行ノ際現ニ無盡業ヲ營ム者ハ本法施行前ニ爲シタル無盡契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ニ關スル業務ニ

限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第十五條、第十六條、第十八條、第二十一條乃至第二十四條及第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第三十二條 本法施行ノ際迄六月以上引續キ他ノ事業ト共ニ無盡業ヲ營ム會社カ無盡業ノ免許ヲ申請シ之ヲ免許スル場合

ニ於テ主務大臣ハ其ノ免許ト共ニ五年内ノ期間ヲ定メ其ノ營業ノ兼營ヲ認許スルコトヲ得

第三十三條 本法施行ノ際迄六月以上引續キ二箇以上ノ道府縣ニ互リ無盡業ヲ營ム者カ無盡業ノ免許ヲ申請シ之ヲ免許ス

ル場合ニ於テ主務大臣ハ其ノ免許ト共ニ五年内ノ期間ヲ定メ其ノ營業區域外ニ於ケル營業ノ繼續ヲ認許スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認許ヲ受ケ其ノ營業區域外ニ於テ爲シタル無盡契約ニ關シテハ無盡業者ハ認許期間満了後

其ノ契約ヲ完了スル迄仍其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

第三十四條 本法施行ノ際迄六月以上引續キ無盡業ヲ營ム會社カ無盡業ノ免許ヲ申請スル場合ニ於テハ其ノ資本又ハ出資

ノ金銭ヲ以テスル拂込金額ニ付第三條ノ規定ヲ適用セス

●無盡業法施行細則

(大正四年十月五日)
大藏省令第三十號

附則 大正一〇年七月大令第二四號改正

第一條 新設會社ニシテ無盡業ヲ營マムトスルモノハ其ノ資本金額及營業所ヲ記載シタル免許申請書ニ業務執行社員ノ全員、總取締役署名シ左ノ書類ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一定款

二 事業方法書

三 無盡契約約款

四 認可申請前日ニ於ケル會社ノ日計表

前項ノ書類ノ外合名會社又ハ合資會社ニ在リテハ出資ノ拂込額ヲ記載シタル書面、株式會社ニ在リテハ非訟事件手續法第百八十七條第二項第二號乃至第七號ニ記載シタル書類、株式合資會社ニ在リテハ之ニ準スヘキ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

第二條 既設會社ニシテ無盡業ヲ營マムトスルモノハ其ノ資本金額及營業所ヲ記載シタル免許申請書ニ業務執行社員ノ全員、總取締役署名シ前條第一項ニ記載シタル書類ノ外左ノ書類ヲ添付シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一 會社登記簿ノ謄本

二 最終ノ財産目録及貸借對照表

三 最終ノ損益計算及利益處分ニ關スル書面

四 株主ノ氏名及持株數ヲ記載シタル書面

第三條 會社ニ非スシテ無盡業ヲ營マムトスル者ハ其ノ資本金額、營業所及營業ヲ表示スル名稱ヲ記載シタル免許申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一 戶籍謄本

二 履歷書

三 資産調査

四 事業方法書

五 無盡契約約款

第四條 會社ニ非スシテ新ニ無盡業ノ免許申請ヲ爲ス者他ノ事業ヲ兼營セムトスルトキハ其ノ事業ノ種類ヲ記載シタル認許申請書ニ事業狀況説明書又ハ事業計畫書ヲ添付シテ地方長官ニ提出スヘシ
前項ノ規定ハ會社ニ非スシテ既ニ無盡業ヲ營メル者他ノ事業ヲ兼營セムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 事業方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 無盡ノ種類

二 各種無盡ノ豫定收支計算

三 各種無盡ニ付無盡業者ノ利益ニ組入ルヘキ金額ノ算出方法

四 各種無盡ニ付給付金カ掛金ヲ超過スル場合ニ於ケル給付資金ノ補填方法

五 掛金ノ取立又ハ拂込ノ方法

六 抽籤入札其ノ他給付ノ順位ニ定ムル方法

七 入札ノ場合ニ於ケル最低手取金高ノ制限

八 入札差金分配ノ方法

九 掛金ニ對スル保證又ハ擔保ニ關スルコト

十 缺口處理ノ方法

十一 代理店ノ權限ニ關スルコト

十二 勸誘又ハ集金ニ要スル經費

十三 會社ニ非スシテ無盡業ヲ營ム者ノ事業經營區域

十四 貸借對照表ヲ新聞紙ニ公告セサル者ニ在リテハ其ノ公告方

公告方法

前項第二號ノ豫定收支計算ハ無盡ノ口數、毎回ノ掛金額、給付ノ金額、回數及其ノ毎回ニ於ケル收入及支出金額ヲ表記スルコトヲ要ス

無盡ノ管理ヲ爲ス無盡業者ニ在リテハ其ノ旨ヲ事業方法書ニ附記スルコトヲ要ス

第六條 無盡契約約款ニハ前條第五號乃至第九號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス

一 掛金延滞ノ場合ニ於ケル違約金又ハ遅延利息ニ關スルコト

二 無盡契約解除ノ條件及效果ニ關スルコト

三 無盡契約ニ基ク權利義務ノ讓渡ニ關スルコト

第七條 無盡契約ヲ爲スニハ書面ヲ用フルコトヲ要ス無盡契約約款ニハ無盡契約約款ノ全文ヲ記載シ又ハ之ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

第八條 無盡契約ノ期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條 無盡ノ給付金額ハ千圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第十條 無盡ノ口數ハ百ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條 無盡業者ハ特ニ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ在リテハ前三條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第十二條 無盡業者カ事業ノ免許ヲ得タル日ヨリ六月内ニ事業ノ開始ヲ爲ササルトキハ營業免許ハ其ノ效力ヲ失フ但シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 無盡業者カ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ

第十四條 無盡業者カ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク其ノ住所、氏名及職業ヲ地方長官

ニ届出ツヘシ

第十五條 無盡業者カ支店ニ非サル出張所、派出所又ハ代理店ヲ設置、移轉又ハ廢止シタルトキハ事由ヲ具シ其ノ年月日、所在場所並代理店主ノ住所、氏名及職業ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ代理店主ノ住所、氏名及職業ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第十六條 無盡業者カ支拂停止ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ニ届出ツヘシ

第十七條 無盡業者カ其ノ事業ヲ廢止シ又ハ解散シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ニ届出ツヘシ

第十八條 無盡業者カ破産ノ宣告ヲ受ケ、破産宣告ニ對シ抗告ヲ爲シ又ハ抗告ニ對シ裁判所ノ決定ヲ受ケタルトキハ其ノ事由ヲ具シテ地方長官ニ届出ツヘシ無盡業者カ協諾契約ニ付裁判所ノ認可ヲ受ケ又ハ協諾契約カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ亦同シ

第十九條 無盡業ヲ營ム會社カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ商法第七十八條ノ手續ヲ了シタル後各會社ノ業務執行社員ノ全員、總取締役ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一 總會ノ決議録又ハ社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ルヘキ書面

二 合併ニ關スル契約書

三 合併ニ因リ存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款

四 商法第七十八條第一項ニ依リ作成シタル貸借對照表

五 商法第七十八條第二項ニ依ル公告、催告及商法第二百二十條ノ二ノ通知ヲ爲シタルコトヲ知ルニ足ルヘキ書面

第二十條 合名會社カ組織ヲ變更シテ合資會社トナリ若ハ合資會社カ組織ヲ變更シテ合名會社トナリタルトキハ其ノ届書

ニ貸借對照表、定款及組織變更ニ關スル總社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ルヘキ書面ヲ添付シテ大藏大臣ニ提出ス

ヘシ

第二十一條 株式合資會社カ組織ヲ變更シテ株式會社トナリタルトキハ其ノ届書ニ貸借對照表、定款及組織變更ニ關スル株

主ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ルヘキ書面ヲ添付シテ大藏大臣ニ提出ス

ヘシ

主總會ノ決議録、無限責任社員ノ一致アリタルコトヲ知ルニ足ルヘキ書面ヲ添付シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

第十九條 無盡業ヲ營ム會社カ定款ヲ變更セムトスルトキハ認可申請書ニ理由書、株主總會ノ決議録、總社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ルヘキ書面ヲ添付シテ地方長官ニ提出スヘシ

株式會社又ハ株式合資會社ノ資本減少ニ關スル定款變更認可申請書ニハ前項ノ書類ノ外第十六條第四號及第五號ノ書面ヲ添付スヘシ

第二十條 會社ニ非サル無盡業者カ資本金額又ハ營業所ヲ變更セムトスルトキハ認可申請書ニ理由書ヲ添付シテ地方長官ニ提出スヘシ

會社ニ非サル無盡業者カ其ノ營業ヲ表示スル名稱ヲ變更シタルトキハ其ノ旨地方長官ニ届出ツヘシ

第二十一條 無盡業者カ事業方法ヲ變更セムトスルトキハ認可申請書ニ理由書ヲ添付シテ地方長官ニ提出スヘシ

第二十二條 無盡業者ノ事業年度ハ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス

第二十三條 無盡業法第十六條ノ事業報告書ハ附屬離形ニ準シテ調製シ事業年度經過後二月内ニ大藏大臣ニ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケテ延期スルコトヲ得

第二十四條 無盡業法第十八條ノ帳簿ニハ無盡ノ番號及現在口數ヲ記載シ左記各號ニ關スル收支計算ヲ明ニスヘシ

一 掛金

二 給付金(入札差金ヲ含ム)

三 入札差金

四 解約ニ因ル受拂金

五 利益ニ組入ルヘキ金額

第二十五條 本則中給付金、給付金額トアルハ有價證券ノ給付ヲ爲ス無盡ニ在リテハ給付證券、給付證券價額トシ、無盡業者ノ利益ニ組入ルヘキ金額トアルハ無盡ノ管理ヲ爲ス無盡業ニ在リテハ管理手数料其ノ他管理者ノ取得スヘキ利益ト

第二十六條 無盡業法施行ノ際現ニ無盡業ヲ營ム者ハ本則施行後一月内ニ其ノ事業狀況ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ届書ニハ商號又ハ營業ヲ表示スル名稱、營業所、資本金額、拂込資本金額、無盡契約高、給付濟高、其ノ兼營スル他業ノ種類、最終ノ貸借對照表及會社ノ取締役、監査役又ハ業務執行社員ノ氏名ヲ記載シ定款、營業規程ヲ添付スヘシ

第二十七條 無盡業法第三十條ノ規定ニ依リ他ノ事業ノ兼營ノ認可申請書ニ其ノ兼營セムトスル事業ノ經過、現在ノ狀況及將來ノ計畫ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

第二十八條 無盡業法第三十三條ノ規定ニ依リ營業區域外ニ於ケル營業繼續ノ認可申請書ニ其ノ認可申請書ニ事業ノ將來ニ關スル計畫ヲ記載シタル書面ヲ添付シ其ノ營業地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

前項ノ認可申請書ヲ受ケタル無盡業者カ資本金額又ハ定款ヲ變更セムトスルトキハ主タル營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ認可申請書ヲ提出スヘシ

第二十九條 無盡業法施行ノ際現ニ無盡業ヲ營ム者ニシテ其ノ營業ノ免許ヲ得サルモノノ事業報告書ハ第二十三條ノ離形ニ依ルコトヲ要セス

前項ノ無盡業者ニ對シテハ第二十四條ノ規定ヲ適用セス

第三十條 無盡業法又ハ本則ノ規定ニ依リ大藏大臣ニ提出スヘキ書類ハ總テ地方長官ヲ經由スルコトヲ要ス

第三十一條 左ノ場合ニ於テハ會社ニ非サル無盡業者又ハ無盡業ヲ營ム會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ヲ科料ニ處ス

一 第七條、第十二條乃至第十五條、第十七條、第十八條、第二十條第二項又ハ第二十六條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第二十四條ノ規定ニ違反シ帳簿ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

附則

本則ハ大正四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
(雜形略ス)

●無盡業取扱方

(大正四年十月十六日)
大藏省訓令第十六號

附註 大正一一年五月大訓第二一號改正

北海道廳 府縣

第一條 無盡業ノ免許申請書、無盡業ヲ營ム會社ノ合併ノ認可申請書又ハ無盡業法第三十二條若ハ第三十三條ノ規定ニ依
ル認許申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ具シテ進達スヘシ

第二條 事業方法又ハ無盡契約約款ノ變更、事業ノ停止、役員ノ改任ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲シ又ハ免許ヲ取消ス
ノ必要アリト認ムルトキハ其事由ヲ具シテ上申スヘシ

第三條 無盡業者ノ資本金額、營業所、事業方法、無盡契約約款若ハ會社定款ノ變更ヲ認可シ又ハ會社ニ非サル無盡業者
ノ他ノ事業ヲ兼營スルコトヲ認許シ若ハ自己ノ管理スル無盡ニ加入スルコトヲ認可シタルトキハ一月内ニ之ヲ報告スヘ
シ

第四條 無盡業法施行細則第十二條乃至第十五條、第十七條、第十八條又ハ第二十條第二項ノ届書ヲ受理シタルトキハ一
月内ニ之ヲ報告スヘシ

第五條 無盡業者臺帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 名稱
- 二 組織
- 三 兼營スル他業ノ種類
- 四 營業所ノ所在場所

五 營業區域

六 資本ノ總額及一株ノ金額、株式ノ數又ハ各社員ノ出資額、責任ノ種類

七 拂込濟資本金額

八 存立時期

九 營業主、取締役、監査役、業務執行社員、支配人ノ氏名

十 營業免許、會社設立登記及開業ノ年月日

十一 支拂停止ノ事由及年月日

十二 破産ノ事由及年月日

十三 解散又ハ事業廢止ノ事由及年月日

十四 合併ノ認可又ハ定款、事業方法、無盡契約約款變更ノ認可其ノ他行政處分ノ年月日

前記ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ之ヲ記入スヘシ

第六條 無盡業者ノ提出シタル事業報告書ヲ受理シタルトキハ直ニ之ヲ進達スヘシ

第七條 無盡業法施行細則第二十六條ニ依リ事業狀況届書ヲ受理シタルトキハ同則施行後二月内ニ營業者ノ商號又ハ營業
ヲ表示スル名稱、營業所、資本金額、拂込資本金額、無盡契約約高、給付濟高、其ノ兼營スル他業ノ種類、會社ノ取締役、

監査役、業務執行社員又ハ營業主ノ氏名ヲ報告スヘシ

前項ノ事項ニ關スル各事業年度内ノ變更ハ次ノ事業年度内ニ之ヲ報告スヘシ

第八條 二箇以上ノ道府縣ニ互リ無盡業ヲ營ム者カ認可又ハ認許ノ申請ヲ爲シタル場合ニハ他ノ道府縣ノ地方長官ト協議
ノ上之ヲ處分スヘシ

● 賴母子講無盡講其他ノ取締件

(明治二十九年十月三十日 岐阜縣令第三十六號)

附註 大正元年一〇月縣令第九號改正

賴母子講無盡講其他何等ノ名稱ヲ以テスルニ拘ハラズ公衆ヲ會シ掛金又ハ預金ヲ爲サシメントスルモノハ發起人ヨリ其會場年月日及規約方法ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出テ認可ヲ受クヘシ其ノ認可ヲ受ケタルモノト雖モ公安ニ害アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ
本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
前項ノ規定ハ之ヲ法人ニ適用ス但シ拘留ノ刑ヲ科セス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

● 會員募集臺帳ノ件

(大正四年三月二十九日 指示第一號)

明治二十九年十月三十日岐阜縣令第三十六號ニ依リ取扱フヘキモノハ左記様式ノ臺帳ヲ備ヘ從來認可セラレタルモノモ現ニ期間中ニ屬スルモノハ此際登載整理セラルヘシ

(左記)

會員募集臺帳様式 (用紙美濃野紙)

種類	年認月日可	番指號令	認可ヲ受ケタル者ノ住所氏名		名 稱
			住所氏名	營業所	

備考	區募域集	口組數及數	期 間	
			事務集從者ノ住所氏名	

● 懸賞又ハ富籤類似其他射倖ノ方法ヲ用キムコトヲ提供等ノ件

(明治四十二年八月十日 內務省令第二十號)

懸賞又ハ富籤類似其他射倖ノ方法ヲ用キムコトヲ提供シ又ハ投票ヲ募集スルノ行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル者ハ廳府縣長官(東京府ニ於テハ警視總監)ニ於テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
前項禁止又ハ制限ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ命令ニ違背シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以内ノ罰金情ヲ知りテ其ノ行爲ニ附隨シテ寄贈ヲ申出又ハ提供ヲ應諾シ若ハ投票ヲ行ヒ又ハ投票ノ結果ニ依リ彰表物ヲ受ケタル者ハ科料ニ處ス
本令ハ明治四十二年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十三年內務省令第二十六號ハ之ヲ廢止ス

●賣買取引ニ附隨シテ金錢物品ヲ提供スル行爲取締方ノ件

(明治三十八年一月二十八日)
岐阜縣内訓第一號

富籤類似其他射倅的行爲取締ノ儀ハ(明治三十三年内務省令第二十六號)及同年六月内達第六號ニ依リ之レカ取締ヲ爲スハ勿論ナリト雖モ近來賣買取引ニ附隨シテ金錢物品ヲ提供スルノ行爲ヲナスモノ滋蔓ノ傾向有之徒ニ射倅心ヲ誘發スルノミナラス延テ公安風俗ヲ害スルニ立チ至ルヘク就テハ爾令左記各號ノ標準ニ適合シ特ニ公安風俗ヲ害スルノ虞ナシト認メタルモノハ默許ニ附シ否ラサルモノハ速ニ其方法並ニ狀況等詳細具申シ指揮ヲ受クヘシ

賣買取引ニ附隨スルモノノ取締標準

- 一 景品贈與ノ方法ハ豫メ日時、場所ヲ特定シタルモノナルコト
- 二 景品贈與ノ方法ハ抽籤、廻シ取り、絞刺キ等ノ方法ヲ用キサルモノナルコト
- 三 賣品ニハ價格ヲ明記シ其價格ハ品質ニ相當スルモノナルコト
- 四 景品ハ必ス物品ナルコト但物品ノ切手ヲ以テスルハ妨ケナシ
- 五 景品ノ最高價格ハ賣品ノ價格又ハ取引金額ノ五倍ヲ超過セサルモノナルコト
- 六 景品ハ直ニ贈與スル場合ノ外賣品毎ニ景品券ヲ添付セシメ景品價格ノ最高價格ト最低價格ノ百分ノ一半ヲ下ラサルモノナルコト假令ハ最上等ノ景品價格三圓ナルトキ最下等ノ景品ハ價格ハ四錢五厘ヲ下スヲ得サルモノトス但取引金額ニ應スル場合ハ本號ノ標準ニ依リ取引濟ノ際適應ノ景品又ハ景品券ヲ贈與スルモ妨ケナシ
- 七 景品贈與ノ廣告引札等ニハ景品ノ種類、員數、價格及贈與ノ方法ヲ明記シ廣告ノ事實ニ相違シ公衆ニ誤解ヲ招カシムルカ如キモノナラサルコト
- 八 景品贈與ノ際ニハ前號ノ事項ヲ贈與ヲ爲スヘキ場所内賸易キ所ニ揭示スルコト
- 九 公益事業ニ附隨スルモノ若クハ景品價格二十錢以内ノ物品ヲ贈與スルモノハ一號ノ廻シ取り、絞刺ノ方法ヲ除クノ

外ハ前各號ニ據ラサルモ妨ケナシ

賣買取引ニ附隨セサルモノノ取締標準

- 一 書畫會、展覽會等ノ會員ニシテ其席上ニ於テ抽籤等ノ方法ニ依リ景品ヲ贈與スルモノ
- 二 書畫會、展覽會等ニ於テ出品之殘部ヲ處分スル爲メ抽籤等ノ方法ニ依リ賣却スルモノ

●射倅行爲其他取締規則

(大正十四年八月二十九日)
岐阜縣令第三十九號

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲スモノハ其ノ年月日時、期間、方法、物品ヲ贈與スルモノニアリテハ其ノ種類及價格(法人ニアリテハ其ノ名稱事務所所在地代表者ノ氏名年齢)ヲ具シ三日以前ニ所轄警察官署ニ届出スヘシ

- 一 新聞紙雜誌等ニ依リ投票又ハ懸賞募集
- 二 一般ニ對スル懸賞附賣探シ、繪探シ謎解キ判シ物其ノ他之ニ類スルモノ
- 三 撞球其ノ他之ニ類スルモノノ懸賞附競技
- 四 營業ニ關シ抽籤其ノ他ノ方法ニヨリ景品ヲ贈與スルモノ
- 第二條 前條ノ届出ヲ爲シタル後之ヲ中止又ハ變更セムトスルトキハ其ノ旨直ニ届出スヘシ
- 第三條 本令ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第四條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シタルトキハ本則ノ罰則ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附則

第五條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七款 寄附金品、周旋

●金品ノ寄附ヲ募集セントスル者取締ノ件

(明治四十二年七月一日)
岐阜縣令第二十八號

名儀ノ何タルニ拘ハラズ他人ノ門戸ニ就キ金品ノ寄附ヲ求ムル者ハ警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ違フ者ハ三十日未滿ノ拘留
又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス
本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得
法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル科料ノ刑ヲ
法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

●寄附金募集ニ關スル件

(大正十一年十二月十四日)
保第一二〇一八號通牒

警察部長ヨリ各警察官署長宛

輒近私設社會事業ノ勃興ニ伴ヒ該資金募集ノ爲メ美名ニ名ヲ籍リ金品ノ寄附ヲ請ヒ或ハ慈善行爲ヲ爲ス者等増加ノ傾向ニ
有之カ取締ニ關シテハ夫々勵行中ノ事トハ相信シ候ヘ共尙本縣ニ於テハ各郡市長並ニ各町村長ヲシテ眞摯ナル社會事業
ノ資金募集ヲ容易ナラシムルト同時ニ一面詐欺的言辭ヲ弄シテ金品ヲ募集スル僞善者ノ豫防警戒ヲ爲スヘキ趣キニ付テハ
將來一層之等ニ對シ嚴重取締方勵行相成度此旨及通牒候也

追テ明治四十二年七月本縣令第二十八號寄附金品募集ノ件ニ基キ今後其署ニ於テ募集ノ認可ヲ與ヘラルルモノノ内社會
事業ニ關スルモノハ其認可ノ都度左記事項御報告相成度申添候

記

- 一 出願者及募集従事者ノ住所職業氏名年齢
- 二 募集ノ目的及方法
- 三 募集ノ區域及豫定期間
- 四 募集ノ豫定期間
- 五 其他参考事項

●神佛ノ參拜其ノ他ノ代理周旋行爲取締ノ件

(明治三十八年十二月二十日)
内務省令第二十二號

第一條 神佛ノ參拜若ハ神樂、祈禱、禁厭ノ請求若ハ神符守札其ノ他ノ物品ノ請受ニ關スル代理又ハ周旋ヲ爲ス行爲ニシテ財物ヲ受ケ又ハ受ケントシ因テ公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルモノハ廳府縣長官(東京府ニ於テハ警視總監)ニ於テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

禁止及制限ノ效力ハ全國ニ及フ

第二條 前條ノ禁止又ハ制限ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ命令ニ違背シタル者及情ヲ知テ之ヲ幫助シタル者ハ二十五日以下ノ重禁錮又ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

●神佛ノ參拜其ノ他ノ代理周旋行爲取締ノ件發布
ニ付心得方

(明治三十八年十二月二十一日)
岐阜縣内訓第七號

今般神佛ノ參拜其ノ他ノ代理、周旋行爲取締ノ件内務省令第二十二號ヲ以テ發布相成候處右ハ近來伊勢神宮ニ關シ奉禱會御神靈會、月參大々講等其他ノ名稱ノ下ニ兩宮ノ參拜、奏樂ノ要請若ハ大麻、神饌、神符等ノ受領ニ付代理又ハ周旋ヲ爲ス目的ヲ以テ各地ニ會員、信徒ヲ募集スル者漸ク多ク右等ノ内ニハ不正ノ徒輩名ヲ之ニ藉リ集會員信徒ヨリ離出若ハ送付

ノ會員ニ對シ私利ヲ圖ル者不尠如上ノ弊害ハ尙他ノ名祠巨刹ニ關シテモ往々有之哉ニ相聞ヘ公安上難差置テ以テ遂ニ省令ノ發布ヲ見ルニ至リタル趣キニ候得ハ之ヲ執行ニ關シテハ特ニ慎重ノ調査ヲ遂ケ取締上寬嚴宜シキヲ得ル様注意セサル可カラス就テハ右省令ニ該當スル諸種ノ教會員ニシテ其行爲ヲ禁止又ハ制限スルノ必要アルモノアルニ當リテハ左ノ事項ヲ調査報告スヘシ而シテ本令ノ禁止又ハ制限ノ效力ハ全國ニ及フモノニ候條被處分者ノ住所名氏等ハ其都度官報ニ掲載ノ答ナレハ別ニ帳簿ヲ設ケ之ヲ記入シ取締上遺策ナキチ期スヘシ

- 一 教會ノ所在地名及名稱
- 二 教會員又ハ代理、周旋者ノ住所氏名年齢並資産
- 三 財物ヲ受ケ又ハ受ケントスル手段方法ノ詳細ナル調査

第八款 幼者及未成年者

●金錢其ノ他ノ報酬ヲ得テ幼兒ヲ子養シ若ハ受託

養育ニ關スル件

(明治二十八年五月三十一日)
岐阜縣令第三十三號

附註 明治四五年七月縣令第三二號改正

金錢其ノ他ノ報酬ヲ得又得ルノ契約ヲ以テ六年未滿ノ幼兒ヲ子養シ若クハ受託養育スル者ハ其ノ兒ノ實父母私生ノ者ハ其ノ生母ノ住所氏名ヲ記シ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
現ニ前項ニ相當スル養育兒アル者ハ本令發布後十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
實父母又ハ生母ハ幼兒保護ノ目的ヲ以テ其ノ養育主ノ住所氏名其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記シ養育主所在地ノ警察官署ニ届出ツルコトヲ得
幼兒ニシテ重キ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ其ノ養育主ヨリ速ニ所轄警察官署若クハ巡查駐在所ニ届出ツヘシ其ノ届出ハ口頭又ハ郵便端書等便宜ニ從ヒ妨ケナシ
幼兒ヲ子養又ハ受託養育スル者ハ養育上ニ附キ警察官吏ノ取調ヲ受ケタルトキハ何事タリトモ明ラカニ應答スヘシ
本令第一項第四項第五項ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

●養子又ハ受託養育幼兒臺帳ニ關スル件

(明治二十八年五月)
指示第三四號

養子又ハ受託養育ニ係ル幼兒保護ノ爲メ縣令第三十三號ヲ發セラレタルヲ以テ各署ニ別紙様式ノ臺帳ヲ備ヘ記入整理スヘ

シ其ノ養育上ニ於ケル取扱ニ就テハ或ハ諭示ヲ加ヘ或ハ父母ニ通報シテ注意ヲ促ス等便宜處理スヘキハ勿論時宜ニ依リテハ司法處分ニ移スノ取扱ヲ爲スヘシ

(別紙) 臺帳様式 (用紙美濃野紙)

養育主族籍住所

氏名

生年月日

幼兒ノ氏名及生年月日	
父母ノ住所氏名	
子養又ハ受託ノ理由	
報酬及契約ノ概要	
備考	本欄ニハ前各項ノ外参考トナルヘキ事項ヲ追次記入スルモノトス養育主カ平素養育上ニ於ケル模範等モ亦記入スヘシ若シ疾病ニ罹ル等ノコトアリタルトキハ其ノ待遇上ヨリ起因シタルモノニアラサルヤ否ヤ視察ノ大略ヲ記入スルモノトス又幼兒死亡シタルトキハ其ノ死因ノ大略及年月日等ヲ記入スヘシ

●未成年者喫煙禁止法

(明治三十三年三月七日 法律第三十三號)

- 第一條 未成年者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス
 - 第二條 前條ニ違反スル者アルトキハ行政ノ處分ヲ以テ喫煙ノ爲ニ所持スル煙草及器具ヲ沒收ス
 - 第三條 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者情ヲ知りテ其ノ喫煙ヲ制止セザルトキハ一圓以下ノ科料ニ處ス
 - 第四條 親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ處斷ス
- 附則
未成年者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知りテ煙草又ハ器具ヲ販賣シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●未成年者飲酒禁止法

(大正十一年三月三十日 法律第二十號)

- 第一條 未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス
- 第二條 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者若ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知りタルトキハ之ヲ制止スヘシ
- 第三條 營業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販賣又ハ供與スル者ハ未成年者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販賣又ハ供與スルコトヲ得ス
- 第四條 未成年者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收シ又ハ廢棄其ノ他ノ必要ナル處置ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第五條 第一條第二項、第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
- 第六條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●未成年者飲酒禁止法施行ニ關スル件

(大正十一年四月十日)
保第三九四號通牒

警察部長ヨリ各警察官署長宛

今般法律第二十號ヲ以テ未成年者飲酒禁止法公布相成候處本法ハ未成年者ノ酒類ヲ飲用スルハ音ニ身體上ニ有害ナルノミナラス之ニ因テ遊惰放縱ニ流ルルノ惡風ヲ馴致シ青年子弟ヲシテ將來ヲ愆ラシムルニ至ル等風俗、衛生及教育上其ノ他ニ及ホス弊害少カラサルヲ以テ之ヲ矯正シ防遏スルノ趣旨ニ出テタルモノニ有之候間本法ノ施行ニ付テハ大要左記ニ依リ御措置ノ上一面學校長會、青年會、衛生講話會其ノ他多衆會同ノ機會ニ於テ未成年者ノ酒類ヲ飲用スルノ害惡ナルコトヲ諒解セシメ良風ヲ馴致スルニ努メ警察取締ノ苛酷ニ失スルカ如キコト無之様内務次官ヨリ通牒ノ次第モ有之候條相當御配慮相成度此段及通牒候也

記

- 一 祭祀宗教、婚姻、縁組等儀式ノ場合若ハ藥用ニ供スル場合又ハ酒類ノ製造、販賣業者ノ使用人カ職業上酒ノ良否ヲ鑑別スル場合ニ酒類ヲ用ユルノ類ハ本法ニ於テ取締ヲ爲スノ精神ニアラサルヲ以テ執行上常ニ誤リナキ様致度
- 二 工場、鑛山、商店其ノ他ニシテ多數未成年者ヲ使用シ養成スル向ニ對シテハ其ノ首長等重立者ヲ通シ又ハ時々本法ノ趣旨ヲ懇篤説示シテ注意ヲ促シ又酒類販賣業者、料理屋、飲食店等業體上酒類ヲ販賣シ供與スル者ニ對シテハ是亦本

法制定ノ趣旨ヲ懇説シ違反行爲ニ出ツルコトナキ様取締上平素ニ於テ留意セシメラレ度

- 三 未成年者ノ飲酒ハ喫煙ト異リ家宅内ニ於テ行ハルルコト多ク從テ學校生徒其ノ他ニシテ會同ヲ催フセル場合或ハ一般宴會等ノ場合ニ於テ外部ヨリノ推測ニ基キ其場所ニ立入ルカ如キハ紛擾ノ因ヲ生シ却テ取締ノ目的ヲ達セサルヘク被存候間是等ノ場合ニ於テ事後ニ於テ適應ノ措置ヲ講スル様致度
- 四 未成年者ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ヲ沒收シタルトキハ領收證ヲ交付シ警邏途中等ノ場合ハ警察官吏ニ於テ名刺ニ假領收ノ旨ヲ記載シテ本人ニ交付シ後本項ノ手續ヲ盡サシメラレ度尙沒收處分ニ付テハ法第二條末段ノ規定モ有之之ヲ行ハサルニ於テハ飲酒ヲ續行スル等已ムヲ得サル場合ニ限り之ヲ爲ス等慎重ニ處理セラレ度

第四章 營業

第一款 通則

●營業鑑札下附ニ關スル件

(明治十二年四月四日
內務省達乙第十七號)

客年第三十九號公布中各營業者へ鑑札下附候儀ハ不苦ト雖鑑札手数料等ハ收入不致義ト可心得此旨相達候事但鑑札下附ノ費用ハ警察上ヨリ下附スルモノハ警察費ヨリ支辨シ收稅上ヨリ下附スルモノハ〔地方稅〕中廳費ヨリ支辨可致義ト可相心得事

●營業臨檢其他視察ニ關スル件

(大正八年八月二日
警第五三二二號通牒)

警察部長ヨリ各警察官署長宛

近來營業臨檢其他ノ視察兎角形式ニ流レ又營業者ニ對シ注意訓戒ヲ與ヘタル事項徹底セス或ハ中ニハ慢然臨檢シ不都合ノ行爲アルモ何等之レカ措置ヲ構セサル向アリ將來左記ニ依リ臨檢視察ヲ遂ケテ徹底的ノ取締ヲ勵行シ法ノ活用ニ勉メラレ度此旨及通牒候也

記

- 一 臨檢前取締法規ヲ研究スルコト
- 二 新規開業者ニ對シテハ指導的取締ヲ爲スコト
- 三 營業者備付ノ帳簿ニハ必ス臨檢ノ月日ヲ記入シ且認印スルコト
- 四 不都合ノ行爲アル者ニ對シテハ口頭ヲ以テ指示注意訓戒ヲ與フハ勿論其旨帳簿記載ノ末尾欄内ニ委曲記入ノコト

- 五 其後臨檢ノ際前同ノ注意事項等ヲ遵守シタルヤ否ヲ記入スルコト
- 六 違反行爲ヲ反覆シタル者ハ相當處分ヲ求ムルコト

●各種營業者ノ取締ニ關スル件

(昭和二年一月二十九日)
保第一〇四四號通牒

警察部長ヨリ各警察官署長宛

其警部内ニ於テ當廳又ハ所轄警察署ノ許可ヲ受ケタル各種取締營業者ニシテ

- (一) 其ノ營業ニ關スル取締規則違反
- (二) 風俗上取締ヲ要スル營業者ニシテ密賣淫ニ關スル罪
- (三) 多衆ヲ集合セシムル業態ノ營業者ニシテ賭博犯
- (四) 其ノ他各種犯罪

ヲ犯シ改悛ノ情ナキモ有之ヤニ認メラルル次第ナルカ之等ニ對シ予ハ社會公安上風俗上等ヨリ斷然トシテ營業許可ノ取消並ニ停止處分ニ出ル必要アルヲ以テ爾今如上ノ趣旨ヲ以テ嚴重ナル取締ト調査チナシ該當者アル場合ハ稟申指揮ヲ受ケル等遺算ナキチ期セラルヘシ

●營業者ノ取締ニ關スル件

第一條 取締規則

第四章 營業

第二款 質屋、古物商及屑物商

●質屋取締法

(明治二十八年三月十三日)
法律第十四號

附則 明三三年三月法第六二號、三八年二月第二五號、四三年四月第四三號改正

第一條 質屋營業ヲ爲サムトスル者ハ行政廳ノ免許ヲ受ケヘシ支店ヲ設ケルトキ亦同シ
廢業シタルトキハ行政廳ニ届出ヘシ

第二條 質屋ハ店舗ノ外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 質屋物品ヲ質ニ取ラムトスルトキハ質置主ニ於テ其ノ物品ヲ質入シ得ヘキ權利ヲ有スルコトヲ確認シタル後之ヲ爲スヘシ若不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官ニ申告スヘシ

第四條 住所、氏名ノ詳カナラサル者ヨリ物品ヲ質ニ取ルコトヲ得ス但シ住所、氏名ノ詳カナル者其ノ證人タルトキ又ハ警察官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 質屋ハ質契約及質物處分ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

質屋ハ質契約ノ證トシテ質札又ハ通帳ヲ質置主ニ交付スヘシ

帳簿、質札及通帳ノ製方及様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第六條 質屋ハ左ノ事項ヲ見易キ場所ニ揭示スヘシ

- 一 利子割合
- 一 流質期限
- 一 質物ノ災難ニ罹リタルトキノ處辨方
- 一 質物出入時間

第七條 傳染病毒ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス

前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未ダ消毒セサルモノト認ムルトキハ直ニ消毒法ヲ施サシメ命ニ從ハサレハ之ヲ官沒ス

第八條 質屋ハ質物ヲ使用シ若クハ貸付スルコトヲ得ス

轉質ハ必要ノ場合ニ限り命令ヲ以テ制限シ若ハ禁止スルコトヲ得

第九條 質屋ハ左ニ掲クル制限内ノ利子ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ金錢ヲ領收スルコトヲ得ス

貸金二十五錢以下ハ一箇月一錢、一圓以下ハ一箇月百分ノ四、五圓以下ハ一箇月百分ノ三、十圓以下ハ一箇月百分ノ二

半

本條ニ違反シタル質契約ハ其ノ違反セル部分ニ限り無効トス

第十條 質置主ハ流質期限前ハ何時タリトモ元利金ヲ辨濟シテ其ノ質物ヲ受戻スコトヲ得

第十一條 質屋ハ流質期限經過ノ後何時タリトモ其ノ質物ヲ處分スルコトヲ得

第十二條 質屋ハ何人ニ拘ラス質札又ハ通帳ヲ所持スル者ニ其ノ質物ヲ返還スルコトヲ得

第十三條 贓物ニシテ特ニ識別シ得ヘキ物品ニ限リ警察官ニ於テ必要アリト認ムルモノハ品觸ヲ發スルコトヲ得

第十四條 贓物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日ヲ其ノ品觸寫書ニ附記スヘシ品觸到達以後六箇月内ニ品觸ニ相當スル

物品ヲ質ニ取り若ハ質物トシテ占有セルコトヲ覺知スルトキハ直ニ警察官ニ届出ヘシ

第十五條 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺失物又ハ傳染病毒汚染ノ物品アリト認ムルトキハ何時タリトモ質物及帳簿

ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ十日以内ヲ限リ其ノ物品ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サシムルコトヲ得

警察官ニ於テ物品ヲ押收シタルトキハ領置證書ヲ交付スヘシ

第十六條 質物ニシテ遺失物若ハ盜品ニ係ルトキハ警察官之ヲ徵收シ被害者ニ還付スルコトヲ得若被害者知レサルトキハ

徵收シタル日ヨリ二箇年ノ後被徵收者ニ還付スヘシ

第十七條 營業ニ關スル帳簿ヲ廢棄セムトスルトキハ警察官ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 質屋法律命令ニ違反シ行政廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ營業ヲ禁止又ハ停止スルコトヲ得

禁止及停止ノ效力ハ全國ニ及フ

第十九條 禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ質屋營業ヲ爲シ又ハ質屋營業者ノ代理人タルコトヲ得ス停止ノ處

分ヲ受ケタル者其ノ期間亦同シ

第二十條 質屋廢業シ若ハ營業ヲ禁止セラレタルトキト雖其ノ以前ニ成立シタル質契約及其ノ質物ニ付テハ尙ホ此ノ法律

ヲ適用ス停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期間亦同シ

第二十一條 行政廳ハ何時タリトモ營業ノ禁止ヲ解クコトヲ得

第二十二條 左ニ掲クル諸項ノ一ニ該當スル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條ノ場合ニ於テ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品、帳簿ヲ毀損亡失シタル者

二 第一條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタル者

三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者

四 第八條第一項及第十九條ニ違反シタル者

第二十三條 第一條第二項、第二條、第三條、第四條、第五條第一項及第二項、第六條、第七條第一項、第十四條及第十

七條ニ違反シタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用キス

第二十五條 質屋營業上ニ就テハ家屬又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス

第二十六條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第二十七條 此ノ法律ハ明治二十八年九月一日ヨリ施行ス

第二十八條 此ノ法律施行以前ニ係ル質契約ニ付テハ契約當時ノ法令ヲ適用ス

第二十九條 明治十七年第九號布告質屋取締條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

●質屋取締法細則

(明治二十八年七月二十六日) 內務省令第九號

第一條 質屋取締法及此ノ細則ニ規定シタル行政廳ノ職權ハ東京府ニ於テハ警視總監北海道ニ於テハ北海道廳長官其ノ他ノ府縣ニ於テハ知事之ヲ行フ

警視總監、北海道廳長官、府縣以下之ニ依リ知事ハ前項ノ職權ヲ警察署長、警察分署長、島司、地役人若クハ名主ニ委任スルコトヲ得但シ營業ヲ禁止若クハ停止シ又ハ營業ノ禁止若クハ停止ヲ解クノ處分ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 支店ヲ設クルトキハ管理人ヲ定メ行政廳ニ届出ヘシ

第三條 店舗ノ移轉營業者及後見人ノ族籍、住所、氏名ノ異動管理人ノ變更及後見ノ終了ハ行政廳ニ届出ヘシ支店ヲ閉鎖スルトキ亦同シ

後見人ノ變更ハ新後見人ヨリ營業者ノ死亡ハ相續人ヨリ行政廳ニ届出ヘシ但シ死亡者非戸主ナルトキハ其死亡ハ戸主ヨリ届出ヘシ

後見人ニ因リテ營業ノ免許ヲ願出又ハ後見人ノ變更ヲ届出ルニハ其ノ後見ニ關シ市町村長又ハ區戸長ノ證明書ヲ添付スヘシ

第四條 前二條ノ届出及廢業ノ届出ハ事業ノ生シタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ相續人ヨリ營業者ノ死亡ヲ届出ルハ相續ノ日ヨリ十日以内ニ於テスヘシ

第五條 帳簿ノ種類及其ノ記載方ハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

第六條 帳簿ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ五日以内ニ其ノ事由ヲ疏明シ行政廳ニ届出ヘシ

第七條 質札及通帳ニハ適當ノ箇所ニ質置主ノ氏名ヲ記載シ營業者又ハ支店管理人記名捺印シ質契約ヲ爲ス毎ニ貸金額、質物ノ種類、員數、番號、年月日ヲ記載スヘシ其ノ製方及様式ハ廳府縣令ヲ以テ定ムルコトヲ得

第八條 第二條、第三條第一項第二項、第六條及第七條ニ違背シタル者ハ二圓以上十圓以下ノ罰金ニ處ス
第九條 此細則ニ規定シタルモノノ外警視總監、北海道廳長官及府縣知事ハ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

●質屋取締法及同細則施行規則

(明治二十八年八月二十三日) 岐阜縣令第三十七號

附則 明治二八年一月縣令第四六號、一二月第五三號改正
質屋取締法及細則施行規則左ノ通之ヲ定ム

但シ明治二十四年(九月)岐阜縣令第五十五號質屋取締細則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

第一條 質屋取締法及同細則ニ依リ行政廳ニ差出スヘキ願届ハ所轄警察官署ニ差出スヘシ

第二條 質屋營業ヲ爲サムトスル者ハ第一號書式ニ依リ願出ツヘシ

第三條 質屋取締法細則第二條ニ依リ支店管理人ヲ定メタルトキハ第二號書式ニ依リ届出ツヘシ

第四條 質屋營業者ハ第三號書式ニ依リ質物臺帳及流質物賣拂帳ヲ備ヘ年別トシ新調ノ都度其ノ初葉ニ紙數ヲ記シ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ整理保存スヘシ但シ帳簿ハ數年繼續使用スルコトヲ得

第五條 前條ノ帳簿ヲ廢棄セムトスルトキハ第四號書式ニ依リ願出ツヘシ

第六條 品觸寫書ハ順次編綴シ到達後一箇年ヲ經過スルニアラサレハ廢棄スヘカラス

第七條 質屋取締法第六條ノ各項ハ營業ノ許可ヲ受ケタルトキ直チニ之ヲ届出ツヘシ變更シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ

同條ノ各項ハ質札ノ裏面及通帳ノ初葉ニ明記スヘシ

第八條 質取物品ヲ轉賣セムトスルトキハ其ノ物品ニ關スル臺帳面ノ寫ヲ添ヘ質置主連署ヲ以テ届出ツヘシ

第九條 第六條第七條第八條ニ違背シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

第十條 從來ノ營業者ハ質屋取締ニ關スル法律命令ヲ遵守シ繼續營業スルコトヲ得

第一號書式 (用紙半紙)

質屋營業願

族籍身分職業

氏 名

生 年 月 日

質屋取締ニ關スル法律命令ヲ遵守シ明治 年 月 日ヨリ質屋營業致度ニ付御聞届被下度別紙取調書相添へ此段相願候也

右

氏 名 印

明治 年 月 日

何警察署(分署)長

警部 氏 名 殿

(後見人ニ因リテ願出ツル者ハ連署ノ上差出スヘシ此ノ場合ニ在リテハ別紙取調書モ亦後見人ニ關シ別ニ調製シ市町村長ノ證明ヲ受ケ添附スヘシ)

取 調 書

氏 名

一族籍氏名ヲ變更シタル者ハ其ノ年月日及舊族籍氏名

一古物商營業ノ禁止又ハ停止ノ處分ヲ受ケタル有無若シ受ケタルコトアル者ハ其ノ官署名及年月日

一前住地及現住地ニ移轉シタル年月日

右之通候也

右

明治 年 月 日

氏 名 印

第二號書式 (用紙同上)

支店管理人届

族籍身分職業

氏 名

生 年 月 日

明治 年 月 日ヨリ郡市町村字番戸ニ支店ヲ設ケ前記ノ者ヲシテ管理爲致候間別紙取調書相添へ此段御届申上候也

族籍身分職業

氏 名 印

明治 年 月 日

何警察署(分署)長

警部 氏 名 殿

(後見人アル者ハ連署ヲ以テ届出ツルヲ要ス又取調書ノ書式ハ第一號書式ニ添附スルモノニ同シ)

第三號書式 (用紙美濃紙横帳ニテモ可ナリ)

質物臺帳 (〇印ハ朱書)

質置主ノ住所

氏 名

年 月 日 (代人ナルトキハ其ノ住所氏名ヲ年月日ノ下ニ記入スルヲ要ス)

第一號 〇年月日受出(流質)(第何號ト入換)

一何何 一個(枚)品質模樣(番號アルモノハ番號等ヲ詳記スルヲ要ス)

貸金何程

第三編 保安 第四章 營業 第二款 質屋、古物商及屑物商

第二號

年月日受出(流質)(何何ニ轉質)

一何個 一個(枚) 品質模樣(番號アルモノハ番號等ヲ詳記スルヲ要ス)

貸金何程

合計 二品 貨金 程

(證明ヲ得テ質ニ受ケタルトキハ左ノ通記入スルヲ要ス)

右物品ハ質置主ニ於テ質入スルノ權利アルコトヲ證明ス

明治 年 月 日

族籍職業

氏

名 印

(認可ヲ得テ質ニ受ケタルトキハ左ノ通記入スルヲ要ス)

右物品質入スルヲ認可ス

明治 年 月 日

何警察署(分署)長

警部 氏

名 印

明治 年 月 日

流質物賣拂帳

又ハ何警察署(分署)何駐在所勤務

巡查 氏

名 印

明治 年 月 日

買主ノ住所

氏

名

何年第何號

一何何 一個(枚)

代價何程

何年第何號

一何何 一個(枚)

代價何程

合計 二品 代價何程

帳簿廢棄願

一何 何 冊

但シ明治 年 月 日ヨリ 年 月 日マテ記入ノ分

右帳簿ニ記入ノ分ハ何レモ取扱濟ニ付廢棄致度候間御聞届被下度此段相願候也

族籍身分職業

氏

名 印

明治 年 月 日

何警察署(分署)長

警部 氏

名 殿

(後見人アル者ハ連署ヲ以テ願出ツルヲ要ス)

●質屋取締ニ關スル取扱手續

(明治二十八年八月 岐阜縣訓第二三三號)

第一條 各警察署分署ニハ別紙第一號書式ニ準シ質屋營業臺帳ヲ備ヘ營業者總代營業者管理人質使營業營業禁止者ノ五部ニ分チ口紙ヲ附シ記入整理スヘシ

第二條 取締法第十七條ニ因リ帳簿ノ廢棄ヲ願出ツルモノアルトキハ記載シタル物品ノ結了後一個年ヲ經過シ差支ナシト認ムルモノニ限り之ヲ許可スヘシ

第三條 取締法第七條第二項ニ因リ物品ヲ官沒スルトキハ別紙第二號書式ニ準シ處分證二通ヲ作り契印ヲ爲シ一通ヲ交付シ一通ヲ一件書類ニ添付シ置クヘシ

第三編 保安 第四章 營業 第二款 質屋、古物商及屠物商

五百九十

- 第四條 取締法第十五條ニ因リ物品ヲ領置スルトキハ別紙第三號書式ニ準シ領置證ニ通テ作り契印ヲ爲シ一通ヲ交附シ一通ヲ一件書類ニ添付シ置ケヘシ
- 第五條 前條領置シタル物品ニシテ取締法第十六條ニ因リ處分スヘキモノハ其ノ旨營業者ニ告知シ領置證ニ附記スヘシ
- 第六條 取締法第十六條ニ因リ物品ヲ徵收スルトキハ別紙第四號書式ニ準シ徵收證ニ通テ作り契印ヲ爲シ一通ヲ交附シ一通ヲ一件書類ニ添付シ置ケヘシ
- 第七條 第三條第四條第六條ノ取扱ヲ爲シタルトキハ其ノ物品ノ處置ヲ明カニシ一件書類ノ錯雜ヲ來ササル様特ニ注意スヘシ
- 第八條 取締法第十八條ニ因リ營業ヲ禁止シ若クハ停止スルノ必要アリト思料シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ具申スヘシ營業禁止ヲ解クノ必要アリト思料シタルトキ亦同シ
- 第九條 細則第二條ノ管理人ニ就テハ取締法第十九條ヲ適用スヘキモノトス
- 第十條 細則第六條ニ因リ帳簿ノ毀損又ハ亡失ノ届出アルトキハ許可ヲ受ケスシテ廢棄シタルモノニアラサルヤ否ヤニ注意スヘシ
- 第十一條 質屋ノ店舗及支店ニハ時時監臨視察ヲ爲スヘシ
手數料ヲ得ルノ目的ヲ以テ質使ヲ業トスル者アルトキハ平素ノ行爲ニ注意スヘシ
- 第十二條 流質物ヲ賣却スルニ當リ之ヲ市場ニ販賣シ或ハ店頭ニ陳列シ若クハ廣告シテ購買者ヲ募リ又ハ行商若クハ羅賣スル等古物商ノ行爲ナキ様注意スヘシ
- 第十三條 他ノ警察署分署部内ニ支店ヲ設クル者アルトキハ甲乙兩警察署分署ニ届出シムルヲ要ス
- 第十四條 質屋ニ於テ規定ノ帳簿ヲ新調シタルトキハ之ヲ差出サシメ其ノ初葉ニ枚數及檢閱ノ年月日ヲ記シ署印ヲ押捺スヘシ

- 第十五條 從來營業者ハ繼續營業ヲ爲スヲ得ト雖トモ支店アリテ管理人ナキ者及幼者無能力者ニシテ後見人ナキ者等ノ如キハ相當手續ヲ運ハシムヘシ
- 第十六條 古物商取締ニ關スル取扱手續第二條第八條第十六條第十八條、第二十條ハ質屋取締ニ關スル取扱手續ニモ亦之ヲ適用ス

第一號書式 (用紙美濃紙)

營業者總代

符號	號	年	月	日	死亡	年	月	日	總代	町村	區	市	族	籍	氏	生年	月	日	名

一帳簿記入ノ方法ハ古物商ニ關スル取扱手續中ノ書式ヲ參照スヘシ

番	號	許	年	月	日	可	年	月	日	廢	年	月	日	死	年	月	日	備	考	族	籍	氏	生年	月	日	名

第三編 保安 第四章 營業 第二款 質屋、古物商及屠物商

五百九十一

符號		營業禁止者		質使業	
番號	開設年月日	番號	禁止年月日	實使業ヲ爲スト 認メタル年月日	備
	廢止年月日		解禁止年月日	同業廢止又ハ死 亡年月日	考族
	禁止年月日		解停止年月日		籍氏
	備		族		籍氏
	考族		籍氏		生年月日 名
	籍氏		生年月日 名		

管理人

第二號書式 (用紙半紙罪紙)

官沒處分證

一何何

一何何

計何點

右物品ハ何何ナルヲ以テ傳染病毒ニ汚染シタルモノト認メ消毒法ヲ施スヘキ旨命シタルニ其ノ命ニ從ハサルヲ以テ質屋取
締法第七條第二項ニ因リ郡市町村字番戶質屋營業人何某ヨリ官沒スルモノナリ

明治 年 月 日

何警察署(分署)長
警部 氏

名 印

第三號書式 (用紙半紙罪紙)

物品領置證

一何何

一何何

計何點

右ハ犯罪ノ嫌疑アル物品 遺失物 (傳染病毒ニ汚染シタル物品) ト認ムルヲ以テ質屋取締法第十五條ニ因リ郡市町村字番
戶質屋營業人何某ヨリ領置スルモノナリ

明治 年 月 日

何警察署(分署)長
警部 氏

名 印

第四號書式 (用紙半紙罪紙)

物品徵收證

第三編 保安 第四章 營業 第二款 質屋、古物商及屠物商

一何何 何個
一何何 何枚
計何點

右物品ハ遺失物(贓物)ニ係ルヲ以テ質屋取締法第十六條ニ因リ郡市町村字番戸質屋營業人何某ヨリ徵收スルモノナリ

何警察署(分署)長

明治 年 月 日

警部 氏

名 印

●質屋取締ニ關スル件

(大正三年十二月七日)
保第八三七三號

質屋取締法第三條ニ依レハ質屋營業者ハ質置主ノ其ノ物品ヲ質入シ得ヘキ權利ヲ有スルコトヲ確認シタル後質取ヲ爲スコトニ相成居候處右確認ナルモノハ質屋營業者ニ於テ質取ノ際質置主ノ人物及質入物品ノ種類其ノ他ニ徵シ質入ノ相應セサルヤ否ヤニ就キ善良ナル注意ヲ爲スノ意ニ外ナラサル義ニ可有之然ルニ營業者ニ於テ是等周到ナル注意ヲ以テ質取ヲ爲シタルニ拘ハラズ質物中他日權利ヲ有スル者ノ相違シ若ハ不正品ニ屬スル等ノ事實發見候ニ於テハ違反トシテ往々之ヲ處罰スル等ノ聞ヘ有之候處右ハ營業者ヲシテ營業上常ニ不安ノ念ヲ抱カシムルノミナラス若シ質物ニシテ盜品若ハ遺失物ニ係ルトキハ法第十六條ニ於テ相當措置シ得ヘキ途モ相立居候間右様ノ事實有之タル場合ニ於テハ慎重ニ調査ヲ遂ケ取扱上奇察ニ涉ルカ如キ事無之様致度是等執行上ニ關シテハ平素ニ於テ夫々御配慮相成居候義ニ可有之存知候得共多數警察官吏中ニハ前顯ノ趣旨ヲ了得セス其ノ執行往々穩當ヲ缺クモノ有之哉ニ思料被致候間此際如上ノ趣旨徹底候様部下へ詳細御訓授相成度其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候條依命此旨及通牒候

●質屋取締法第七條及古物商取締法第八條適用範

(大正十五年八月十二日)
保第一〇四六四號通牒

圍ニ關スル件

警察部長ヨリ各警察官署長宛

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ伺ニ對シ乙號ノ通回答シ置キタル旨警察部長ヨリ通牒有之候條右及通牒候也

(甲號)

警視總監ヨリ警保局長宛

(大正十五年四月二十七日)
保第一九五號

質屋取締法第七條及古物商取締法第八條ニ所謂傳染病トハ傳染病豫防法ニ依ル傳染病以外ノ結核豫防法及トラホーム豫防法ニ依ル「結核」及「トラホーム」其ノ他ノ法令ニ依ル傳染性病毒ヲモ包含セシメ取締ルヘキモノナルヤ否之カ適用ニ關シ聊カ疑義有之候ニ付何分ノ御指示相成度此段及稟議候也

(乙號)

警保局長ヨリ警視總監宛

(大正十五年八月九日)
內務省視警第五七號

四月二十七日附保第一九五號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御照會有之候處質屋取締法第七條及古物商取締法第八條ニ所謂傳染病トハ傳染性病ヲ謂フモノニシテ傳染病豫防法ニ依ル傳染病結核豫防法及トラホーム豫防法ニ依ル「結核」及「トラホーム」並其ノ他ノ法令ニ依ル傳染病疾患ノミニ限定スルノ要ナキモノト被存候
右經伺ノ上申進候也

●古物商取締法

(明治二十八年三月六日)
法律第十三號

總、内、大臣副署

附註

明治三三年三月法律第六〇號、三八年二月第二四號改正

第一條 古物商トハ主トシテ一度使用シタル物品若ハ其ノ物品ニ幾部ノ手入ヲ爲シタルモノヲ賣買交換スルヲ以テ營業ト爲ス者ヲ云フ

第二條 古物商ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ其ノ物品ノ種類ヲ定メ行政廳ノ免許ヲ受クヘシ

第三編 保安 第四章 營業 第二款 質屋、古物商及屠物商

第三條 古物商ハ免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄内ニ店舗ヲ設ケタルトキハ其ノ旨行政廳ニ届出ヘシ

第四條 免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄以外ノ地ニ於テ營業所又ハ店舗ヲ設ケムトスルトキハ更ニ其ノ地行政廳ノ免許ヲ受ケタル場合ニ限リ其ノ品目ヲ其ノ地ノ行政廳ニ届出ヘシ但シ官衙公署ノ公賣品及質業者ヨリ買受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 左ニ記載シタルモノニ關スル規定ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
一 古物ノ市場、行商、露店及雜賣
二 刀劍又ハ之ヲ仕込ミタル器具其ノ他危險ノ虞アル物品ノ賣買交換

第六條 古物商物品ヲ買受ケ若ハ交換セムトスルトキハ賣主、讓渡主ニ於テ其ノ物品ヲ處分スルノ權利ヲ有スルコトヲ確認シタル後之ヲ爲スヘシ若不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官ニ申告スヘシ

第七條 住所、氏名ノ詳ナラサル者ヨリ物品ヲ買受ケ又ハ交換スルコトヲ得ス但シ住所、氏名ノ詳ナル者其ノ證人タルトキ又ハ警察官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 傳染病毒ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ買受ケ又ハ讓受クルコトヲ得ス
前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未タ消毒セサルモノト認ムルトキハ直ニ消毒法ヲ施サシム其ノ命ニ從ハサルトキハ之ヲ官沒ス

第九條 贓物ニシテ特ニ識別シ得ヘキ物品ニ限リ警察官ハ品觸ヲ發スルコトヲ得
第十條 贓物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日ヲ其ノ品觸寫書ニ附記スヘシ品觸到達以後六箇月内ニ品觸ニ相當スル物品ヲ買受ケ又ハ交換シ若ハ寄藏ヲ受ケ若ハ其ノ以前ニ之ヲ得タル儘所持シタルトキハ直ニ警察官ニ届出ヘシ

第十一條 古物商物品ヲ賣買シ若ハ交換シタルトキハ其ノ物品及賣主、讓渡主ヲ帳簿ニ記載シ又買主、讓受主ヲ詳ニスルコトヲ得タルトキハ之ヲ記載スヘシ

其ノ他帳簿ニ關スル規定ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
第十二條 物品ノ賣買交換ヲ記載シタル帳簿ヲ廢棄セムトスルトキハ警察官ノ許可ヲ受ケヘシ
第十三條 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺失物又ハ傳染病毒汚染ノ物品アリト認ムルトキハ何時タリトモ物品及帳簿ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ其ノ物品ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サシムルコトヲ得
警察官ニ於テ物品ヲ押收シタルトキハ領置證書ヲ交付スヘシ
第十四條 古物商法律命令ニ違犯シ行政廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ營業ヲ禁止若ハ停止スルコトヲ得
禁止及停止ノ效力ハ全國ニ及フ
第十五條 禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ古物商營業ヲ爲シ又ハ古物商ノ代理人タルコトヲ得ス停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期限内亦同シ

第十六條 行政廳ハ何時タリトモ營業禁止ヲ解クコトヲ得
第十七條 古物商ノ買受ケ又ハ交換シタル物品ニシテ遺失物若ハ贓物ニ係ルトキハ營業者ヨリシタルト否トチ問ハス警察官ニ於テ之ヲ徵收シ被害者ニ還付スルコトヲ得若被害者知レサルトキハ徵收シタル日ヨリ二箇年ノ後被徵收者ニ還付スヘシ

第十八條 他ノ營業者ニシテ隨時其ノ營業ニ屬スル古物ヲ賣買交換シ特ニ此ノ法律ヲ適用スルノ必要アルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十九條 左ニ掲グル諸項ノ一ニ該當スル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十三條ノ場合ニ於テ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品、帳簿ヲ毀損亡失シタル者
二 第二條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタル者
三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者
四 第十五條ニ違犯シタル者

第三編 保安 第四章 營業 第二款 質屋、古物商及屠物商

第二十條 第三條、第四條、第六條、第七條、第八條、第十條、第十一條及第十二條ニ違犯シタル者ハ二回以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用キス

第二十二條 營業上ニ付テハ家屬又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス

第二十三條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第二十四條 此ノ法律ハ明治二十八年九月一日ヨリ施行ス

第二十五條 明治十六年第五十號布告古物商取締條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

●古物商取締法細則

(明治二十八年七月二十六日)
內務省令第八號

第一條 古物商取締法及此ノ細則ニ規定シタル行政廳ノ職權ハ東京府ニ於テハ警視總監北海道ニ於テハ北海道廳長官其ノ他ノ府縣ニ於テハ知事之ヲ行フ

警視總監北海道廳長官府縣(東京府ヲ除ク)知事ハ前項ノ職權ヲ警察署長警察分署長島司地役人若クハ名主ニ委任スルコトヲ得但營業ヲ禁止若ハ停止シ又ハ營業ノ禁止若クハ停止ヲ解クノ處分ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 左ノ營業者ニシテ隨時其ノ營業ニ屬スル古物ヲ賣買交換スルトキハ古物商取締法及此ノ細則ヲ遵守スヘシ
吳服商 金物商 袋物商 小間物商 鼈甲商 時計商 飾商 書籍商
其ノ他府縣令ヲ以テ定メタル商業

第三條 二箇以上ノ營業所又ハ店舗ヲ設ケルトキハ營業主自ラ之ヲ管理スルモノノ外ハ管理人ヲ定メ其ノ地行政廳ニ届出ヘシ

第四條 營業ノ廢止營業所又ハ店舗ノ閉鎖移轉營業者及後見人ノ族籍住所氏名ノ異動管理人ノ變更及後見ノ終了ハ行政廳

ニ届出ヘシ

後見人ノ變更ハ新後見人ヨリ營業者ノ死亡ハ相續人ヨリ行政廳ニ届出ヘシ但死亡者非戸主ナルトキハ其死亡ハ戸主ヨリ届出ヘシ

後見人ニ因リテ營業ノ免許ヲ願出又ハ後見人ノ變更ヲ届出ルニハ其ノ後見ニ關シ市町村長又ハ區戸長ハ證明書ヲ添付スヘシ

第五條 古物商取締法第三條第四條第二項及前二條ノ届出ハ事實ノ生シタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ但古物商取締法第四條第二項ニ依リ品目ノ届出ヲ要スル物品ヲ其買受ケ若クハ讓受ケタル日ヨリ十日以内ニ他所ニ運搬シ又ハ他人ニ

交附セントスル場合ニ於テハ其品目届出ハ運搬又ハ交附ノ行爲ニ先ツヘシ又相續人ヨリ營業者ノ死亡ヲ届出ルハ相續ノ日ヨリ十日以内ニ於テスヘシ

第六條 帳簿ノ種類及其ノ記載方ハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

第七條 帳簿ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ五日以内ニ其ノ理由ヲ説明シ行政廳ニ届出ヘシ

第八條 古物商ニシテ行商ヲ爲シ又ハ露店ヲ出サントスル者ハ行政廳ニ願出鑑札ヲ受ケ之ヲ携帯スヘシ

家族又ハ同居ノ雇人ニ限リ行商ヲ爲サシメ又ハ露店ヲ出サシムルコトヲ得此場合ニ於テハ前項ノ手續ニ依リ鑑札ヲ受ケ之ヲ携帯セシムヘシ

鑑札ハ他人ニ貸與スルコトヲ得ス

第九條 古物ノ市場ヲ開設セントスル者ハ規約書ヲ添ヘ行政廳ノ認可ヲ受クヘシ

規約書ニハ開閉ノ時間場所及參集スヘキ營業者ノ住所氏名ヲ記載スヘシ

規約書ノ變更ハ其ノ都度行政廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 行商露店及市場ノ取引ニ付テ別ニ帳簿ノ規程ヲ要スルトキハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

第十一條 古物ノ雜賣ヲ爲サントスル者ハ豫メ其ノ日時並場所ヲ行政廳ニ届出ヘシ

第三編 保安 第四章 營業 第二款 質屋、古物商及屠物商

第十二條 古物商ハ露店途上其ノ他公ノ場所ニ於テ古物商ニ非サル者ヨリ古物品ヲ買取り讓受ケ又ハ交換スルコトヲ得ス
 第十三條 古物商ハ行商ニ依リ又ハ露店市場ニ於テ刀劍又ハ之ヲ仕込ミタル器具ヲ賣買交換スルコトヲ得ス
 第十四條 第三條第四條第一項第二項第七條第八條第九條第十條第十二條及第十三條ニ違背シタル者ハ二圓以上十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 此細則ニ規定シタルモノノ外警視總監北海道廳長官及府縣知事ハ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

●古物商取締法及同細則旅行規則

(明治二十八年八月 岐阜縣令第三十六號)

附則 明治二十八年一月縣令第四八號、三十四年七月第三一號、四一年一月第一號改正

古物商取締法及同細則施行規則左ノ通之ヲ定ム但シ明治二十四年九月岐阜縣令第五十四號古物商取締細則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

- 第一條 古物商取締法及同細則ニ依リ行政廳ニ差出スヘキ願届ハ所轄警察官署ニ差出スヘシ
- 第二條 古物商營業ヲ爲サムトスル者ハ第一號書式ニ依リ願出ツヘシ
營業ノ種類ヲ變更シ又ハ之ヲ增加セムトスルトキハ第二號書式ニ依リ願出ツヘシ種類ヲ減スルニ止ムルトキハ其ノ旨届出ツヘシ
- 第三條 古物商取締細則第三條ニ依リ管理人ヲ定メタルトキハ第三號書式ニ依リ届出ツヘシ
- 第四條 左ノ營業者ニシテ隨時其ノ業ニ屬スル古物ヲ賣買、交換スルトキハ古物商ニ關スル法律命令ヲ遵守スヘシ
箔打屋 煙管屋 鍛冶屋 自轉車
- 第五條 古物商營業者ハ第四號書式ニ依リ物品受拂明細帳ヲ備ヘ年別トシテ新調ノ都度其ノ初葉ニ紙數ヲ記シ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ整理保存スヘシ但シ帳簿ハ數年繼續使用スルコトヲ得
- 第六條 前條ノ帳簿ヲ廢棄セムトスルトキハ第五號書式ニ依リ願出ツヘシ
- 第七條 品觸寫書ハ順次編綴シ到達後一箇年ヲ經過スルニアラサレハ廢棄スヘカラス

第八條 自ラ行商ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サシメ及自ラ露店ヲ開キ又ハ之ヲ開カシメムトスル者ハ第六號書式ニ依リ鑑札用ノ木札ヲ添ヘ願出ツヘシ
鑑札ノ様式左ノ如シ

五 寸

第 號
明治 年 月 日許可
古金物 著 古物行商
族籍身分職業(氏名家族、雇人) 氏
生年月日 名

七 寸

第 號
明治 年 月 日許可
古金物 著 古物露店
族籍身分職業(氏名家族、雇人) 氏
生年月日 名

第九條 鑑札ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ鑑札用木札ヲ添ヘ再渡ヲ請フヘシ
 第十條 行商者及露店開設者廢業シタルトキハ十日以内ニ届出テ鑑札面烙印ノ削除ヲ請フヘシ
 行商者及露店開設者死亡シタルトキハ營業者ニ在リテハ遺族ニ於テ雇人ニ在リテハ營業者ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ
 第十一條 營業者ハ營業上ノ便宜ノ爲總代人ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其族籍氏名ヲ届出ヘシ
 第十二條 第七條及第十條第一項ニ違背シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス
 第十三條 從來ノ營業者ハ古物商取締ニ關スル法律命令ヲ遵守シ繼續營業スルコトヲ得
 第一號書式 (用紙半紙)

古物商營業願

一何(營業セムトスル物品ノ種類ヲ記載スルヲ要ス)
 古物商取締ニ關スル法律命令ヲ遵守シ明治 年 月 日ヨリ前記ノ通古物商營業致度ニ付御聞届被下度別紙取調書相添ヘ此段相願候也

明治 年 月 日

何警察署(分署)長

警部 氏 名 殿

(後見人ニ因リテ願出ツルモノハ連署ノ上差出スヘシ 此場合ニ存リテハ別紙取調書モ亦後見人ニ關シ別ニ調製シ市町村

族籍身分職業

氏 名

生 年 月 日

右

氏 名 印

長ノ證明ヲ受ケ添附スヘシ)

取 調 書

一族籍氏名ヲ變更シタル者ハ其ノ年月日及舊族籍氏名
 一古物商營業ノ禁止又ハ停止ノ處分ヲ受ケタル有無若シ受ケタルコトアル者ハ其ノ官署名及年月日
 一前住地及現住地ニ移轉シタル年月日
 右ノ通候也

氏 名

右

氏 名 印

明治 年 月 日

第二號書式 (用紙同上)

種類變更(増加)願

族籍身分職業

氏 名

右

氏 名 印

明治 年 月 日

何警察署(分署)長

警部 氏 名 殿

(後見人ニ因リテ願出ツルモノハ連署ノ上差出スヘシ)

第三編 保安 第四章 營業 第二款 質屋、古物商及屠物商

第三號書式 (用紙同上)

店舖(營業所)管理人届

族籍身分職業

氏

生年月日

明治 年 月 日ヨリ郡市町村字番戸ニ店舖(營業所)ヲ設ケ前記ノ者ナシテ管理爲致候間別紙取調書相添ヘ此段御届申上候

族籍身分職業

氏

名印

明治 年 月 日

何警察署(分署)長

警部 氏 名 股

(後見人アルモノハ連署ヲ以テ届出ツルヲ要ス又取調書ノ書式ハ第一號書式ニ添附スルモノニ同シ)

第四號書式 (用紙美濃紙)

物品受拂明細帳

號番	物 品	買 讓 受 預	部	買 讓 受 預	部
第一號	男羽織 黒羽二重丸ニ桔梗一枚 三ツ紋徑九分裏鼠 色甲斐絹	明治 年 月 日 買受(讓受預リ) 金 何 程	國郡市町村字番戸 使 氏 氏 名 名	明治 年 月 日 賣渡(讓渡) 金 何 程	國郡市町村字番戸 氏 名
第二號	金時計 但シ龍頭卷兩蓋二個 十一番形 星印番號 852	明治 年 月 日 讓受 金 何 程	同	明治 年 月 日 交換 第三號	同
第三號	掛物 但シ探幽墨畫普賢一幅 像尺八絹地金表裝	明治 年 月 日 交換 第二號			
第四號	本箱 但シ堅二尺五寸一個 九寸下部ニ引出シ アリ 銅ノ錠前附總桐	明治 年 月 日 店出所有物 出シテ賣品トナ ストキハ本欄ノ 如ク記入ス			

第五號書式 (用紙半紙)

帳簿廢棄願

一何 何册

但シ明治 年 月 日ヨリ 年 月 日マテ記入ノ分

右帳簿ニ記入ノ分ハ何レモ取扱濟ニ付廢棄致度候間御聞届被下度此段相願候也

族籍身分職業

氏 名 印

明治 年 月 日

何警察署(分署)長

警部 氏 名 殿

(後見人アル者ハ連署ヲ以テ願出ツルヲ要ス)

第六號書式 (用紙同上)

古物行商(露店)願

族籍身分職業

氏 名

右家族(同居雇人)

氏 名

生 年 月 日

右「古物行商(古物露店)開設致度」「家族(同居雇人)ヲシテ古物行商(古物露店)開設爲致度」候間御聞届被下度鑑札用木

札相添へ此段相願候也

明治 年 月 日

右

警察署(分署)長

警部 氏 名 殿

(後見人アル者ハ連署ヲ以テ願出ツルヲ要ス)

●古物商取締ニ關スル取扱手續

(明治二十八年八月 岐阜縣訓第二三三號)

第一條 警察署分署ニハ別紙第一號書式ニ準シ古物商營業臺帳ヲ備へ市場營業者總代營業者管理人行商露店營業禁停止者ノ七部ニ分チ口紙ヲ附シ記入シ整理スヘシ

第二條 所轄外及他府縣ノ者ニシテ營業ヲ禁停止セラレタルトキハ官報ノ廣告ニ因リ營業禁停止者ノ部ニ記入スヘシ其ノ解除アリタルトキ亦同シ

第三條 取締法第八條第二項ニ因リ物品ヲ官沒スルトキハ別紙第二號書式ニ準シ處分證ニ通チ作り契印ヲ爲シ一通ヲ交附シ一通ヲ一件書類ニ添付シ置クヘシ

第四條 取締法第十二條ニ因リ帳簿ノ廢棄ヲ願出ツル者アルトキハ記載シタル物品ノ結了後一箇年ヲ經過シ差支ナシト認ムルモノニ限り之ヲ許可スヘシ

第五條 取締法第十三條ニ因リ物品ヲ領置スルトキハ別紙第三號書式ニ準シ領置證ニ通チ作り一通ヲ交附シ一通ヲ一件書類ニ添付シ置クヘシ

第六條 前條領置シタル物品ニシテ取締法第十七條ニ因リ處分スヘキモノハ其ノ旨營業者ニ告知シ領置證ニ附記スヘシ

第七條 取締法第十七條ニ因リ物品ヲ徵收スルトキハ別紙第四號書式ニ準シ徵收證ニ通チ作り契印ヲ爲シ一通ヲ交附シ一通ヲ一件書類ニ添付シ置クヘシ

領置證ヲ交附シタル物品ヲ徵收スルトキハ別ニ徵收證ヲ發スルニ及ハス

第八條 徵收シタル物品ヲ被害者ニ還付シ又ハ領置シタル物品ヲ營業者ニ還付シタルトキハ請書ヲ徴シ一件書類ニ添附シ置クヘシ

第九條 第五條、第七條ノ取扱ヲ爲シタルトキハ其ノ物品ノ處置ヲ明カニシ一件書類ノ錯雜ヲ來ササル様特ニ注意スヘシ

第十條 取締法第十四條ニ因リ營業ヲ禁止シ又ハ停止スルノ必要アリト思料シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ具申スヘシ

營業禁止ヲ解クノ必要アリト思料シタルトキ亦同シ

第十一條 細則第三條ノ管理人ニ就テハ取締法第十五條ヲ適用スヘキモノトス

第十二條 細則第七條ニ因リ帳簿ノ毀損又ハ亡失ノ届出アルトキハ許可ヲ受ケスシテ廢棄シタルモノニアラサルヤ否ヤニ注意スヘシ

第十三條 細則第九條ニ因リ市場規約書ノ認可ヲ願出ツル者アルトキハ意見ヲ附シ警部長ノ認可ヲ受ケ處分スヘシ

第十四條 營業所店舗行商先露店及市場雜賣所ニハ時時監視視察ヲ爲スヘシ

第十五條 他ノ警察署部分署内ニ營業所又ハ店舗ヲ設クルモノアルトキハ甲乙兩警察署分署ニ届出シムルヲ要ス

第十六條 品類ヲ發スルトキハ左ノ手續ニ因ルヘシ

一 各警察署分署ニ於テ其ノ部内ノミニ發スル必要アルモノハ隨時之ヲ發スヘシ

二 縣下一般ニ發スル必要アルモノハ其ノ品目別徵事由ヲ詳記シ報告スヘシ

三 前項報告シタル物品ヲ發見シタルトキハ其旨報告スヘシ

四 品類報告アリタルトキハ警察部ニ於テ印刷ニ附シ各警察署分署ニ配布スヘシ其ノ配布ヲ受ケタルトキハ之ヲ營業者ニ發スルノ取扱ヲ爲スヘシ

第十七條 古物商ニ於テ規定ノ帳簿ヲ新調シタルトキハ之ヲ差出サシメ其ノ初葉ニ枚數及檢閱ノ年月日ヲ記シ署印ヲ押捺スヘシ

第十八條 帳簿ヲ檢閱シタルトキハ其ノ都度年月日ヲ記シ檢閱官認印スヘシ

第十九條 從來營業者ハ繼續營業ヲ爲スヲ得ト雖トモ別ニ營業所又ハ店舗アリテ管理人ナキ者及幼者無能力者ニシテ後見人ナキ者等ノ如キハ相常手續ヲ運ハシムヘシ

第二十條 從來營業者ノ使用スル帳簿ハ本年十二月三十一日迄繼續使用セシムルコトヲ得

市場

第一號書式 (用紙美濃野紙)

第 號

市場所在地 郡市町村字番戶

開設年月日 明治 年 月 日

廢止年月日 明治 年 月 日

開場定期 何 何

物品ノ種類 何 何

取締人又ハ管理人等如何ナル名儀ヲ以テスルニ拘ラズ市場ヲ司ル者ノ族籍身分職業氏名ヲ列記スルヲ要ス

記載例

一 市場ニ關スルモノハ隨時設置以後ノ異動等ヲ記入シ得ル様機分ノ餘白ヲ存シ置クヲ要ス

第三編 保安 第四章 營業 第二款 質屋、古物商及屠物商

營業者總代

符號	年選	定屆	日出	死亡	年月日	總代スヘキ古物商品ノ種類及市町村ノ區域	族	籍氏	名

記載例

一 符號ハ營業者ノ部ニ記入シタル番號ヲ數字ノミ(四又ハ五ト云フカ如シ)記入スルヲ要ス
 一 總代ハ古物商品中古著商ノ總代又ハ古道具商ノ總代ト云フカ如キ區別アラン故ニ其種類及區域例セハ厚見一郡トカ岐阜市及厚見郡トカ總代タルヘキ區域ヲ記入スルヲ要ス

營業者

番號	許可	年月日	禁止	年月日	古物ノ種類	族	籍氏	名
	死癩業	年月日	解解	年月日				

記載例

一 後見人ニ因リテ營業許可ヲ受ケタル者アルトキハ後見人ノ族籍氏名及生年月日ヲ列記スルヲ要ス

管理人

番號	開設	年月日	禁止	年月日	古物ノ種類	族	籍氏	名
	止癩業	年月日	解解	年月日				

記載例

一 族籍ノ欄ニハ郡市町村店舖(營業所)管理人ト記入シ尙同一欄内ニ店舖(營業所)ノ所在地ヲ記入スルヲ要ス

行商

番號	許可	年月日	禁止	年月日	古物ノ種類	族	籍氏	名
	死癩業	年月日	解解	年月日				

記載例

一 族籍欄ハ管理人ノ部ニ記入スルカ如ク郡市町村某家族(兄又ハ伯父ト云フカ如ク)記入スルヲ要ス(同居雇人ト記入スルヲ要ス)

第三編 保安 第四章 營業 第二款 質屋、古物商及屠物商

露 店

符	番	號	號	許	可	死	癩	業	亡	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	古	物	ノ	種	類	族	籍	氏	生	年	月	日	名
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記載例

一族籍欄記載前二同シ

營業禁止者

番	號	解	禁	年	月	日	解	禁	年	月	日	解	禁	年	月	日	族	籍	氏	生	年	月	日	名
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記載例

一 此營業禁止者ノ部ニ記入スルモノハ他府縣又ハ他ノ警察署分署部内ノ者ニ限ルモノトス

第二號書式 (用紙半紙)

官沒處分證

一何何 何個
一何何 何枚

計何點

右物品ハ何何ナルヲ以テ傳染病毒ニ汚染シタルモノト認メ消毒法ヲ施スヘキ旨命シタルニ其ノ命ニ從ハサルヲ以テ古物商取締法第八條第二項ニ因リ郡市町村字番戶古物商營業人何某ヨリ官沒スルモノナリ

何警察署(分署)長

警部 氏

名 印

明治 年 月 日

第三號書式 (用紙半紙)

物品領置證

一何何 何個
一何何 何枚

計何點

右ハ犯罪ノ嫌疑アル物品(遺失物)(傳染病毒ニ汚染シタル物品)ト認ムルヲ以テ古物商取締法第十三條ニ因リ郡市町村字番戶古物商營業人何某ヨリ押收スルモノナリ

何警察署(分署)長

警部 氏

名 印

明治 年 月 日

第四號書式 (用紙半紙)

物品徵收證

第三編 保安 第四章 營業 第二款 賣屋、古物商及舊物商

一何何 何個
一何何 何枚
計何點

右物品ハ遺失物(贓物)ニ係ルヲ以テ古物商取締法第十七條ニ因リ郡市町村字番戸古物商營業人何某ヨリ徵收スルモノナリ

何警察署(分署)長

明治 年 月 日

警部 氏

名 印

●古物商及質屋ニシテ他部内ニ移轉シタル者アルトキ臺帳記入方ノ件

(明治二十八年十二月 指示第四九號)

古物商及質屋ニシテ他部内ニ移轉シタル者アルトキハ臺帳中營業者ノ部第二欄(許可年月日廢業死亡年月日)ノ餘白ニ年月日何部内ニ移轉ト朱記シ其死名ニ朱線ヲ引クヘシ又古物商ニシテ店舗ヲ開設スル者ハ臺帳中營業者ノ部族籍欄ノ餘白ニ年月日店舗ト朱記スヘシ

●古物商取締ニ關スル件

(大正十二年二月八日 保第六八六號通牒)

警察部長ヨリ各警察官署長宛

古物商全行商者ニシテ久シキニ亘リ營業ヲ爲サス又將來ト雖モ營業ヲ爲スノ見込ミナキモノニ對シテモ尙形式的ニ臨檢ヲ爲ス向キアルヤニ聞及ヒ候處右ノ如キモノニ對シテハ左記ニヨリ相當整理ノ方法ヲ講スルト全時ニ其ノ實情ニ應シ必要ナル程度ノ取締ヲ爲ス様留意相成度及通牒候也

第一 穩當ナル方法ニ依リ説諭ヲ加ヘ可成廢業セシムルコト

- 一 穩當ナル方法ニ依リ説諭ヲ加ヘ可成廢業セシムルコト
- 二 廢業ヲ肯セサルモノニ對シテハ規定ニ不拘臨檢度數ヲ減シ不必要ナル手數ヲ省クコト
- 三 右臨檢度數ヲ減セルモノハ臨檢一覽簿ニ之ヲ表示スルコト

●屑物賣買交換行商届出等ニ關スル件

(明治二十八年二月四日 岐阜縣令第三號)

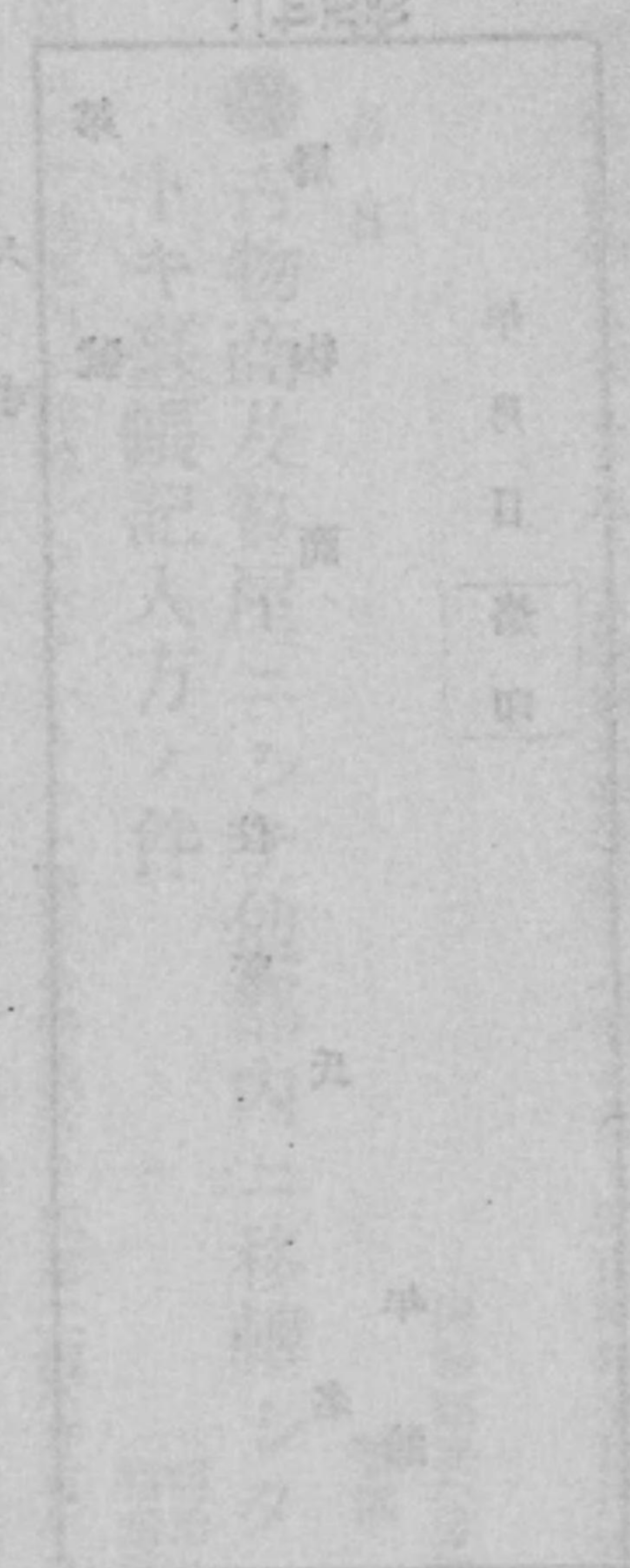
屑物(紙屑綿屑硝子屑襪履ノ類)賣買交換ヲ目的トシ行商セントスル者ハ其ノ族籍身分氏名年齢ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

屑物行商者ハ商品容器トシテ内部ヲ見透シ得ヘキ荒目籠ヲ携帯シ其ノ前面ニ左ノ木札ヲ掲クヘシ

第 號	屑 物 商	住 所	氏 名	年 齡
六 寸				
二 寸五分				
年 月 日	烙 印			

木札ハ所轄警察官署ノ烙印ヲ受クヘシ其ノ廢業シタルトキハ烙印ノ削除ヲ乞フヘシ
第一項ノ住所氏名ノ異動廢業ノ届出ヲ爲ササル者並ニ第二項第三項ニ違背シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

以上...
第一...
本...



第三款 借馬、牛馬商

●借馬營業取締規則

(明治二十八年十二月二十日)
岐阜縣令第五十二號

沿革 明治四十二年七月縣令第四二號改正

- 第一條 借馬營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ増減變更アリタルトキ亦同シ
 - 一 馬匹ノ名稱、毛色及年齡
 - 二 馬場ノ長程、幅員、厩舎又ハ馬聚場ノ略圖
 - 三 借馬賃
 - 四 馬丁ノ住所、氏名、年齡
- 第二條 馬場及厩舎、馬聚場ノ構造ハ左ノ各項ニ從フヘシ
 - 一 直線馬場幅三間以上長四十間以上タルヘシ
 - 二 圓形馬場ハ一周四十間ヲ下ルヘカラス
 - 三 馬場ハ乘馬ノ逸出ヲ防クヘキ柵ヲ設クヘシ柵ハ末口四寸以上ノ縦木末口三寸以上ノ横木ヲ用ヒ縦木ハ六尺ヲ隔テ二尺以上地中ニ埋メ高五尺以上トシ必要ノ部分ニハ外部ヨリ支柱ヲ設ケ横木ハ地盤ヨリ每一尺五寸ヲ隔テ三段ニ結束シ馬場ノ出入口ハ幅六尺トシ末口四寸以上ノ木材ヲ二段ニ横タヘ拔挿ニ便利ナラシムヘシ
 - 四 厩舎及馬聚場ハ一頭一坪半以上ノ割合ヲ以テ設クヘシ
- 第三條 前條ノ構造ハ警察官ノ検査ヲ受クルニアラサレハ開業スルヲ得ス検査ノ上其ノ構造制限ニ適當セサルトキ若クハ牢固ナラスト認メタルトキハ改造又ハ修補ヲ命スルコトアルヘシ
- 第四條 馬丁ハ丁年以上ノ者ニアラサレハ使役スヘカラス

第三編 保安 第四章 營業 第三款 借馬、牛馬商

- 第五條 白痴、瘋癲、醉體ノ者並ニ十年未滿ノ小兒ニハ乘馬セシムヘカラス
 - 第六條 市街其ノ他ニ乘廻シチナス者アルトキハ馬丁ヲ附シ且ツ夜間ハ提灯ヲ携帯セシムヘシ
 - 第七條 病馬又ハ疲勞ノ爲乗用ニ堪ヘサル馬匹ヲ貸與スヘカラス
 - 第八條 損所アル馬具ハ使用スヘカラス
 - 第九條 厩舎、馬繫場及馬場ハ常ニ清潔ニ掃除シ糞尿ヲ溜置クヘカラス
 - 第十條 本則及借馬賃ハ乗客ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ
 - 第十一條 本則第一條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條ニ違反シタル者ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス
- 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得
- 第十二條 營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ科料ノ刑ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

●馬場、厩舎及馬繫場構造検査證ノ件

(明治二十八年十二月)
指示第五〇號

今回借馬營業取締規則並競馬取締規則發令相成候ニ付テハ右借馬營業取締規則第三條競馬取締規則第五條ニヨリ、馬場、厩舎、及馬繫場ノ構造検査チナシタルトキハ明治二十四年九月警察部指示第四十九號ノ例ニ準シ検査證チ下付スヘシ

●牛馬商取締規則

(明治四十三年十二月一日)
農商務省令第二十七號

第一條 牛又ハ馬ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ住所所在地ノ地方長官ニ願出テ牛馬商ノ免許ヲ受クヘシ

地方長官前項ノ免許チヘタ與ルトキハ別記難形ノ免許鑑札チ下付スヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ牛馬商ノ免許ヲ受クルコトヲ得ス

- 一 一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ滿期又ハ赦免ノ後滿三箇年ヲ經サル者但シ特ニ改悛ノ情アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 免許ヲ取消サレタル後滿一箇年ヲ經サル者
- 三 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者又ハ家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者
- 四 家畜市場法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ違背シテ處罰ヲ受ケタル後滿一箇年ヲ經サル者
- 五 素行不良ニシテ公益ヲ害スル虞アル者

第三條 牛馬商ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ免許ノ效力ヲ失フ

- 一 一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 三 家畜市場法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ違背シ處罰ヲ受ケタルトキ

第四條 牛馬商ハ免許鑑札チ携帯スヘシ

第五條 牛馬商ハ産牛馬組合法ニ依リ設置シタル組合ノ定款ノ規定ニ依リ組合市場ニ附スヘキ義務ノ履行ヲ終ラサル組合員ノ權又ハ駒ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲スコトヲ得ス但シ組合ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 牛馬商ハ帳簿ヲ調製シテ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲シタル年月日、牛馬ノ別、種類、産地、性、年齢、毛色、代價及賣買若ハ交換當事者ノ住所氏名ヲ記入スヘシ

第七條 牛馬商ハ免許鑑札チ毀損亡失シ又ハ住所、族籍、氏名ニ異動チ生シタルトキハ遲滞ナク其ノ再渡又ハ書換チ地方長官ニ願出ヘシ

牛馬商ハ住所チ他ノ道府縣内ニ移轉シタルトキハ當初免許ヲ受ケタル地方長官ニ之ヲ届出テ且住所、所在地ノ地方長官

ニ免許鑑札ノ書換ヲ願出ヘシ

第八條 牛馬商ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地方長官ハ牛馬商ノ免許ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトヲ得

一 牛又ハ馬ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ強請シタルトキ

二 牛又ハ馬ノ種類、産地、血統若ハ年齡ヲ偽リ又ハ疾病惡癖ヲ隱蔽シテ之カ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲シタルトキ

三 獸疫ノ疑アリ若ハ所有者ノ分明ナラサル牛又ハ馬ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲シタルトキ

四 其ノ他營業上不正ノ行爲ヲ爲シタルトキ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ牛馬商ハ遲滞ナク免許鑑札ヲ返納スヘシ

一 第三條ノ規定ニ依リ免許ノ效力ヲ失ヒタルトキ

二 免許ヲ取消サレタルトキ

三 廢業シタルトキ

牛馬商ニシテ死亡シタルトキハ其ノ相続人ヨリ免許鑑札ヲ返納スヘシ

第十條 詐偽ノ所爲ヲ以テ免許ヲ受ケ又ハ免許ヲ受ケスシテ牛馬商ヲ營ミタル者若ハ第八條第一號乃至第三號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第四條、第五條、第六條、第七條又ハ第九條ノ規定ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本則ハ明治四十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

牛馬商ニシテ本則施行前地方長官ノ免許ヲ得タル者ハ本則ニ依リ免許セラレタルモノト看做ス

(別記書形)

木製
三寸

第 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
牛馬商免許鑑札	族 籍	氏	生 年 月 日
年 月 日			
表 二 分 五 寸			
印 烙			
廳 府 縣			

(明治四十四年一月三十一日
岐阜縣令第七號)

牛馬商取締規則施行細則

明治四十四年一〇月縣令第三五號改正

第一條 牛馬商營業ニ關シ知事ニ差出スヘキ書面ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二條 (削除)

第三條 牛馬商取締規則第六條ニ依リ調製スヘキ帳簿ハ別記ノ雛形ニ依リ最終ノ記入ヲ爲シタル日ヨリ十箇年以上保存ス

第四條 前條ノ帳簿ハ警察官吏ヲシテ検査セシムルコトアルヘシ

第五條 牛馬ノ賣買交換ノ周旋手数料額ハ双方ヨリノ徵收金額ヲ合算シテ賣買價格ノ百分ノ五ヲ超過スヘカラス

第六條 第四條ノ検査ヲ拒ミ又ハ其ノ尋問ニ對ヘス若バ答フルモ實ヲ以テセサル者第三條、第五條ニ違反シタル者ハ科料

ニ處ス

- 二 便宜ノ場所ニ傘及下足棚ヲ設クヘシ
- 三 便所ハ出入口ニ近接セス且浴槽及脱衣場ニ臭氣ノ達セサル場所ニ設クヘシ

脱衣場

- 一 脱衣場ハ男女各三坪以上トスヘシ
- 二 脱衣場ハ男女ヲ區別シ相互交通又ハ見透ササル様装置ヲ爲スヘシ
- 三 脱衣場ニハ衣類携帶品ヲ保管シ得ヘキ設備アル容器男女各二十個以上ヲ備フヘシ

洗場

- 一 洗場ハ男女ヲ區別シ相互見透ササル様装置ヲ爲シ其ノ廣サハ各三坪以上天井ハ床敷ヨリ八尺以上トシ且天井ニハ適當ノ湯氣撥及採光ノ設備ヲ爲スヘシ
- 二 洗場ハ厚板又ハ石、煉瓦、漆喰等ノ不透質ノ材料ヲ用キ適當ノ勾配ヲ付シ汚水ヲ排出溝ニ流出セシムル様築造スヘシ但シ厚板ヲ用ユルモノハ地盤ヲ漆喰ト爲スヘシ
- 三 洗場ノ壁ハ厚板張又ハ石、煉瓦、漆喰等不透質ノ材料ヲ用ヒ且充分採光ノ設備ヲ爲スヘシ
- 四 洗場ニハ口徑縱横各三尺深サ二尺以上ノ水槽及口徑縱横各二尺深サ二尺以上ノ湯槽(掛湯ヲ云フ)ヲ設ケ各二個以上ノ派出シ桶又ハ柄杓ヲ備フヘシ
- 五 洗場ニハ口徑七寸深サ四寸以上ノ小桶十個以上ヲ備フヘシ
- 六 洗場ニハ唾壺一個以上ヲ備フヘシ

浴槽

- 一 浴槽ハ男女ヲ區別シ互ニ見透ササル様装置ヲ爲シ口徑縱四尺横五尺以上深サ三尺以内ニシテ其ノ露出部ハ洗場ノ表面ヨリ一尺五寸以内トス
- 二 浴槽内ノ階段ハ昇降口ノ外設クヘカラス

火焚場

- 一 竈ノ周圍又ハ火焚場ノ天井ハ不燃質物ヲ以テ構造スヘシ
- 二 煙突ハ煉瓦其ノ他不燃質物ヲ以テ堅牢ニ構造シ屋棟上ヨリ六尺以上突出セシメ且屋棟ヲ貫通スル部分ノ周圍ハ不燃質物ヲ以テ燃焼ヲ防クヘキ装置ヲ爲スヘシ
- 三 火消場及灰置場ハ適當ニ地盤ヲ穿テ其ノ周圍ハ不燃質物ヲ以テ築造シ且同質ノ蓋ヲ設クヘシ
- 四 燃料置場ハ竈、火消場及灰置場ヨリ六尺以上ノ距離ヲ保ツヘシ

汚水排出溝

- 一 汚水排出溝ハ土管又ハ漆喰等不透質ノ材料ヲ用キ且適當ノ蓋ヲ設クヘシ汚水溜ヲ設ケタルトキ亦同シ

第三條 前條ノ制限ハ土地ノ狀況ニ依リ又ハ止ムテ得サル事由アルモノニ限り警察官署ニ於テ特ニ其ノ裁部ヲ斟酌スルコトヲ得

第四條 本則第二條ノ構造設備落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クヘシ其ノ検査證ナキ者ハ營業ヲ開始スルコトヲ得ス

第五條 湯屋營業場ハ最近同營業場トシ距離二丁以上ヲ保ツヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ又ハ公益上必要ト認ムルトキハ警察官署ハ本條ノ制限ニヨラス營業ヲ許可シ又ハ許可セサルコトアルヘシ

第五條ノ二 營業者自ラ其ノ營業ヲ管理セス又ハ管理スルコト能ハス若ハ一人ニシテ二個以上ノ營業所ヲ設ケムトスルトキハ五日以内ニ適當ノ管理人ヲ定メ所轄警察官署ニ届出スヘシ

第六條 左ノ場合ハ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

- 一 營業者又ハ管理人ニ變更アリタルトキ
- 二 族籍住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

- 三 廢業シタルトキ
- 四 十日以上休業セムトスルトキ
- 第七條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 營業時間ハ日出ヨリ夜間十二時ヲ限リトス但シ烈風ノ時ハ時間ニ拘ハラズ焚火ヲ停ムヘシ
 - 二 營業中ハ適當ノ看守人ヲ附置キ浴客ノ所持金品ヲ看守スヘシ但シ其ノ看守人ハ警察官署ニ於テ不適當ナリト認ムルトキハ變更セシムルコトアルヘシ
 - 三 煙突ハ每週一回汚水排出溝ハ毎月一回以上掃除スヘシ
 - 四 浴槽、洗場、脱衣場ハ常に清潔ニ爲スヘシ
 - 五 水槽、湯槽及浴槽ノ湯水ハ毎日新ナルモノト交換シ且營業時間内ハ湯水ノ供給ヲ怠ルヘカラス
 - 六 看護人ナキ老幼者、亂醉者、精神病者又ハ嫌疑スヘキ傳染性ノ患者ハ入浴セシムヘカラス但シ疾病湯治ヲ目的トスル營業者ハ此限リニアラス
 - 七 入浴中客ヲシテ放歌、喧嘩又ハ不潔ノ行爲ヲ爲サシムヘカラス
 - 八 浴槽内ニ於テ頭髮ヲ洗ヒ又ハ石鹼、洗粉等ノ類ヲ使用シ若ハ水槽、湯槽内ニ於テ手拭、糠袋等ヲ洗ハシムヘカラス
 - 九 客ニ手拭、垢磨、糠袋 櫛等ヲ貸與スヘカラス
 - 十 (削除)
 - 十一 浴客中盜難ニ罹リタル者アルトキハ速カニ警察官吏ニ申告スヘシ
 - 十二 浴槽、洗場、脱衣場、火焚場又ハ煙突ニ破損ヲ生シタルトキハ速ニ修理スヘシ
- 第八條 浴場内浴客ノ見易キ場所ニ左ノ事項ヲ揭示スヘシ
 - 一 前條第六項乃至第八項ニ關スルコト

- 二 十二歳以上ノ男女混浴スヘカササルコト
- 三 鑛泉湯又ハ藥湯ニ在リテハ其ノ主治效能及浴法
- 四 入浴料定額
- 第九條 警察官署ハ吏員ヲシテ時々營業場ヲ臨檢シ危險又ハ毀損ノ箇所ハ改造若ハ修繕ヲ命シ又ハ必要アル場合ニ於テハ一時營業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ營業ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
 - 一 工事落成期日ヲ過キ尙落成セザルトキ
 - 二 休業六ヶ月以上ニ達スルトキ
 - 三 本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキ
- 第十條ノ二 湯屋營業者組合ヲ設ケムトスルトキハ其ノ地域内ニ於ケル營業者三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ規約ヲ定メ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ規約ヲ變更廢止セントスルトキ亦同シ
- 所轄警察官署ニ於テ公益上必要ト認メタルトキハ組合ノ解散又ハ規約ノ變更等ヲ命スルコトアルヘシ
- 組合規約ニ定ムヘキ事項左ノ如シ
 - 一 組合ノ目的
 - 二 組合ノ組織、名稱
 - 三 組合ノ地域
 - 四 役員ノ選任方法、任期及任務
 - 五 組合員ノ權利義務
 - 六 會議並ニ決議方法
 - 七 經費ノ收支ニ關スル事項

八 湯錢ニ關スル事項

九 違約者處分ニ關スル事項

十 規約ノ變更廢止ニ關スル事項

十一 其ノ他必要ト認メタル事項

第十條ノ三 (削除)

第十條ノ四 第五條ノ二ノ管理人ハ營業上其ノ責ニ任ス

第十一條 本則第一條第四條第五條ノ二第一項第六條第七條第八條ニ違反シタル者及第五條ノ二第二項並第九條ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

本則ニ規定シタル違反行為ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第十二條 營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ科料ノ刑ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル科料ノ刑ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則

第十三條 本則施行ノ際現ニ湯屋營業ヲ爲ス者ハ本則第五條ノ制限ニ依ラスシテ繼續營業ヲ爲スコトヲ得

第十四條 本則施行前ニ許可ヲ受ケタル湯屋營業者ニシテ其ノ浴場ノ構造本則第二條ニ適合セサルモノハ本則施行ノ日ヨリ二ケ年以内ニ改修スヘシ其ノ改修セサルモノハ營業ヲ爲スコトヲ得ス但シ止ムヲ得サル事由アルモノハ營業者ノ出願ニ依リ警察官署ニ於テ相當ノ期間内改修ヲ猶豫スルコトアルヘシ

第十五條 既ニ第一條第一項第三號該當ノ裝置ヲナシアルモノハ公布ノ日ヨリ一ケ月以内ニ願出許可ヲ受ケヘシ

湯屋營業取締規則取扱手續

(明治三十九年七月九日 岐阜縣訓令第四十號)

附則 大正五年四月縣訓令甲第一八號、一四年訓令乙第三九六號改正

第一條 左ノ各號ニ對スル處分ハ其ノ處分前警察部長ニ稟申指揮ヲ請フヘシ

一 規則第一條第二號但書ノ營業ヲ許可セントスルトキ但シ此場合ニ在リテハ營業願書ヲ添付スヘシ

二 規則第三條ニ依リ斟酌許可セントスルトキ但シ同上

三 規則第五條但書ニ依リ許可セントスルトキ

四 規則第十條ニ依リ營業ノ取消又ハ停止ヲ命セントスルトキ

五 規則第十四條但書ニ依リ改修ヲ猶豫セントスルトキ

六 規則第十條ノ二第一項又ハ第二項ノ處分ヲ爲サムトスルトキ但シ組合規約ノ謄本又ハ草案ヲ添付スヘシ

七 規則第五條ノ二第二項ニヨリ管理人ノ變更ヲ命セントスルトキ

第二條 規則第一條第四號ノ距離ハ營業屋舎ノ四壁中最近ノ部位ヲ以テ起點トス

第三條 營業臨檢ハ隨時臨檢スルノ外特ニ毎月一回以上一定ノ臨檢期日ヲ定メ臨檢スルモ妨ケナシ但シ石炭ヲ燃料トスル

營業場ハ薪料ヲ使用スルモノヨリ臨檢度數ヲ多クスヘシ

第四條 規則第二條第三項第二號第四項第一號第五項第一號ノ裝置トシテ六尺以上ノ障礙ヲ設ケシムヘシ

第五條 規則第四條ニヨリ構造檢査ヲ爲シタルトキハ左ノ様式ニ依リ檢査證ヲ交付スヘシ

様式 (用紙對半紙)

檢査證

何縣何郡(市)何町(村)番地

湯屋營業者 氏 名

右明治 年 月 日 湯屋營業工作物落成届出ニ依リ檢査候事

第三編 保安 第四章 營業 第四款 湯屋、宿屋及宿泊

年 月 日

警察(分)署長 官 氏

名 圖

●營業浴場ノ風紀取締ノ件

(明治三十三年五月二十四日)
(内務省令第二十五號)

客ノ來集ヲ目的トスル浴場ニ於テハ十二歳以上ノ男女ヲシテ混浴セシムルコトヲ得ス
前項ニ違背シタル營業者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

本令ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ廳府縣長官(東京府ニ於テハ警視總監)ハ營業者ノ出願ニ對シ本令施行ノ日ヨリ起算
シ一年以内ノ範圍ニ於テ浴場ノ設備ヲ爲スニ必要ナル期間本令ノ適用ヲ猶豫スルコトヲ得

●湯屋營業組合規約認可ニ關スル件

(大正八年九月四日)
(保第九七七四號通牒)

警察部長ヨリ各警察官署長宛

湯屋營業組合規約ノ設定又ハ變更ノ認可ハ其都度豫メ稟伺ヲ要スル義ニ有之候處之等規約ノ設定變更殊ニ料金變更ノ如キ
ハ公益上至大ノ關係ヲ有スルモノニ付處分前必ラス稟伺相成度爲念此段及通牒候

●宿屋營業取締規則

(大正九年九月十四日)
(岐阜縣令第四十八號)

第一條 本則ニ於テ宿屋ト稱スルハ旅人宿、下宿屋及木賃宿ヲ謂フ

第二條 宿屋營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ第二號第三號及第五號第六號ノ
事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 本籍、住所、身分、氏名、生年月日(法人ニアリテハ其ノ名稱、事務所々在地、代表者ノ住所、氏名及定款寫)
- 二 營業ノ種類
- 三 營業ノ場所

四 稱號

五 營業用建物ノ構造、間取、坪數、料理場、井戸、便所、洗面所、浴場、汚物溜ヲ表示セル圖面

六 營業用家屋ヲ新築改築セムトスル者ハ落成期日

七 未成年者禁治産者ニ在リテハ法定代理人妻ニアリテハ夫ノ連署若ハ承諾書但シ連署又ハ承諾書ヲ得サル事由アルト
キハ其ノ事由

第三條 宿屋營業者自ラ營業ヲ管理セス又管理スルコト能ハサルトキハ管理人ヲ定メ三日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名、
生年月日ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ管理人ニシテ公安ヲ害シ風俗ヲ紊ルノ虞アルトキ其ノ他不適當ト認メタルトキハ所轄警察官署ニ於テ之ヲ變更チ
命スルコトアルヘシ

第四條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ許可セス

- 一 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊スル虞アルモノ
- 二 他人ニ名義ヲ假用セシムルノ事實アリト認ムルモノ
- 三 營業所ノ位置構造等不適當ト認メタルトキ

第五條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ノ停止ヲ命シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ
- 二 本則ニ依リ處罰ヲ受ケ尙改悛ノ情ナキトキ

第六條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 故ナク許可ノ日ヨリ三箇月以内ニ開業セス若ハ休業三箇月ニ互リタルトキ
- 二 營業者所在不明三箇月ニ及ヒタルトキ

第七條 相續其ノ他ノ事由ニ依リ營業ノ繼承ヲ爲サムトスル者ハ本籍、住所、身分、職業、氏名、生年月日及前住所地ヲ

具シ五日以内ニ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ讓受ノ場合ハ雙方連署シ相續ニ在リテハ其ノ旨記載スヘシ
第八條 營業用ニ供スル建物ノ構造其ノ他ノ設備ハ左ノ各號ニ從ヒ所轄警察官署ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルヲ得ス但シ下宿屋、木賃宿及二等以下ノ旅人宿ニアリテハ所轄警察官署ニ於テ斟酌ヲ爲スコトヲ得

- 一 客室ハ採光竝ニ換氣ヲ充分ナラシムルニ適當ナル裝置ヲ爲スコト
- 二 二階以上ノ客室二十坪以上アルモノハ各層毎ニ幅三尺以上ニシテ裏板張手摺附ノ階段二個以上ヲ設ケルコト
- 三 井戸ハ汚水、汚物、塵埃溜、便所等ヨリ三間以上ノ間隔ヲ保チ其ノ周圍ハ不滲透質物ヲ以テ構造シ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 四 料理場ハ採光ヲ充分ナラシメ且防塵防蠅ノ設備ヲ完全ニシ地盤ハ厚板張又ハ不滲透質物ヲ以テ築造スルコト
- 五 流場ニハ下水溝ヲ設ケ汚水ノ流通ニ便ナラシムルコト
- 六 便所ハ臭氣ノ客室ニ及ハサル處ニ設ケ便器竝ニ其周圍ニ不滲透質物ヲ以テ構造スルコト
- 七 便所手洗水容器ハ流水裝置トシ共同手拭ヲ備付サルコト
- 八 「ポンプ」ヲ使用スルトキハ金屬製ノ油壺ヲ用ユルコト
- 九 消火器ハ建物ノ構造ニ隨ヒ各層毎ニ一個以上ヲ設備スルコト
- 十 客室毎ニ鍵ヲ異ニセル堅固ナル錠前ヲ附シタル押入、戸棚、箆箱ノ類ヲ設ケルコト
- 十一 浴場ニハ掛湯ノ裝置ヲ爲シ且防火ノ設備ヲ完全ニスルコト
- 十二 洗面場ニハ含嗽器竝水ヲ備エ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 十三 牛馬宿ヲ兼ヌルモノハ左ノ構造ニ據ルコト
 - 一 厩舎ハ客席又ハ料理場へ臭氣ノ及ハサル様設備スヘシ
 - 二 厩舎ハ地盤ヲ漆喰又ハコンクリート敷トシ其ノ上テ厚一寸以上ノ板張トシ相當ノ勾配ヲ付シ厩舎内部ノ周壁ハ高三尺以上板張トナスヘシ

厩舎後部ニ尿桶ヲ設ケ汚物ハ厩舎外ニ送り肥料瓶内ニ入ラシムヘシ但シ尿桶ハ漆喰又ハコンクリートヲ以テ構造スヘシ
第九條 營業上建物ノ構造制限ニ適合セス又ハ危險ノ虞アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ修繕又ハ改造ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 宿屋營業者ハ同一構内ニ於テ貸座敷、料理屋、符合茶屋、藝妓置屋、遊技場又ハ口入營業ヲ爲シ若ハ他人ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得ス但シ土地ノ狀況ニ依リ料理屋營業ニ限り客室ヲ區別シテ之レカ兼業ヲ許可スルコトアルヘシ
第十一條 宿屋營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一 正當ノ理由ナクシテ宿泊ヲ拒絕セサルコト
- 二 宿引其ノ他ノ手段ニ依リ強テ客ヲ誘引セサルコト
- 三 同伴者ニアラサル男女又ハ雙方ノ承諾ナキモノヲ同室ニ宿泊セシメサルコト
- 四 宿泊人ノ承諾ナクシテ濫ニ他人ヲ其ノ室内ニ入ラシメサルコト
- 五 濫リニ宿泊人ヲ隠蔽シ若ハ來訪者ノ取次又ハ宿泊人名簿ノ閱覽ヲ拒絕セサルコト
- 六 宿泊人ニ對シ遊興ヲ勸メ又ハ宿泊料以上ノ代價ヲ得ル目的ヲ以テ客ノ需メサル飲食物ヲ供セサルコト
- 七 藝妓酌婦ヲシテ寄寓セシメ又ハ招聘セサルコト
- 八 營業者從業者ニシテ傳染性疾患ニ罹リ傳播ノ虞アルトキハ客席ニ侍シ若ハ飲食器具竝飲食物ヲ取扱ハサルコト
- 九 營業用家屋ノ内外ハ清潔ニシ便所ニハ時々防臭劑ヲ撒布スルコト
- 十 夜間十一時後歌舞音曲其ノ他喧噪ニ沸ル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメサルコト
- 十一 客ノ所持スル物品ヲ宿料ノ抵償トシテ受領シ又ハ之ヲ質入若ハ賣却ノ周旋ヲ爲サムトスルトキハ警察官吏ノ承認ヲ受クルコト
- 第十二條 營業上使用スヘキ者ヲ雇入レタルトキハ其ノ本籍、身分、氏名、生年月日ヲ記シ之ニ傳染性疾患ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書ヲ添ヘ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

前項ノ使用人解雇死亡又ハ所在不明トナリタルトキハ其ノ旨三日以内ニ届出ヘシ

第十三條 前條ノ雇人公安ヲ害シ風俗ヲ紊リ又ハ衛生上有害ノ虞アリ其ノ他業務ニ堪ヘサルノ事實アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ之カ使用ヲ停止シ又ハ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ第二號ノ場合ハ戶籍法上ノ届出義務者又ハ清算人ヨリ第三號ノ場合ハ戶主家族同居者ノ順位ニ依リ届出ヘシ

一 營業者ノ住所、氏名又ハ稱號(法人ニ在リテハ其名稱、事務所々所在地及代表者ノ住所、氏名、定款)ヲ變更シタルトキ

二 營業者死亡又ハ法人解散シタルトキ

三 營業者所在不明トナリタルトキ

四 管理人ノ死亡又ハ所在不明トナリタルトキ

五 廢業シタルトキ若ハ一箇月以上休業セムトスルトキ又ハ復業シタルトキ

六 法定代理人ニ異動アリタルトキ

第十五條 旅人宿營業者ハ營業開始前宿泊料及晝食料金ヲ定メ所轄警察官署ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ組合ニ於テ之ヲ届出タル場合ハ其ノ定メニ從フコトヲ要ス

前項料金ハ帳場及客室毎ニ見易キ場所ニ之ヲ揭示スヘシ

第十六條 旅人宿、木賃宿營業者ハ第一號様式ノ名簿ヲ調製シ宿泊人發着ノ都度之ヲ記載スヘシ

宿泊人ノ發着ハ第二號第四號様式ニ依リ毎日午後十二時迄ニ其ノ以後ノ分ハ翌日午前九時迄ニ之ヲ所轄警察官署巡査派出所又ハ駐在所ヘ届出ヘシ之カ所在地以外ノ地ニアリテハ前項ノ帳簿ヲ以テ届出ニ代ヘ巡回警察官吏ノ檢閲ヲ受クヘシ
宿泊人邦語ヲ通セサル外國人ナルトキハ第三號様式ノ歐文ヲ以テ記載セル用紙ヲ交附シ記載セシムヘシ此場合ニ於テハ宿泊者ノ記載シタルモノヲ差出スコトヲ得届出ハ第四號様式ニ據ルヘシ

第一項ノ名簿ハ其使用ヲ終リタル後三箇年間保存スヘシ營業者ハ第八號様式ニ依リ看板ヲ調製掲出スヘシ

第十七條 宿泊人名簿及宿泊人發着届ハ左記第一號ニ該當スル者ハ其ノ族籍、氏名第二號乃至第四號ニ該當スル者ハ其ノ官職氏名第五號第六號ニ該當スル者ハ隊名又ハ校名及員數引卒者ノ官職氏名ヲ記載シ其ノ他ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一 華族

二 官公吏及官公立學校職員

三 外國大使館員及領事館員

四 帝國議會議員府縣郡市會議員

五 軍隊

六 引卒者アル學校生徒ノ團體

第十八條 下宿屋營業者ハ表入口ニ下宿人ノ氏名札ヲ掲ケ且第五號様式ノ名簿ヲ備ヘ下宿人出入ノ都度之ヲ記載シ其ノ使用終リタル後三箇年間保存スヘシ

下宿人出入アリタルトキハ第六號様式ニ依リ二十四時間以内ニ所轄警察官署巡査派出所又ハ駐在所ヘ届出ヘシ但シ之カ所在地以外ニアリテハ前項ノ帳簿ヲ以テ届書ニ代ヘ巡回警察官吏ノ檢閲ヲ受クヘシ

第十六條第三項第五項ノ規定ハ下宿屋營業者ニ準用ス

第十九條 宿屋營業者組合ヲ設ケムトスルトキハ代表者ヨリ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ規約ヲ變更セムトスル場合亦同シ

一 組合ノ名稱及事務所々所在地

二 組合加入者ノ住所、氏名、稱號並業別

三 組合役員其ノ他事務員ノ住所、氏名

四 組合規約寫

前項第一號乃至第三號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ組合ヲ解散シタルトキハ代表者ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第二十條 前條ノ組合ニシテ其ノ行動公益ヲ害シ其ノ他取締上必要ト認メタルトキハ所轄警察官署ハ組合ノ解散代表者其ノ他ノ役員ノ改選組合規約ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 警察官署ニ於テ取締上必要ト認メタルトキハ左ノ事項ヲ命スルコトアルヘシ
一 營業ニ從事スル者ノ健康診斷書ノ提出
二 其ノ他公安風俗又ハ衛生上必要ト認ムル事項

第二十二條 警察官吏ハ營業所ニ臨檢シ家屋ノ構造設備其ノ他營業上使用スル器具竝帳簿ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ

第二十三條 第二條第三條第一項第七條第十條乃至第十二條第十四條第十五條第十六條第一項第四項第五項第十八條第一項第三項第十九條ニ違反シ又ハ第三條第二項第五條第九條第十三條第二十條第二十一條ニ依ル警察官署ノ命令ニ從ハサル者及第八條ニ依ル警察官署ノ検査ヲ受ケスシテ使用シタルモノ竝ニ第二十二條ノ臨檢ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本則ニ規定シタル違反行為ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シ之ヲ罰スルコトアルヘシ

第二十四條 營業者ハ其代理人管理者戶主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十五條 營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニアリテハ此限ニ在ラス

本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ代表者ヲ被告人トス
前項ノ場合ニ於テハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

附則

第二十六條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條 從前ノ營業者ニシテ客室其ノ他ノ構造本則ニ適合セサルトキハ施行ノ日ヨリ一箇年內ニ修繕又ハ改造スヘシ

第二十八條 本則施行前許可ヲ受ケタル營業者ニシテ第十條第十一條第七號前段ノ規定ニ抵觸スル者ニ對シテハ本則施行ノ日ヨリ六箇月間同規定ノ適用ヲ猶豫ス

前項第十條ニ抵觸スルモノハ猶豫期間ノ經過ニヨリ營業許可ハ其ノ效力ヲ失フ
第二十九條 明治三十二年七月七號皇縣令第五十九號宿泊届其ノ他ノ規定ニ依ル届出ヲ要スル事項中第一條第二條ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ削除ス

○第一號様式

宿泊人名簿

到着月日時	前宿泊地	族籍又	住	所	職業	氏名	年齢
出發月日時	行先地	ハ國籍					

第三編 保安 第四章 營業 第四款 湯屋、宿屋及宿泊

六百四十

備考

- 一 族籍又ハ國籍欄ニハ内國人ナルトキハ族籍外國人ナルトキハ國籍ヲ記スルコト
- 一 外國人ニシテ帝國内ニ住所チ有セサルモノハ外國ニ於ケル住所チ記スルコト
- 一 同行ノ家族又ハ從者等ハ主タルモノノ次行ヘ順次連載シ氏名、年齢ノ外記載ヲ要セス但其ノ續柄婢僕等ノ區別ヲ記載スルコト

○第二號様式

宿泊者届

大正 年 月 日

警察官署宛

市町 郡
屋號 届出人名

到着月日時	國族籍籍	住	所	職業	氏	名	年	齡

備考

記載例ハ第一號様式ニ同シ

○第三號様式

PLEASE NOTE DOWN THEIR OWN NAMES ETC UNDER THE FOLLOWING LISTS

NAME (姓名)	RESIDENCE (住所)	NATIONALITY (國籍)	AGE (年齢)	BUSINESS (職業)
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

本紙ヲ以テ届出チ爲ス場合ハ到着月日時及届出年月日住所屋號氏名ヲ欄外ニ記載スヘシ

(此欄外ヲ廣ク爲シ置クコト)

第三編 保安 第四章 營業 第四款 湯屋、宿屋及宿泊

六百四十四

○第六號樣式

下宿者届

大正 年 月 日

警察官署宛

市町 郡
出 人
屋 號 届

下宿者	月 日	族 籍	本 籍	住 所	職 業	氏 名	年 齡

備考 記載例ハ第一號樣式ニ準ス

○第七號樣式

下宿屋退去届

大正 年 月 日
警察官署宛

市町 郡
出 人 名
屋 號 届

退 去	月 日	行 先	地 氏	名

○第八號樣式

(木質寸法適宜)

旅 人 宿	(下宿屋)
屋 號	氏 名

●宿屋營業取締規則取扱手續

(大正九年九月十四日
岐阜縣訓令甲第四十九號)

警察署

- 第一條 規則第二條ノ願書ヲ受理シタルトキハ願書記載事項ノ外規則第四條ニ該當セサルヤ否又營業所ノ構造其ノ他規則第八條ニ適合スルヤ否等調査ノ許否スヘシ
- 第二條 左ノ場合ニ於テハ事由ヲ詳具シ警察部長ニ稟申指揮ヲ受クヘシ
- 一 規則第五條ニ依リ營業ノ停止又ハ許可ノ取消ヲ爲サムトスルトキ
 - 二 營業者組合ノ設置及組合規約ノ變更ヲ認可セムトスルトキ(此ノ場合ニ於テハ組合規約寫ヲ添付スルコトヲ要ス)
 - 三 規則第二十條ニ依リ組合ノ解散及組合規約ノ變更ヲ命セムトスルトキ
- 第三條 規則第八條但書ニ據リ斟酌シ得ヘキ事項左ノ如シ
- 一 下宿屋ニ在リテハ第九號第十號第十一號
 - 二 木賃宿ニ在リテハ第二號第六號第九號乃至第十一號
 - 三 二等以下ノ旅人宿ニ在リテハ第九號第十一號

第三編 保安 第四章 營業 第四款 湯屋、宿屋及宿泊

六百四十五

第三編 保安 第四章 營業 第四款 湯屋、宿屋及宿泊

旅人宿等級ノ區別ノ標準ハ市街地ニシテ旅客ノ需メニ應シ當該地方ニ於ケル一等ノ待遇ヲ爲スモノチ一等トシ其ノ他ノモノチ二等以下トス

第四條 規則第十條但書ニ依リ料理屋兼業ヲ許可スル地域等ハ左ノ標準ニ據ルヘシ

一 現ニ當該地方ニ相應スル宿屋及料理屋ノ專業者ナキ地域ニシテ且其ノ土地ノ全體ヨリ見テ兼業セシムルニアラサレハ經營困難ナリト認ムル地域

二 兼業ヲ許可スル場合客室ノ區別ハ營業所二棟以上チ有スルモノハ各別棟トナサシムルコト

第五條 警察官署ニハ別紙第一號乃至第三號様式ノ名簿又ハ臺帳ヲ備ヘ整理スヘシ

○第一號様式

料理屋飲食店待合茶屋營業者名簿

營業種別	稱號	許可年月日	指令番號	廢業年月日	客室數	營業者本籍住所氏名生年月日	營業所位置	檢査年月日
(料理屋ヲ兼ヌルモノハ其旨記載)			第 號					

宿泊及食料	備考

○第二號様式

雇人名簿

本籍所氏名生年月日	本籍所氏名生年月日	解雇年月日	備考	本籍所氏名生年月日	本籍所氏名生年月日	解雇年月日	備考
		(朱書)	從前何地ニ於テ何業ニ從事ス 何年月何日何規則違反ニ依リ何々ニ處セラル			(朱書)	

第三編 保安 第四章 營業 第四款 湯屋、宿屋及宿泊

考 備	年解年	年解年
	月月日	月月日
	(朱書)	(朱書)
考 備	年解年	年解年
	月月日	月月日
	(朱書)	(朱書)

第三號様式

宿屋營業組合臺帳

考 備	地 域	組 合	解數年	認可年	名 稱	位 務
			月 日	月 日		
何年何月何日代表社變更届出			大正	大正	代 表 者	置 所
			年 月 日	年 月 日		
			第 號		住 所	
			氏 名			

● 宿泊届其ノ他ノ件

(明治三十二年七月八日 内務省令第三十二號)

第一條 旅店主其ノ他營業ニ依リ他人ヲ宿泊セシムル者ハ廳府縣令ニ依リ其ノ所定ノ事項ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ
 前項ノ届出ハ廳府縣令ニ規定スル場合ヲ除クノ外派出所若ハ駐在所ノ巡查又ハ巡回ノ警察官吏ニ之ヲ爲スコトヲ得

第二條 宿泊者ハ其ノ家ノ主人若ハ管理人ノ請求アルトキハ第一條ニ依リ届出ヲ要スル事項ヲ告ケ又ハ主人若ハ管理人ノ交付セル用紙ニ之ヲ記載スヘシ

第三條 一戸ヲ構ヘテ居住シ又ハ一戸ヲ構ヘサルモ九十日以上同一市町村ニ居住スヘキ目的ヲ以テ居住スル外國人ハ自己及其ノ携携セル家族ニ關シ氏名國籍職業年齡居住所、居住ノ年月日、前居住所、外國ニ於ケル住所及携帶セル家族ノ續柄ヲ居住ノ日ヨリ十日内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
 前項ニ該當セサルモ九十日以上同一市町村ニ居住シタル外國人ハ九十日ノ末日ヨリ十日内ニ前項ノ届出ヲ爲スヘシ
 外國人一戸ヲ構ヘサル場合ニ於テハ之ヲ寄寓セシメタル者又ハ外國人他人ノ家屋ヲ借受ケ一戸ヲ構ヘタル場合ニ於テハ家屋所有者若ハ家屋管理人第一項及第二項ノ届書ニ連署スヘシ
 日本ノ國籍ヲ失ヒ猶引續同一居住所ニ居住スル者ハ本條ノ届出ヲ要セス

第四條 第七條ノ登録簿ニ登録セラレタル外國人移轉スルトキハ左ニ記載シタル者移轉ノ日ヨリ十日内ニ移轉ノ年月日及移轉先ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ第四號ニ依リ移轉者自ラ届出ヲ爲スヘキトキハ其ノ届出ハ移轉前タルヘシ

一 寄寓ノ外國人移轉シタルトキハ之ヲ寄寓セシメタル者
 二 一戸ヲ構ヘタル外國人ノ家族移轉シタルトキハ其ノ外國人
 三 一戸ヲ構ヘタル外國人自ラ移轉シ家族猶其ノ戸ニ留ルトキハ首長タルヘキ成年者若シ首長タルヘキ成年者ナキトキハ成年者中ノ年長者
 四 一戸ヲ構ヘタル外國人ニシテ其ノ家屋ヲ所有スル者全戸他ヘ移轉スルトキハ其ノ外國人

第三編 保安 第四章 營業 第四款 湯屋、宿屋及宿泊

- 五 前各號ニ該當セサルトキハ家屋所有者又ハ家屋管理人
- 第五條 第七條ノ登錄簿ニ登錄セラレタル外國人自己又ハ家族ノ姓氏國籍ニ變更ヲ生シタルトキハ變更ノ日ヨリ十日内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第六條 戶籍吏外國人ノ身分登記ヲ爲シタルトキハ其ノ事項ヲ其ノ外國人居住所所轄警察官署ニ通知スヘシ
- 第七條 警察官署ハ登錄簿ヲ備ヘ置キ第三條第一項第二項第四條及第五條ニ依リ届出ヲ受ケタル事項並第三條第一項第二項及第四項ニ該當スル外國人ニ關シ第六條ニ依リ通知ヲ受ケタル事項ヲ登錄スヘシ届出若ハ通知ナキトキト雖第九條ニ依リ本條ノ登錄ヲ要スル事實ヲ知り得タルトキ亦同シ
- 第八條 何人ト雖第七條登錄簿ノ閱覽又ハ登錄ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
- 登錄簿ノ閱覽ヲ請求スル者ハ手数料トシテ金十錢ヲ納メ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ一枚ニ付金十錢ヲ納ムヘシ其ノ一枚ニ滿タサルモノト雖亦同シ但シ枚數ハ原本ニ依リ之ヲ計算ス
- 前項手数料ハ收入印紙ヲ請求書ニ貼付シテ之ヲ納ムヘシ
- 第九條 第一條ニ依リ届出ヲ要スル事項又ハ第七條登錄簿ニ登錄スヘキ事項其ノ他本人家族寄寓者ニ關シ警察官吏ノ尋問ヲ受ケタル者ハ之ニ答フヘシ旅券又ハ其ノ他國籍ヲ證明スヘキ證書ヲ携帯スル外國人ハ警察官吏ノ請求ニ依リ之ヲ示スヘシ
- 第十條 第九條ニ違背シテ警察官吏ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルニ實ヲ以テセス又ハ其請求ニ應セサル者ハ刑法ヲ適用スル場合ノ外二十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十一條 第一條第三條第一項第二項第四條及第五條ノ届出ヲ爲ササル者ハ一圓二十五錢以下ノ科料ニ處シ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ刑法ヲ適用スル場合ノ外二十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十二條 及第三條第三項ニ違背シタル者ハ一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十二條 本令施行ノ際現ニ帝國版圖ニ居住セル外國人ニ關シ第三條第一項第二項ニ定ムル届出ノ期間ハ本令施行ノ日ヨリ起算ス

第十三條 本令ハ明治三十二年七月十七日ヨリ施行ス

● 宿泊届其他ノ規定ニ依ル届出ヲ要スル事項

(明治三十二年七月十三日 岐阜縣令第五十九號)

附則 大正九年九月縣令第四八號改正

- 第一條 (削除)
- 第二條 (削除)
- 第三條 省令第三條第四條ニ依リ居住又ハ移轉届ハ第三號第四號様式ニ準據スヘシ
- 第一號様式及第二號様式(削除)

第三號様式

居住届

明治年 月 日

届出人
連署人

警察署御中

第三編 保安 第四章 營業 第四款 湯屋、宿屋及宿泊

居住所	居住年月日	氏名	住前	所居	外國ニ於ケル住所	職業	生年月	國籍	續柄

第四號様式

移轉届

明治 年 月 日

市 町 郡

届出人

警察署御中

移轉	年月日	移轉	先移轉者	氏名

●宿屋料理屋兼業許可ニ關スル件

(大正十年十二月二日 保視第五三二號通牒)

警察部長ヨリ各警察官署長宛

宿屋料理屋兼業ニ關シテハ何レモ當該規則ニ於テ土地ノ狀況ニ依リ室チ區別シテ兼業ヲ許可スルコトアルヘキ旨規定相成居リ各取扱手續ニ於テ其標準ヲ示サレ居リ候處客年十一月ノ警察會議ニ於ケル各位ノ申合セニ依リ一二ノ例外ヲ除クノ外絕對ニ之ヲ認メサルコトニ取扱相成居候處右ハ旅客ノ蒙ムル不便大ナルノミナラス亦當業者ノ經營ヲ困難ナラシムルコト有之今日ノ實情ニ適セサルノ識アルヲ以テ爾後土地ノ情況ニヨリ兼業ヲ必要ト認ムルモノニ限り詮議ノ上許可相成事ニ應議決定致候條當業者ヨリ願出ノ場合ハ願書添付左記各項ヲ具シ稟申ノ上本官ノ指揮ヲ俟テ處理相成度此段依命及通牒候也

追テ右ハ曾テ兼業ヲ爲シ居リ規則改正ニ據リ一方ヲ廢業シタルモノニ限り詮議相成モノニ付御含ミ相成度申添候

左記

- 一 願人ノ素行來歴
- 二 現在ノ營業振
- 三 營業所ノ位置
- 四 學校病院等ニ近接シ又ハ國縣道其他交通頻繁ノ個所ニ面シ風教上影響ヲ及ホシ又ハ及ホスニ至ル虞アル地點ニ非ラサルヤ否ヤ附記ノコト
- 五 兼業ヲ必要トスル事由詳細及右ニ對スル意見
- 六 全一町村ニ於テ他ニ開業又ハ兼業ヲナサムトスルモノノ有無、アラハ其住所氏名業態
- 七 他ニ兼業願出ノモノアルトキハ同時ニ進達ノコト

● 宿泊入記帳及届出ニ關スル件

(大正六年五月三十日
保第四九五二號通牒)

警察部長ヨリ各警察官署長宛

宿屋營業取締規則ニ依レハ宿泊人ノ住所職業氏名年齢其ノ他所定ノ事項ハ各人毎ニ宿泊人名簿ニ記入シ且之ヲ所轄警察官署、巡查部長派出所又ハ巡查駐在所ニ届出ツヘキ規定ニ有之候處鴉飼遊覽、養老觀瀑其ノ他團體旅行ニシテ確實ナル引卒者アルモノニ對シテハ今則中宿泊人名簿様式備考第三號軍隊、學生ノ運動施行ノ例ニ準シ處理相成差支無之候條爲念此旨及通牒候也

- 一 一人ノ...
- 二 一人ノ...
- 三 一人ノ...
- 四 一人ノ...
- 五 一人ノ...

...

第五款 職業紹介、口入及案内業

● 營利職業紹介事業取締規則

(大正十四年十二月十九日
内務省令第三十號)

第一條 本令ニ於テ職業紹介事業ト稱スルハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ謂フ

第二條 職業紹介事業ヲ營ムトスルトキハ左記事項ヲ具シ事業所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 本籍、住所、氏名、年齢及履歷
- 二 法人ニ在リテハ其ノ定款並ニ其ノ代表者ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歷
- 三 事業所ノ所在地及名稱
- 四 主トシテ紹介セムトスル職業ノ種類
- 五 手数料額及其ノ領收方法

前項第二號法人ノ定款、代表者、第三號事業所ノ所在地、第四號又ハ第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ事業所所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

紹介業者(紹介業者法人ナルトキハ其ノ代表者)ノ本籍、住所、氏名又ハ事業所ノ名稱ニ變更アリタルトキハ其ノ變更後七日内ニ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三條 紹介業者及其ノ同居ノ戸主家族ハ宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋、遊戯場、藝妓娼妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ周旋業、質屋、古物商、金銭貸付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ハ其ノ營業者ノ從業者タルコトヲ得ス代書人規則ニ依ル代書人又ハ其ノ補助員タルコト亦同シ

前項ノ規定ハ紹介業者法人又ハ未成年者ナルトキハ法人ノ代表者又ハ未成年者ノ法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ未成年者其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 紹介業者從業者ヲ使用セムトスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歷ヲ具シ事業所所在地ノ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ

從業者ノ使用ヲ罷メタルトキ又ハ從業者死亡シタルトキハ紹介業者ハ其ノ氏名ヲ具シ七日内ニ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ從業者ノ住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキ亦同シ

前條第一項、第八條第八號乃至第十一號及其ノ罰則ノ規定ハ從業者ニ之ヲ準用ス

第五條 紹介業者ハ其ノ事務所ノ名稱ニ職業紹介所ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第六條 紹介業者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非レハ之ヲ紹介スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ承諾ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 紹介業者ハ許可ヲ受ケタル手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルチ間ハス報償トシテ財物其ノ他ノ利益ヲ受ケルコトヲ得ス

第八條 紹介業者ハ左ニ掲ケル行為ヲ爲スコトヲ得ス
一 職業紹介事業ニ關シ誇大又ハ虚偽ノ廣告又ハ揭示ヲ爲スコト
二 紹介ニ際シ求職者ノ性行技能健康状態、求人者ノ家庭ノ状況、勞務條件、報酬其ノ他契約上必要ナル事項ニ付事實ヲ虚構シ又ハ隠蔽スルコト
三 求職者ノ意思ニ反シテ紹介ヲ爲スコト
四 濫ニ被傭中ノ者ヲ勧誘シ他ニ紹介スルコト
五 濫ニ事業所外ニ於テ被傭者タルコトヲ勧誘スルコト

第六條 紹介ニ係ル履備ノ當事者間ニ於ケル財物ノ授受ニ關與スルコト
七 求職者ヲ誘引スル者ニ對シ何等ノ名義ヲ以テスルチ間ハス財物其ノ他ノ利益ヲ供與スルコト
八 藝妓娼妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ周旋ヲ爲スコト
九 求職者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行為ヲ爲スコト
十 求職者ニ對シ遊興ヲ勧誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト
十一 紹介ニ關シ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄スルコト

第九條 紹介業者ハ左ニ掲ケル行為ヲ爲スコトヲ得ス但シ事業所所在地ノ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
一 求職者ヲ宿泊セシムルコト
二 求職者ニ對シ財物ノ給與又ハ貸付ヲ爲スコト
三 求職者ノ委託ヲ受ケ財物ノ保管、賣買若ハ質入ヲ爲スコト
四 求職者ノ財物ヲ買受ケルコト

第十條 紹介業者ハ事業所ニ別表ノ様式ニ依ル左ノ帳簿ヲ備ヘ日日紹介ニ關スル事項ヲ記載スヘシ
一 求人簿
二 求職簿
三 紹介日計簿
四 手数料收受簿

前項ノ帳簿ハ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第十一條 紹介業者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ事務所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
警察官署前項ノ届出ヲ受理シタルトキハ之ヲ取覽メ地方長官ニ報告スヘシ

第三編 保安 第四章 營業 第五款 職業紹介、口入及案内業

地方長官前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ中央職業紹介事務局長ニ通報スヘシ

前三項ノ報告様式ハ別表定ムル所ニ依ル

第十二條 紹介業者ハ其ノ事業狀況ニ關シ事業所在地ノ所轄地方職業紹介事務局長又ハ事業所在地ノ市町村長ヨリ要求アルトキハ速ニ報告ヲ爲スヘシ

第十三條 紹介業者廢業シタルトキハ廢業ノ日ヨリ五日内ニ其ノ旨事業所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

紹介業者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戶主ヨリ紹介業者タル法人解散シタルトキハ清算人ヨリ其ノ旨前項ニ準シ届出ツヘシ

第十四條 地方長官ハ警察官吏ヲシテ事業所ニ臨檢シ訊問ヲ行ヒ書類帳簿ノ検査ヲ爲シ若ハ其ノ提出ヲ命セシメ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條 地方長官ハ紹介業者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シタルトキハ其ノ事業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得地方長官ニ於テ紹介業者職業紹介事業ヲ營ムニ適セスト認ムルトキ亦同シ

第十六條 警察官署ハ從業者職業紹介事業ニ従事スルニ適セスト認ムルトキハ使用ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

一 第二條第一項第二項、第三條又ハ第四條第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十五條ノ規定ニ依リ事業ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止期間中事業ヲ營ミタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二條第三項、第四條第二項、第五條乃至第十條、第十一條第一項、第十三條又ハ附則第四項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十條第一項ノ帳簿ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

三 第十四條ノ規定ニ依ル警察官吏ノ臨檢若ハ書類帳簿ノ検査、提出ヲ拒ミ訊問ニ應セス虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ監督上

ノ處分ニ從ハサル者

第十九條 紹介業者未成年者又ハ法人ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定

代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

紹介業者ハ從業者、同居ノ戶主家族又ハ雇人ニシテ其ノ事業ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第二十一條 地方長官ハ本令ニ依ル權限ノ一部ヲ警察官署長ニ委任スルコトヲ得

第二十二條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第二十三條 本令ハ藝妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ紹介ニ關シテハ之ヲ適用セス

第二十四條 本令ハ有料職業紹介事業ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前廳府縣令ニ依リ許可、免許又ハ認可ヲ受ケ現ニ職業紹介事業ヲ營ム者ハ本令第二條第一項ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ紹介業者ノ從業者ニ付テハ本令第四條第一項ニ依ル認可アリタルモノト看做ス

第二項ノ紹介業者ニシテ引續キ職業紹介事業ヲ營ムトスルトキハ本令施行後一月内ニ第二條第一項各號ノ事項ヲ事業所

所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ニ、第四條第一項ノ事項ヲ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

別表ノ一

求人簿

手 數 料 額	件 條 入 備				者 人 求			登 錄 年 月 日			
	執 務 時 間	食 事	步 增	給 料	需 要 人 員	職 務	途 筋		住 所	職 業	氏 名
				通 勤 月 日 給 給 圓 圓 錢 錢	住 込 月 日 給 給 圓 圓 錢 錢	年 齡	雇 入 期 間		家 族	小 大 人 人 使 用 人 小 大 人 人	

(面 裏)

未 願 介 紹										
										紹 介 月 日
										被 紹 介 者 氏 名
										住 所
										紹 介 願 未
										紹 介 取 扱 者 印

別表ノ二

求職簿

登錄年月日	大正 年 月 日	登錄者印	氏名	現住所	本籍地	戸主ノ氏名及本人トノ關係	省令第六條ニ依ル承諾者ノ住所氏名及本人トノ關係	前職・務	前勤務期間	前給料	當地在住日數	技能經驗		修學程度		希望條件		
												其ノ也	給料	職務	其ノ也	給料	職務	其ノ也

(面 裏)

紹介年月日	紹介先住所氏名	紹介職務	紹介額末	紹介取扱者印	手數料額及收受年月日	就職月日		就職月日	就職月日	職務	給料	備考
						年 月 日	年 月 日					

(面 裏)

備考 男女別ニ別冊ヲ備フヘシ

大正 年 月 職業紹介報告

職業別	求人數		求職者數		紹介件數	就職者數
	男	女	男	女		
工業及鑛業						
土木建築業						
商業						
農林業						
水産業						
通信運輸業						
戶内使用人						
雜業						
計						
日備労働者						

備考

日備労働者ノ取扱ニ付テハ求職者ノ登録數、再來數ヲ區別スルヲ要セス又就職者數ノ記入ヲ要セス

●營利職業紹介事業取締規則施行細則

(昭和二年二月九日)
岐阜縣令第九號

- 第一條 本則ニ於テ規則ト稱スルハ大正十四年十二月内務省令第三十號營利職業紹介事業取締規則ヲ謂フ
- 第二條 規則第二條第二項中知事ノ權限ニ屬スル事項ハ之ヲ所轄警察署長ニ委任ス但シ手數料額ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
- 第三條 營利職業紹介事業ハ公安風俗ヲ害スル虞アリト認ムル者ニハ之ヲ許可セス
- 第四條 規則第二條ノ規定ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ正副二通ヲ提出スヘシ
- 第五條 紹介業者ノ紹介手數料額ハ左ノ額ヲ超過スルコトヲ得ス

(イ) 僕婢

有給 給料一ヶ月分ノ二割

無給 一回 貳圓

(ロ) 乳母

有給 給料一ヶ月分ノ四割

無給 一回 參圓

(ハ) 其ノ他ノ者ハ一人一回壹圓

第六條 許可ヲ受ケタル紹介業者ハ三月以内ニ事業ヲ開始スヘシ

事業ヲ開始シタルトキハ三日以内ニ其ノ旨所轄警察署ニ届出ツヘシ

第七條 規則第十條ノ帳簿ハ所轄警察署ノ檢印ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第三編 保安 第四章 營業 第五款 職業紹介、口入及案内業

前項ノ帳簿ニシテ使用中又ハ保存期間中滅失若ハ毀損シタルトキハ紹介業者ハ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ
第八條 紹介業者求職者ヲ紹介シタルトキハ直チニ戶主、法定代理人、補佐人、夫又ハ之等ノ者ニ準スヘキ者ニ其ノ紹介先及職業等必要ナル事項ヲ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ紹介業者ハ直チニ求職簿ノ備考欄ニ通知先、通知年月日、其ノ他必要ナル事項ヲ記載スヘシ
第九條 紹介業者婦女又ハ未成年者ヲ縣外ニ紹介シタルトキハ求職者出發前左記事項ヲ所轄警察署ニ届出ツヘシ

- 一 求職者ノ住所、氏名及年齢
- 二 求人者ノ住所、氏名及職業
- 三 勞務及雇傭契約ノ概況
- 四 第八條第一項ニ掲ケル者ノ承諾書又ハ之ヲ證明スヘキ書類
- 五 求職者ノ出發年月日

第十條 紹介業者ハ自ら紹介シタル求職者ヲ其ノ雇傭契約期間ノ滿了前ニ於テ更ニ之ヲ他ニ紹介シタルトキハ其ノ受クヘキ手数料ハ許可額ノ二分ノ一以内タルヘシ

第十一條 紹介業者ハ左記事項ヲ遵守スヘシ

- 一 二人以上共同シテ紹介シタル場合ニ於テ其ノ手数料額ハ合シテ許可額ヲ超エサルコト
- 二 手数料額ハ大書シテ事業所ノ晴易キ場所ニ揭示スルコト
- 三 手数料ノ請求及受領ハ契約成立後ニ之ヲ爲スコト
- 四 手数料ヲ受領シタルトキハ直チニ領收證書ヲ交付スルコト
- 五 六月以上休業セサルコト

第十二條 紹介業者規則第八條第二號ニ違反シ紹介シタルトキ其ノ求人者又ハ求職者之ヲ理由トシテ該契約ヲ解除シタルトキハ紹介業者ハ直チニ其ノ收受シタル手数料ヲ還付スヘシ

第十三條 紹介業者許可ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ事業ヲ開始セス又ハ引續キ六月以上休業シタルトキハ許可ハ取消スコトアルヘシ

第十四條 公益上必要ト認ムルトキハ職業紹介事業許可後ト雖規則第二條第一項第五號ノ事項ニ對シ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 第六條第二項、第七條乃至第十條、第十一條第一號乃至第四號及第十二條ノ規定ニ違反シ又ハ第十四條ノ命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●營利職業紹介事業取締規則取扱手續

(昭和二年二月四日
岐阜縣訓令乙第二十九號)

警察部、各警察官署宛

第一條 警察署規則第二條第一項ノ願書ヲ受理シタルトキハ左記事項ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スヘシ

- 一 性質、素行、來歴ノ詳細
- 二 資産及信用ノ程度
- 三 前科ノ有無及其ノ種類
- 四 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權ヲ得サルモノニ非ラサルヤ
- 五 禁治産者、準禁治産者ニ非ラサルヤ
- 六 密賣淫又ハ媒合容止ノ罪ヲ犯シタル者ニ非ラサルヤ

第三編 保安 第四章 營業 第五款 職業紹介、口入及案内業

- 七 營利職業紹介事業ノ許可ノ取消又ハ停止ヲ受ケタル者ニ非ラサルヤ
 - 八 規則第三條ノ該當業者ニ非ラサルヤ
 - 九 其他公安風俗ニ害スル虞ナキヤ否ヤ
- 手數料額ノ變更ヲ願出タルトキハ其ノ事由ヲ具シ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 第二條 警察署規則第二條第三項及第十三條ノ届書ヲ受理シタルトキ又ハ 則第二條ニ依リ許可ヲナシタルトキハ直チニ警察部長ニ報告スヘシ
- 事業所々在地ノ變更ノ許可ヲナシタルトキ新所在地所轄外ニ互ルトキハ其ノ所轄警察署ニ通報スヘシ
- 第三條 規則又ハ細則ノ規定ニ依リ事業ノ停止又ハ許可ノ取消ヲ必要ト認ムルトキハ直チニ事實ヲ詳具シ警察部長ニ報告スヘシ
- 第四條 細則第九條ノ届出ヲ受ケタルトキハ速ニ事實ヲ精査シ保護取締上適當ノ措置ヲナスヘシ
- 第五條 細則第七條第二項ノ届出テアリタルトキハ眞偽ヲ調査スヘシ
- 第六條 規則第四條第一項ニ依リ認可申請アリタルトキハ第一條ニ準シ調査シタル後之ヲ決定スヘシ
- 第七條 規則又ハ細則ニ違反シタル事業者ヲ處罰シタルトキハ其ノ都度警察部長ニ報告スヘシ
- 第八條 警察部長及警察署ニハ別記様式ノ臺帳ヲ備ヘ整理スヘシ
- 但シ警察部ノ臺帳ハ從業者欄ヲ除ク

機式(表)

事業者臺帳

許可番號	第	號	事業所々在地			事業所名稱	主トシテ紹介セムトスル職業ノ種類	許可ノ取消又ハ停止ニ關スル事項	取締ニ關スル事項	備考
			年	月	日					
昭和	年	月	日	年	月	日	其ノ他	經驗ノ他	經驗其ノ他ノ欄ニハ本人ノ經歷ノ概略及前科等記入ス 取締ニ關スル事項欄ニハ處罰サレタル事項等記入ス	

- 三 事務所ノ所在地及名稱
 - 四 主トシテ紹介セムトスル職業ノ種類
 - 五 手数料額及其領收方法
- 前項第二號法人ノ定款代表者第三號事務所ノ所在地第四號又ハ第五號ノ事業所々在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ
- 紹介業者(紹介事業者法人ナルトキハ其代表者)ノ本籍住所氏名又ハ事業所ノ名稱ニ變更アリタルトキハ其變更後七日以内ニ事業所々在地ノ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第四條第一項 紹介業者從事者ヲ使用セムトスルトキハ其本籍住所氏名年齢及履歷ヲ具シ事業所々在地ノ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ

附則

本令ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前廳府縣令ニ依リ許可免許又ハ認可ヲ受ケ現ニ職業紹介事業ヲ營ム者ハ本令第二條第一項ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ紹介業者ノ營業者ニ付テハ本令第四條第一項ニ依リ認可アリタル者ト看做ス

第二項ノ紹介業者ニシテ引續テ職業紹介事業ヲ營ムトスルトキハ本令施行後一月内ニ第二條第一項各號ノ事項ヲ事業所々在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ニ第四條第一項ノ事項ヲ事業所々在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

●營利職業紹介事業取締ニ關スル件

(昭和二年二月十日 保第一四三四號通牒)

警察部長ヨリ各警察官署長宛

大正十四年十二月内務省令第三十號ヲ以テ營利職業紹介事業取締規則ハ本年一月一日ヨリ施行サレ全細則ハ本日公布相成

之ヲ取締ニ關シ左ノ通り心得ラルヘシ

- 一 本則ハ藝妓娼妓酌婦及ヒ之ニ類スルモノノ紹介ニ關シテハ適用ヲ除外サレ居ルニヨリ之等ノ周旋ニ關シテハ現行縣令口入營業取締規則ニ依ルモノトス
- 規則第二十三條ノ「之ニ類スル者」トハ宿屋、料理屋、飲食店、待合茶屋、貸座敷等ニ雇傭セララルル仲居、女給、女中等ヲ包含スルモノトス
- 之等ノ業者ニ雇傭サルルモ飯菜、洗濯等ノ業ノミニ從事シ營業ニ直接從事セサル者ハ包含セサルモノトス
- 二 營業者中規則(省令)第三條ニ抵觸スルスル業者ハ此際何レカ一方ヲ廢セシムルコト

●口入營業取締規則

(明治三十八年八月十一日 岐阜縣令第三十九號)

明治四一年六月縣令第三二號、四二年七月第三八號、四四年一二月第四一號、大正六年三月第一七號改正

第一條 本則ニ於テ口入營業ト稱スルハ左ノ行爲ノ營業ヲナス者ヲ云フ

- 一 藝妓、娼妓、酌婦、仲居ノ紹介、周旋
- 二 婢僕、乳母、子守其他ノ雇人又ハ徒弟等ノ紹介、周旋、募集

第一號ト第二號トヲ兼テ營ムコトヲ得ス

第二條 口入營業ヲ爲サムトスル者ハ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受ケヘシ
認可ヲ受ケタル後代理人又ハ雇人ヲ使用セムトスルトキハ其ノ使用ニ付キ認可ヲ受ケヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該ル者ハ認可ヲ與ヘス

- 一 強盜、竊盜、詐欺取財、幼者略取誘拐、猥褻姦淫、贓物ニ關スル罪ヲ犯シ改悛ノ狀情顯著ナラサル者
- 二 豫戒令受命中ノ者
- 三 宿屋、料理店、飲食店、貸座敷、遊藝場、藝妓屋及藝妓ヲ營メル者

第三編 保安 第四章 營業 第五款 職業紹介、口入及案内業

四 他人ノ名義ヲ借り營業ヲナサムトスルノ事實アル者
五 公客風俗ヲ害スル事實アル者

第三條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 第一號様式ノ看板ヲ店頭ニ掲クヘシ
- 二 手数料ノ率ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ店舗見易キ場所ニ大書シテ揭示スヘシ
- 三 手数料ハ契約ノ確定シタル後之レヲ受領シ受領證ヲ交付スヘシ
- 四 第二號様式帳簿ヲ製シ口入ノ時々記入スヘシ
- 五 警察官吏臨檢シタルトキハ之レヲ拒ムコトヲ得ス且營業上ノ事項ハ質問ニ應シ事實ヲ陳述スヘシ
- 六 警察官吏備主又ハ被口入者ニシテ營業ニ關スル帳簿ノ閱覽ヲ求ムルトキハ直ニ之ヲ明示スヘシ

第四條 營業者代理人又ハ雇人ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 身元不詳ノ者、妻ニシテ夫ノ許可書ヲ有セサル者、未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾書ヲ有セサル者ヲ口入スルコト
- 二 廣告、揭示其ノ他方法ノ如何ヲ問ハス事實ヲ虛構シテ勸誘スルコト
- 三 依頼者ノ志意ニ反シ口入ヲ爲シ又ハ契約期間内ノ者ヲ詐問若ハ勸誘シテ他ニ轉換セシムルコト
- 四 警察官吏ノ承認ヲ經ス被口入者ノ所持品ヲ手数料ノ抵償ニ受領シ又ハ買取リ若ハ賣却、質入ノ周旋ヲ爲スコト
- 五 被口入者ヲ營業者ノ自宅ニ止宿セシメ又ハ他ニ宿泊ノ周旋ヲ爲スコト
- 六 不當ノ手数料ヲ受ケ又ハ受ケントシ若ハ手数料ノ外ニ金銀物品ヲ受クルコト
- 七 疥癬、癩病、肺結核等ノ病者ヲ公衆ニ接スヘキ營業者ニ口入スルコト

第五條 第一條第一號ノ營業者ハ前二條ニ從フノ外左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 被口入者ニ對シテハ一切勸誘ヲ爲スヘカラス

二 營業者及其ノ代理人、雇人ノ外他人ニ紹介、周旋ヲ依頼スヘカラス

二 娼妓ニ在リテハ明治三十三年內務省令第四十四號第一條第三條ニ適合シタルコト藝妓、酌婦、仲居ニ付テハ父母若ハ最近親族ノ承諾アリタルコトヲ確メシテ口入スヘカラス

- 四 貸座敷、料理店、藝妓屋、營業者カ藝妓、娼妓其ノ他ノ雇人ヲ直接傭入タルコトニ苦情ヲ申込ムヘカラス
- 五 前借金給料等ノ受授ニ關シテハ直接ニ之ヲ爲サシメ取次其ノ他一切關與スヘカラス
- 六 藝妓、娼妓、酌婦、仲居等ヲ口入スルコトヲ表示シタル看板、標燈、廣告等ヲ公示スヘカラス
- 七 第三條第四號ノ簿冊ハ紙數ヲ記シ所轄警察官吏ノ檢印ヲ受クヘシ

第六條 左ノ場合ニ於テハ七日以内ニ所轄警察官署ニ口頭又ハ書面ヲ以テ届出ヘシ

- 一 營業者本籍、住所、氏名、屋號、營業所位置等ヲ變更シタルトキ
- 二 廢業又ハ二ヶ月以上休業シタルトキ
- 三 代理人又ハ雇人ヲ解キタルトキ
- 四 多數ノ人員ヲ募集セムトスルトキ

第七條 口入營業者以外ノモノニシテ縣下ニ於テ多數ノ人夫等ヲ募集セムトスルトキ及海外ニ出稼セントスルモノヲ紹介周旋セントスルトキハ當廳ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

前項及前條第四號ノ行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害シ若クハ害セントスルノ虞アリト認メタルトキハ認可ヲ取消シ又ハ其ノ行爲ノ停止ヲ命ス

第八條 營業者其ノ代理人及雇人ニ非サル者ハ名義ノ如何ニ拘ラス手数料若ハ謝金ヲ受ケ第一條各號ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 營業者又ハ代理人雇人ニシテ第二條各號ニ該當スル者ハ認可ノ失效ヲ命ス

第十條 本則第二條第三條第四條第五條第六條第七條第一項第八條ニ違反シタル者及第七條第二項ノ停止ノ命令ニ從ハサ

第三編 保安 第四章 營業 第五款 職業紹介、口入及案内業

ル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ料料ニ處ス

本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得
 第十一條 未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ科料ノ刑ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附則

第十二條 從來ノ營業者ハ更ニ届出ヲ要セス但シ第一條第一號ノ營業者ハ本年八月三十一日迄ニ届出認可ヲ受クヘシ其ノ代理人雇人ニ付テモ亦同シ

第十三條 明治二十四年九月岐阜縣令第五十六號雇人口入業取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

○第一號樣式

三尺

曲 尺 七 寸

何郡市何番地
口入營業 何 某

○第二號樣式ノ一 (普通營業者ノ用ユルモノ)
 用紙半紙罫紙

紹介年月日	明治何年何月何日
被口入人ノ住所氏名	原籍何府(縣)何郡(市)何町(村)大字何々番地戸主又ハ何某何女 現住所何府(縣)何郡(市)何町(村)大字何々番地 何 某 方
年齢等	職業何々 何 某 明治何年何月何日生
紹介先	何府(縣)何郡(市)何町(村)大字何々番地 職業何々 何 某 方
給料	一ヶ月何圓或ハ半期何圓
契約期限	何年何月何日迄或ハ期限ヲ定メス
手数料ノ額	何圓 何某ヨリ受領受領證渡濟
雇傭ノ種別	下女又ハ乳母丁稚何々

第三編 保安 第四章 營業 第五款 職業紹介、口入及案内業

○第二號様式ノ二 (藝妓、娼妓、酌婦、仲居等ヲ口入スル營業者ノ用ユルモノ)

用紙半紙罫紙

紹介年月日及原因	何年何月何日	本人ノ申込ニ依リ或ハ父何某ノ申込ニヨリ又ハ同業者何某ノ紹介ニヨリ
被口入者ノ住所氏名年齢等	何府(縣)何郡(市)何町(村)大字何番地何職業何某長女(戸主)	現住所、職業、何
紹介先	何府(縣)何郡(市)何町(村)大字何番地何職業何某	貸座敷(料理屋)何樓事
前借金	何ヶ年何圓	何
契約期限	明治何年何月何日迄	
雇備ノ種別	藝妓、娼妓、酌婦又ハ何々	
手數ノ料	何圓受領受領證何某ニ渡濟	
父母並最近親族ノ承諾	父何某承諾、何々、	

●口入營業規則執行心得

(明治三十八年七月 指示警第二八號)

沿苗 明治三十八年九月指示第三二號、四四年一二月第五號、大正七年一二月指示保第一四號改正

第一 制定趣旨

規則制定ノ趣旨ハ第一條第一號ノ營業者並海外ニ婦女ヲ出稼セシムルモノ工女募集者等カ不正ノ手段ヲ弄シ往々婦女ノ一身ヲ過マラシムルヲ嚴重ニ取締復不正手段ヲ弄スルノ餘地ナカラシメ一面ニハ婦女カ救フヘカラサル悲境ニ沈淪スルヲ防クテ目的トシ併セテ普通營業者カ奸詐不正ノ行爲ヲ取締ルニ在ルチ以テ正業者ニ對シテハ力メテ便宜ヲ與ヘ寬嚴其宜シキヲ制シ豫期ノ效果ヲ收ムヘシ

第二 届書

一 營業認可届書ニハ其族籍、住所、氏名生年月、屋號、營業ノ種類、營業所等ヲ記載セシムヘシ
 二 代理人雇人ノ認可届書ニハ其族籍、住所、氏名、生年月、從來ノ職業等ヲ記載セシムヘシ
 未成年者禁治産者ノ爲ス届書ニハ後見人準禁治産者妻ノ爲ス届書ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ爲サシムヘシ

第三 認可

一 營業届、代理人、雇人ノ届書及第七號ノ届書ヲ受理シタルトキハ規則ニ適合スルヤ否ヲ調査シ認可ヲ與フヘシ
 二 第三條手數料ノ率ハ左ノ標準ニ據リ認可ヲ與フヘシ
 一 第一條第二號ノ口入ニ付テハ給料半年分ノ一割以内但年期奉公ト稱スル給料ノ定メナキ雇人ニ付テハ一件ニ付キ金壹圓以内トス
 一 第一條第一號ノ口入ニ付テハ前借金又ハ一ヶ年稼高ノ一割以内但シ五拾圓ヨリ上ルコトヲ得ス
 以上ハ一件ニ對スル額ヲ定メタルモノニ付其一方ヨリ全部ヲ領收スルカ又ハ分割シテ雙方ヨリ受領スルカハ契約上適宜タルヘジ

三 第四條第四號ノ承認ハ巡查ヲシテ取調ヲ爲サシメ差支ナキトキハ口頭ニテ承認ヲ與ヘシムヘシ
四 不認可又ハ認可ノ失效ヲ命セントスルトキハ情ヲ具シ稟申スヘシ

第四 臨檢視察
第一條第一號ノ營業者ニハ一月二回以上其他ノモノハ一月一回以上受持巡查ヲシテ臨檢ヲセシメ第一條第一號ノ營業者及公安風俗ヲ害スルノ虞アル者ニハ刑事巡查ヲシテ常ニ視察セシムヘシ

第五 報告
一 營業取締上参考トナルヘキ事項ハ時々報告スヘシ但シ管内ノ警察官署ニ連繫スルモノハ直接通報スヘシ
二 第七條二項ノ停止ヲ命ジ若ハ認可ヲ取消スノ必要アリト認メタルトキハ直チニ報告スヘシ

第六 臺帳
警察官署ニハ左記様式ノ臺帳ヲ製シ時々必要欄内ニ記入スヘシ
(用紙半紙)

屋 號	族籍住所	何 某 妻 (戶主)
營 業 種 別	營 業 所	氏 生 年 月 名
取締上必要事項		
本人ハ京阪地方ノ同業者ト氣脈ヲ通シ重ニ娼妓ノ紹介ヲ業トス 本人ハ幼者ニシテ後見人ハ何町村何某ナリ 何年何月何日何人何府縣何町村何番地何某届出認可ス 何年何月何日何々ノ件ニ付料料金何圓ニ處ス 何々々々		

案内業者取締規則

(明治四十年七月二十七日 内務省令第二十一號)

第一條 通譯ニ依リ諸般ノ案内ヲ業ト爲サムトスル者ハ願書ニ履歴書及寫眞二葉(手札形ニシテ臺紙ヲ附セス)ヲ添付シ地方長官ニ願出免許ヲ受クヘシ

第二條 地方長官ハ試験ノ上免許證ヲ下附スヘシ
第三條 案内業試験ハ左ノ科目ニ依リ之ヲ行フ

- 一 外國語
- 二 本邦地理
- 三 本邦歴史

第四條 廢業シ若ハ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ二箇年ヲ經過シタル者ハ更ニ試験ヲ受クルニ非サレハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

第五條 案内業ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ試験ノ際收入印紙ヲ以テ手数料金貳圓ヲ納付スヘシ
第六條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二 精神病又ハ人ノ嫌厭スヘキ疾病アル者
- 三 素行不良ナル者

第七條 免許證別記雛形ニ依リ案内業者ノ寫眞ヲ貼附シ邦語及試験ヲ爲シタル外國語ヲ以テ報酬其ノ他ノ諸費用及本則第十一條第十二條ヲ記載スヘシ
第八條 案内業者ハ豫メ被案内者ヨリ受クヘキ報酬其ノ他ノ諸費用ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第九條 案内業者ハ別記雛形ノ徽章ヲ製シ就業中之チ左胸部ニ附スヘシ

第十條 案内業者ハ就業中免許證ヲ携帯シ案内ノ依頼ヲ受ケタル際之チ被案内者ニ提示スヘシ

警察官吏又ハ被案内者ヨリ免許證ノ提示ヲ求メラレタルトキハ之チ拒ムコトヲ得ス

第十一條 案内業者案内ヲ終リタルトキハ被案内者ニ對シ其ノ案内ニ關スル批評ヲ記載セル證明書ヲ求メ尙不都合ノ行爲アリト認メラレタルトキハ警察官署ニ内報セラレタキ旨ヲ申立ツヘシ

第十二條 案内業者ハ左記各號ノ行爲ヲ爲スヘカラス

一 名義ノ如何ヲ問ハス認可類以外ノ報酬其ノ他ノ諸費用ヲ請求スルコト

二 物品ノ購買其ノ他諸般ノ周旋ニ關シ直接又ハ間接ニ當事者ニ對シ利益ヲ請求スルコト

三 強テ案内セムコトヲ勸誘シ若ハ勸誘セシメ又ハ故ナク案内ノ依頼ヲ拒絕シ若ハ拒絕セシメ又ハ依頼ノ趣旨ニ反シタル案内ヲ爲スコト

第十三條 免許證ヲ毀損、亡失シ又ハ其記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ其ノ書換又ハ再下附ヲ願出ヘシ

亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之チ地方長官ニ提出スヘシ

第十四條 案内業者廢業シ又ハ業務ヲ禁止セラレタルトキハ五日以内ニ免許證ヲ返納スヘシ

案内業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ二十日以内ニ戶籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第十五條 案内業者第六條各號ノ一ニ該當シ又ハ業務上不正ノ行爲アリタルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金又ハ二十五日以下ノ重禁錮ニ處ス

一 第一條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタル者

二 停止中營業ヲ爲シタル者

三 第八條及第十二條ニ違反シタル者

第十七條 第九條第十條第十三條及第十四條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第十八條 本則ハ明治四十年九月一日ヨリ之チ施行ス

第十九條 本則第一條第二條第八條及第十三條ニ規定セル地方長官ノ職權ハ當分ノ内警視總監、北海道廳長官、京都府知事、神奈川縣知事、兵庫縣知事及長崎縣知事之チ行フ

第二十條 地方廳ノ免許ヲ受ケ現ニ從事スル者ハ本則施行ノ後三箇月以内ニ免許證ノ書換並ニ第八條ノ認可ヲ申請スルニ非サレハ免許ノ效力ヲ失フ

前項ノ申請書ハ寫眞二葉(第一條ニ同シ)ヲ添付シ第十九條ノ地方長官ニ提出スヘシ
(別記雛形)

免許證 用紙鳥ノ子厚紙(竪五寸横九寸三分)

表面

第 號	案内業者免許證
案内業者氏名	住所
縣廳府	廳 府 縣 名
同上外國文	

折目

Table with multiple columns and rows, mostly containing faint text and bleed-through from the reverse side of the page.

内面

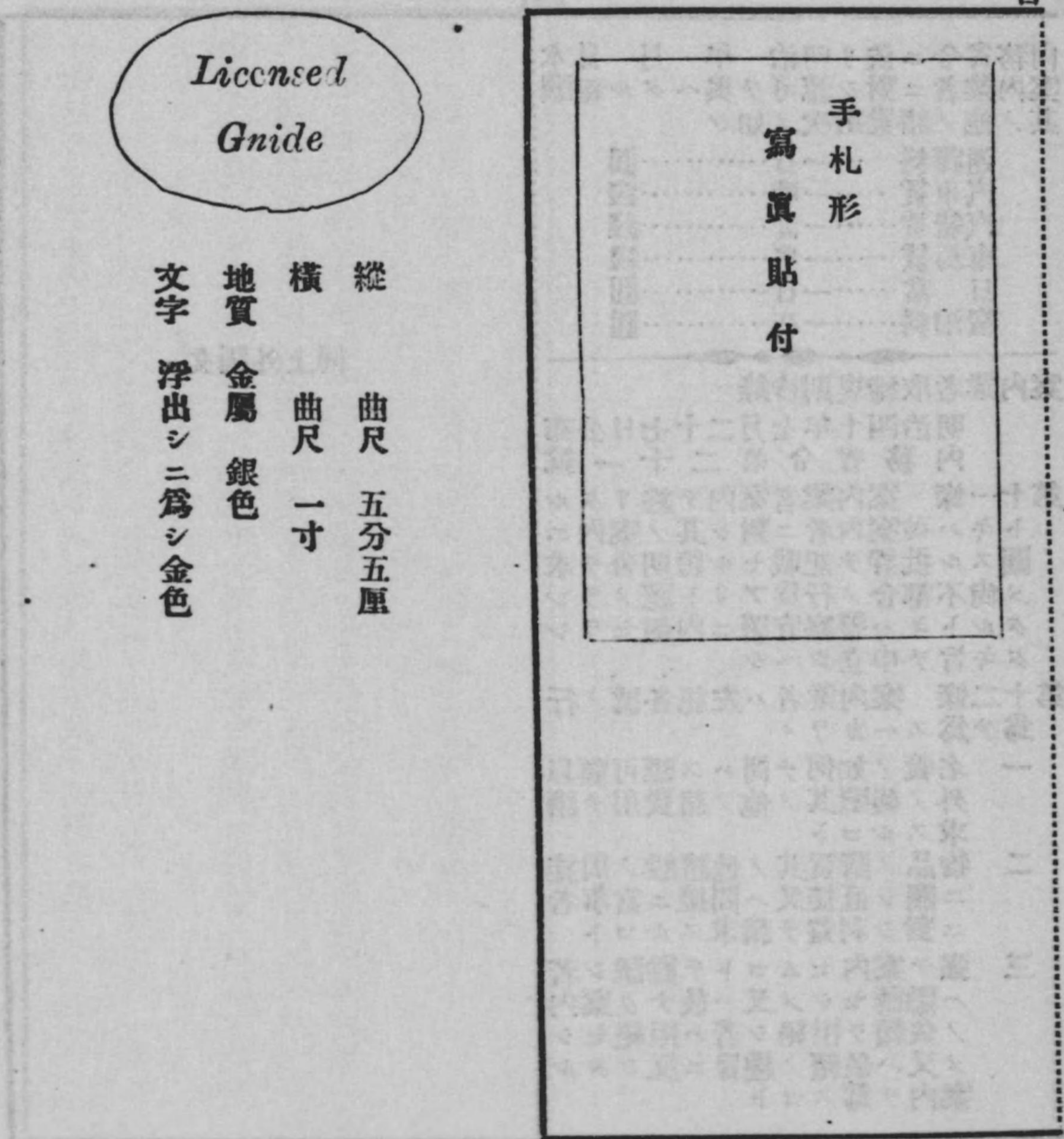
折目

Table with multiple columns and rows, containing text and bleed-through from the reverse side of the page.

折目

手札形
寫真貼付

徽章



案内業者取締施行方ニ關スル件

(明治四十年九月二日 内務省訓第七六六號)

- 案内業者ノ取締ニ關シテハ明治三十六年中標準ヲ定メ廳府縣概ネ之ニ準據シテ規則ヲ制定施行セリト雖モ其ノ間精疎ノ別ヲ生シ寬嚴ノ度又自ラ一ナラサルモノアリ取締上遺憾ノ廉ナキニアラサルヲ以テ省令ヲ發布スルニ至レリ就テハ之レカ施行ニ關シ大要左記ニ依リ取扱ヲ爲シ尙案内業者ニ對シテハ平素ニ於テ取締上一層注意スヘシ
- 一 案内業者ニ對スル免許及禁停止處分ノ效力ハ規則中明文ヲ存セスト雖モ當然全國ニ及フモノトス而シテ免許證下付スルノ職權ハ當分ノ内規則第十九條ノ地方長官ニ限定セリト雖モ禁停止ノ處分ハ何レノ地方長官ニ於テモ之ヲ行フヲ得ルモノトス
 - 一 地方長官ニ於テ免許證ヲ下付シ若ハ免許證ノ返納ヲ受ケ又ハ禁停止ノ處分ヲ爲シタルトキハ直ニ其旨ヲ官報ニ廣告スヘシ
 - 一 規則第十三條ニ依リ免許證ノ書換又ハ再下付ヲ爲シタル地方長官ハ其ノ營業者ニ對シ前ニ免許證ヲ與ヘタル地ノ地方長官ニ其ノ事項ヲ通報スヘシ
 - 一 免許證ニ貼付スヘキ寫真ハ願書ニ添付シタルモノヲ用ヒ又書換出願ノ際ハ更ニ寫真ヲ提出セシムヘシ
 - 一 試驗ハ出願ノアル毎ニ之ヲ行フヲ要セス相當ノ時期ニ於テ便宜之レヲ行フヘシ又試驗手数料ハ豫メ願書ニ收入印紙ヲ貼付シテ差出サシムルヲ要セス試驗當日之ヲ納付セシムヘシ
 - 一 案内業者ノ案内中ニ於ケル行爲ニ關シ被案内者ヨリ求ムル證明書ハ形式ニ拘泥スルヲ要セス案内業者ノ携帶セル用紙ニ記載スルト又被案内者ノ名刺ニ記載スル等固ヨリ便宜ナルヲ以テ豫メ案内業者ニ注意ヲ與ヘ被案内者ニ煩累ヲ感セシムルコトナカラシムヘシ
 - 一 案内業者ノ行爲ニシテ最モ弊害アルハ規則第十二條ニ列記セル事項ナリトス而シテ案内業者ハ巧ニホテル使用人等ヲ介シテ不當ニ金錢ヲ請求シ物品販賣者ト結托シテ利益ヲ獲得シ又故ラニ辭柄ヲ構ヘテ甲ノ被案内者ヲ辭シ乙ノ被案内

- 一 者ニ就クカ如キハ殆ト彼等ノ通弊トスル所ニシテ外國人ノ感情ヲ害スルコト少カラサルヲ以テ取締上特ニ意ヲ盡シ致シ努メテ不正ノ行爲ナカラシムヘシ
- 二 ホテル使用人等ニシテ案内ノ爲ニ雇備セラレ全ク案内業者ノ實アル者アリ是等ニ對シテハ能ク事實ヲ調査シ規則ニ依リ免許ヲ受ケシムヘシ又學校生徒ニシテ休暇ヲ利用シテ案内ヲ爲ス者ノ類ニ對シテハ通譯ニ依リ報酬ヲ得ルノ事實アルモ規則ニ依ラシムルノ必要ナカルヘキヲ以テ斟酌宜キニ從ヒ措置スヘシ
- 三 案内業者臺帳ヲ調製シ必要ノ事項ヲ記載スヘシ
- 四 免許證ハ別紙ニ據ルヘシ
- 五 (免許證ハ略ス)

案内業者取締規則施行ニ關シ取扱方ノ件

(明治四十年十月二十八日 岐阜縣訓第三百九號)

- 一 案内業者ニ對シ業務ノ禁停止ヲ必要ト認ムルトキハ其ノ事實ヲ調査シ報告スヘシ
- 二 規則第十九條ニ依ル免許證ノ下付免許證ノ返納又ハ禁停止ノ處分ハ官報ニ廣告セラルヘキヲ以テ之ニ依リ案内業者臺帳ニ記入整理スヘシ
- 三 規則第十一條ニ依リ案内業者ノ案内中ニ於ケル行爲ニ關シ被案内者ヨリ求ムル證明書ハ形式ニ拘泥スルヲ要セス案内業者ノ携帯セル用紙ニ記載スルト又被案内者ノ名刺ニ記載スル等固ヨリ便宜ナルヲ以テ豫メ案内業者ニ注意ヲ與ヘ被案内者ニ煩累ヲ感セシムルコトナカラシムヘシ
- 四 案内業者ノ行爲ニシテ最モ弊害アルハ規則第十二條ニ列記セル事項ナリトス而シテ案内業者ハ巧ニホテル使用人等ヲ介シテ不當ニ金錢ヲ請求シ物品販賣者ト結托シテ利益ヲ獲得シ又故ラニ辭柄ヲ構ヘテ甲ノ被案内者ヲ辭シ乙ノ被案内者ニ就クカ如キハ殆ト通弊トスル所ニシテ外國人ノ感情ヲ害スルコト少カラサルヲ以テ取締上特ニ意ヲ盡シ致シ努メテ不正行爲ナカラシムルヘシ
- 五 ホテル使用人等ニシテ案内ノ爲メニ雇備セラレ全ク案内業者ノ實アル者アリ是等ニ對シテ能ク事實ヲ調査シ規則ニ依リ免許ヲ受ケシムヘシ
- 六 學校生徒ニシテ休暇ヲ利用シテ案内ヲ爲ス者ノ類ニ對シテハ通譯ニ依リ報酬ヲ得ルノ事實アルモ規則ニ依ラシムルノ必要ナカルヘキヲ以テ斟酌宜シキニ從ヒ措置スヘシ
- 七 案内業者臺帳ハ別紙様式ニ依リ調製スヘシ

案内業者臺帳

一 明治 年 月 日 種 別 英國人 付官廳名 禁止年月日 解年月日 住 所 氏 名

二 露國人

用紙美濃野紙

免許證番號	廢業年月日	種 別	付官廳名	禁止年月日	解年月日	住 所	氏 名
一	明治 年 月 日	英國人
二	露國人

- 一 スル行爲ヲ爲スコト
- 二 囑託セラレタル事件ニ付利害ヲ異ニスル他ノ者ノ爲ニ代書ヲ爲スコト
- 三 業務上知得シタル事項ヲ他人ニ漏泄スルコト
- 四 書類ノ紙數ヲ増加スル目的ヲ以テ故ヲニ文句ヲ冗長ニシ若ハ必要以外ノ書類ヲ作製スルコト
- 五 代書囑託者ノ印類又ハ其ノ署名捺印若ハ押印シタル白紙ヲ領置スルコト
- 六 事務所ヲ他人ノ法律事務所ニ貸與シ又ハ之ヲ他人ノ法律事務所ニ置クコト
- 第十條 代書人ハ其ノ代書シタル書類ノ末尾又ハ欄外ニ署名捺印スヘシ但シ法令ニ別段ノ規定アルモノ又ハ書翰ノ類ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 代書人ハ左ノ各號ノ場合ニ於テハ五日以内ニ主タル事務所所在地所轄警察官署ニ届出ツヘシ
 - 一 本人又ハ補助員ノ本籍、住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキ
 - 二 事務所ヲ變更、増設又ハ廢止シタルトキ
 - 三 補助員死亡シ又ハ之ヲ廢罷シタルトキ
 - 四 廢業シタルトキ
- 代書人死亡シタル場合ニ於テハ戸主又ハ同居ノ家族ヨリ五日以内ニ主タル事務所所在地所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第十二條 代書人ハ代書事件簿ヲ備ヘ代書ヲ爲シタル都度囑託ヲ受ケタル事件ノ名稱、年月日、書類ノ紙數、代書料及囑託者ノ住所、氏名ヲ記載スヘシ
- 代書人ハ代書事件簿閉鎖後一年間之ヲ保存スヘシ代書人業務ノ許可ヲ取消サレ又ハ廢業シタルトキ亦同シ
- 代書人死亡シタルトキハ前項ノ規定ヲ家督相續人ニ準用ス
- 第十三條 警察官署ハ必要ト認ムルトキハ警察官吏ヲシテ代書人ノ事務所ニ臨檢シ又ハ代書事件簿ヲ檢閲セシムルコトヲ得

第十四條 代書人業務上ノ義務ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スト認メラルルトキ又ハ六月以上所在不明ナルトキハ主タル事務所所在地所轄警察官署ハ地方長官東京府ニ在リテハ警視總監ノ認可ヲ受ケ業務ノ停止ヲ命ジ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十五條 補助員業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認メラルルトキハ主タル事務所所在地所轄警察官署ハ使用ノ認可ヲ取消スコトヲ得

- 第十六條 第二條、第三條、第十四條及第十五條ノ規定ニ依ル警察官署ノ處分ハ其ノ所屬廳府縣ノ管内ニ效力ヲ有ス
- 第十七條 本令其ノ他ノ法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケスシテ代書ノ業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 一 第七條、第九條ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 代書事件簿ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ若ハ第十三條ノ規定ニ依ル警察官吏ノ臨檢又ハ檢閱ヲ拒ミタル者
 - 三 第十四條ノ規定ニ依ル業務停止ノ處分ヲ受ケ其ノ期間中業務ヲ營ミタルモノ
 - 四 第十五條ノ規定ニ依ル警察官署ノ處分ニ違反シテ補助員ヲ使用シタル者
- 第十九條 第三條乃至第六條、第八條、第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
- 第二十條 代書人ハ其ノ業務ニ關シ補助員ノ爲シタル行爲ニ付自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得

附 則

- 第二十一條 本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二十二條 本令施行ノ際現ニ許可ヲ受ケ代書ヲ業トスル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

●代書人規則施行ニ關スル件

(大正九年十二月二十二日)

指示保第六號 警察部長ヨリ警察署長宛

客月二十五日內務省令第四十號ヲ以テ代書人規則發布セラレ候處之カ施行ニ付テハ左ノ通心得ラルヘシ

- 一 第一條ノ書類中ニハ其ノ附屬圖面ノ如キ之ヲ包含スト雖單ニ設計圖、測量圖類ノ作製ノミノ依頼ニ應スルコトヲ業トスル者ハ之ニ包含セス又單ニ書翰ノミノ代書ヲ業トスル者ニシテ稀ニ權利義務ニ關スル書翰ヲ代書スルコトアルヘキモ是等ハ強ヒテ本則ヲ以テ臨ムヲ要セス
- 二 本規則ハ事務所ノ外出張所ナルモノヲ認メス之等ハ總テ事務所ト爲セリ從テ二以上ノ事務所ヲ有スル者ハ其ノ一二就キ主タル事務所ヲ定ムルモノトス
- 三 第四條ノ標札ハ別紙第一號樣式ニ據ラシムルコト
- 四 第五條但書ニ於テ特別ノ事由トハ遺言狀ノ如キ事務所ニ於テ作製スル能ハサルモノ又ハ書類中作製期限ヲ指定シテ依頼ヲ受ケタル場合ニ於テ事務所内ノミニ制限スルハ甚シク酷ニ失スル場合等ニシテ之カ適用ニ付テハ事實已ムヲ得サルヤ否ヲ調査シ弊害ナシト認メタルモノニ限り承認スルコト
- 五 第六條ノ代書料額ハ左ノ標準ニ據ルコト
 - 一 行政訴訟、同訴願ニ關スル書類
 - 二 行政諸官公署ニ提出スル願届等ノ書類
 - 三 以上ノ外諸種ノ權利義務又ハ事實證明ニ關スル書類並往復文書
以上一枚ニ付金拾錢以內
 - 四 圖面ハ難易ニ依リ美濃紙一枚ニ付金七錢以上壹圓五拾錢以內
- 六 第七條但書ニ於テ特別ノ事由トハ囑託者ニ於テ代書人ノ出張ヲ求ムル等ノ場合ニ於テ車馬賃其ノ他ヲ要スルカ如キ之ニ該當スルモノニシテ之カ承認ハ其ノ時々ニ於テ之ヲ受ケシムルヲ要セス豫メ之ヲ受ケ置カシムルヲ妨ケサルモノトス
- 七 代書人ノ弊害ノ多クハ第九條ニ規定スル條項ニ在ルヲ以テ本條ニ付テハ現ニ代書ヲ業トスル者及將來代書業ヲ許可ス

- ルモノニ對シテハ懲罰之カ趣旨ヲ說示シ了解セシメ其ノ義務ニ違反スルコトナカラシメラレ度尙本條第六號中法律事務所トハ辯護士事務所、特許辨理士事務所、公證人、執達吏事務所ノ類ヲ指示シタルモノトス
- 八 第十一條ニ記載セル事項ノ届出ハ總テ主タル事務所所在地所轄警察官署ニ限定セルヲ以テ本條ノ届出ヲ受理シタル警察官署ハ遲滞ナク關係地所轄警察官署ニ通報シ遺漏ナキヲ期スルコト
- 九 第十二條ノ代書事件簿ハ別紙第二號樣式ニ據ラシムルコト
- 十 第十四條及第十五條ノ處分ハ當業者ニ與フル苦痛最モ甚シキモノナルヲ以テ特ニ慎重ニ措置セラレ度殊ニ停止處分ノ場合ハ期間ヲ明示シテ命令スルヲ要ス尙之等處分ヲ爲シタル場合ハ本人ノ本籍、住所、氏名、年齢、事由、適用法條、處分年月日、停止期間ヲ具シ速カニ報告スヘシ
前項處分ニ就テハ豫メ稟申指揮ヲ受クヘシ
- 十一 規則施行ノ際現ニ第十七條ニ該當スルモノアルニ於テハ可成說諭ヲ加ヘ任意業務ヲ廢止セシムル等ノ措置ニ出テ直チニ處罰ヲ以テ臨ムカ如キハ之ヲ避クルコト

別紙第一號樣式

寸	七	
○	代書人	氏 名
○	事 務 所	所

別紙第二號様式

代書事件簿

年月日	事件名簿	紙	數	代書料	住	嘱	所	託	氏	者	名

●彫刻職及印刷業取締規則

(明治二十年五月十日 岐阜縣令第三十九號)

附註 明治二六年縣令第七一號、二四年第五九號、四二年七月第三九號改正

第一條 印刷、判本、銅版、石版、篆刻職及活版印刷ノ職業ヲ爲サントスル者ハ所轄警察官署又ハ分署ニ届出ヘシ
轉居改氏名若クハ廢業シタルトキハ其旨三日以内ニ届出ヘシ

第二條 營業者ハ左ノ帳簿ヲ備置クヘシ

一 注文物明細帳 注文人ノ住所氏名年月日

一 印譜 印影壹葉ヲ貼付注文帳

第三條 前條ノ帳簿ハ使用終リタル日ヨリ十ヶ年間保存スヘシ廢業ノ後亦同シ

第四條 紙幣公債證書地券印紙切手類ノ印紋又ハ之レニ紛ハシキモノヲ彫刻又ハ印刷スルヲ禁ス

第五條 諸官署銀行會社等ノ印章及ヒ證券切手等ノ印刷物ハ其官署會社銀行等ニ於テ直チニ注文ヲ受ケタルトキニ非サレ

ハ彫刻又ハ印刷スルコトヲ得ス但證認書ヲ得タルトキハ此限リニアラス

第六條 印刷磨滅缺損等ニ依リ再刻ヲ乞フ者アルトキハ後證ノ爲メ其點畫ヲ換ヘ置クヘシ

第七條 印影ヲ示シ強テ同一ノ印章彫刻ヲ求ムル者アルトキハ警察署分署又ハ巡查派出所ニ届出ツ可シ

第八條 印面ノ上半或ハ左右半面若クハ印面全體ノ幾部ヲ缺キタル印刷ハ彫刻スルコトヲ得ス若シ強テ依頼スル者アルト

キハ警察署分署又ハ巡查派出所ニ届出ツヘシ

第九條 警察官吏ハ時宜ニ依リ注文帳及印譜ヲ檢査スルコトアルヘシ

第十條 本則第一條乃至第八條ニ違反シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

本則ニ規定シタル違犯行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前項ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第七款 信用告知業及債權債務仲介業

●信用告知業及債權債務仲介業取締規則

(大正三年五月二十日
岐阜縣令第二十四號)

附註 大正三年一月縣令第四二號改正

第一條 他人ノ商取引、資産、身分其ノ他信用上ニ關スル事項ノ告知又ハ債權、債務ノ仲介取立ノ業ヲ爲サムトスル者ハ

左ノ各號ヲ具シ營業所所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ第二號乃至第六號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、氏名、年齢、法人ニ在リテハ其ノ組織、名稱、代表者ノ住所、氏名、事務所所在地及定款

二 營業所ノ名稱及其ノ所在地

三 營業ノ種類及其ノ方法

四 加入者募集ノ地域及其ノ方法

五 加入者又ハ依頼者ヨリ收受スヘキ加入料又ハ手数料額

六 資産、法人ニ在リテハ資本額並其ノ出資方法

他府縣ニ本店ヲ有スル營業者ニシテ本縣内ニ支店又ハ出張所ヲ設置セムトスルトキハ前項ノ規定ニ基キ設置所轄警察官

署ノ許可ヲ受クヘシ但シ此場合ニ於テハ本店所轄行政官廳ノ許可證寫ヲ添付スルコトヲ要ス

前項ニ依リ設置シタル支店又ハ出張所ハ本則ノ適用ニ付テハ之ヲ本店ト看做ス

第二條 營業ニ關シ他人ヲ使用セムトスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、年齢ヲ具シ營業所所轄警察官署ニ届出認可ヲ受

クヘシ

支店又ハ出張所ヲ設ケムトスルトキハ位置、名稱及其ノ主任者ヲ定メ住所、氏名、年齢ヲ具シ第一條第一項各號ノ外許

第三編 保安 第四章 營業 第七款 信用告知業及債權債務仲介業

可證寫字添へ設置地所轄警察官署ニ届出認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
支店又ハ出張所ニ於ケル使用人ハ第一項ノ規定ニ基キ支店又ハ出張所所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ

第三條 營業種目、加入料及手数料ハ營業所ノ賭場所ニ之ヲ揭示スヘシ
第四條 左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ營業所所轄警察官署ニ届出ツヘシ

- 一 第一條第一項第一號ノ事項ヲ變更シタルトキ
 - 二 休業又ハ復業シタルトキ
 - 三 廢業シタルトキ
 - 四 死亡又ハ行衛不明ニ至リタルトキ
 - 五 精神病ニ罹リタルトキ
 - 六 禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
 - 七 準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
 - 八 會社成立シタルトキ但シ定款ヲ添ユルコトヲ要ス
 - 九 法人ヲ解散シタルトキ
 - 十 使用人ノ本籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シ又ハ其ノ解雇、死亡若ハ行衛不明ニ至リタルトキ
 - 十一 本店、支店、出張所間ニ於テ使用人ヲ交代セシメタルトキ
 - 十二 支店又ハ出張所ヲ廢止シタルトキ
- 前項第一號乃至第三號及第十號乃至第十二號ノ場合ハ營業者ヨリ第四號ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ第五號ノ場合ハ監護義務者ヨリ第六號ノ場合ハ後見人ヨリ第七號ノ場合ハ保佐人連署ノ上本人ヨリ第八號ノ場合ハ代表者ヨリ第九號ノ場合ハ精算人ヨリ前項ノ手續ヲ爲スヘシ
第一項第一號乃至第十一號ニ該當スル場合ハ主任者ヨリ第十二號及主任者ニ關スル事項ハ營業者ヨリ支店又ハ出張所

轄警察官署ニ之ヲ届出ツヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ營業所所轄警察官署ニ於テ許可ヲ取消シ若ハ營業ヲ停止スルコトアルヘシ

- 一 公安又ハ風俗ヲ害シ若ハ其ノ虞アリト認メタルトキ
 - 二 素行不長若ハ營業者トシテ不適當ト認ムルニ至リタルトキ
 - 三 滿一年以上行衛不明ナルトキ
 - 四 本則ニ違反シタルトキ
 - 五 禁錮又ハ懲役(又刑ノ執行)ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 使用人ニ於テ前項各號ノ一ニ該當スル事實アリタルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ解雇ヲ命スルコトアルヘシ
營業ノ許可ヲ取消サルタル者ハ滿二年ヲ經ルニ非サレハ本營業人タルコトヲ得ス
第六條 營業所ニハ別記様式ノ帳簿ヲ備へ加入者又ハ依頼者アリタルトキ若ハ事件ヲ取扱ヒタルトキ直ニ之ニ記載スヘシ
其ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ
前項ノ帳簿ハ最終ノ記入ヲ爲シタル日ヨリ滿二年間之ヲ保存スヘシ
第七條 前條ノ帳簿ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ五日以内ニ營業所所轄警察官署ニ届出ツヘシ
第八條 營業者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 一 虚構又ハ不實ノ告知ヲ爲スコト
 - 二 何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス許可額以外ノ金品ヲ收受シ又ハ之ヲ請求スルコト
 - 三 債權又ハ債務ノ仲介若ハ取立ニ關シ不正又ハ虚偽ノ手段ヲ用ユルコト
 - 四 強ヒテ加入、告知又ハ仲介、取立ノ依頼ヲ勧誘スルコト
 - 五 同一事件ニ付利害關係ヲ異ニスル當事者雙方ノ委嘱ニ應スルコト
 - 六 帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲スコト

仲介事件簿 (用紙美濃紙)		仲介事件簿 (用紙美濃紙)		仲介事件簿 (用紙美濃紙)		仲介事件簿 (用紙美濃紙)	
順次	符號	順次	符號	順次	符號	順次	符號
受託年月日	終了年月日	受託年月日	終了年月日	受託年月日	終了年月日	受託年月日	終了年月日
手數料	手數料	手數料	手數料	手數料	手數料	手數料	手數料
住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者
所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名
住 相 手 方	住 相 手 方	住 相 手 方	住 相 手 方	住 相 手 方	住 相 手 方	住 相 手 方	住 相 手 方
取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名

取立事件簿 (用紙美濃紙)

取立事件簿 (用紙美濃紙)		取立事件簿 (用紙美濃紙)		取立事件簿 (用紙美濃紙)		取立事件簿 (用紙美濃紙)	
順次	符號	順次	符號	順次	符號	順次	符號
受託年月日	終了年月日	受託年月日	終了年月日	受託年月日	終了年月日	受託年月日	終了年月日
手數料	手數料	手數料	手數料	手數料	手數料	手數料	手數料
住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者	住 加入者又ハ依頼者
所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名	所 職業氏名
住 債 務 者	住 債 務 者	住 債 務 者	住 債 務 者	住 債 務 者	住 債 務 者	住 債 務 者	住 債 務 者
取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名	取扱者氏名

- 五 規則第一條第二條第四條ノ營業所ハ本店ヲ意味シ第三條第五條乃至第七條第九條第十條ノ營業所ハ本店、支店及出張所ヲ包含ス
- 六 警察官署ニ於テハ必要事項ヲ臺帳ニ記入整理スヘシ
- 七 規則第二條第二項ニ依リ支店又ハ出張所ノ設置若ハ變更ヲ認可シタルトキハ之ヲ本店所轄警察官署ニ通知スヘシ

一 本館、住所、氏名、年齢

二 行商ノ目的

三 行商物品ノ種類

四 行商ノ地域

五 行商ノ期間

六 免許證ハ之ヲ他人ニ貸與スルコトヲ得ス

七 免許證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ五日以内ニ當廳ニ届出免許證ノ書換又ハ再渡ヲ請フヘシ

八 本籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ當廳ニ届出免許證ヲ返納スヘシ但シ第一號ノ場合ニ於テハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

九 許可ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ五日以内ニ當廳ニ届出免許證ヲ返納スヘシ

十 許可期間満了シ又ハ期間内ニ行商ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ當廳ニ届出免許證ヲ返納スヘシ

第八款 雜

● 慈善行商取締規則

(大正六年一月十二日 岐阜縣令第一號)

第一條 他人ノ門戸ニ就キ物品ノ慈善購買ヲ請ハムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ便宜ノ警察官署ヲ經由シ又ハ直接當廳ニ願出免許證ヲ受ケヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 本籍、住所、氏名、年齢
- 二 行商ノ目的
- 三 行商物品ノ種類
- 四 行商ノ地域
- 五 行商ノ期間

第二條 行商ノ際ハ必ス免許證ヲ携帯シ警察官吏又ハ購買者ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示スヘシ

第三條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ五日以内ニ當廳ニ届出免許證ノ書換又ハ再渡ヲ請フヘシ

一 本籍、住所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

二 免許證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ

第四條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ五日以内ニ當廳ニ免許證ヲ返納スヘシ但シ第一號ノ場合ニ於テハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一 許可ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

二 許可期間満了シ又ハ期間内ニ行商ヲ廢止シタルトキ

● 慈善行商取締規則施行方ノ件

(大正六年一月十五日)
保第七八三號通牒

警察部長ヨリ各警察官署長宛

孤兒院、養老院、廢兵院其ノ他慈善團體ノ事務員ナリト稱シ又ハ單獨ニ各地方ヲ徘徊シ他人ノ門戸ニ就キ物品ノ慈善購買ヲ求メツツアル者ノ多クハ慈善事業ニ對スル何等ノ智、經驗ナク素行修マラスシテ竊盜、詐欺、橫領等ノ前科ヲ有スルモノ尠カラズ甚ダシキハ慈善事業ニ何等關係ナキ者カ恰モ慈善事業ニ關係ヲ有フルカ如ク假裝シ美名ヲ標榜シテ糊口ノ資ヲ得ンカ爲メ地方僻村ノ民ヲ欺罔シ若ハ強賣シツツ橫行スルモノ近時漸ク増加ノ傾向ヲ示シ眞ニ憂フヘキ現象ヲ呈スルニ至レリ今試ニ是等弊害ノ二三ヲ擧クレハ孤兒院、養老院又ハ廢兵院等ノ事務員ナリト稱スル者ニシテ其實事務員ニアラス最初參圓乃至六圓位ノ金員ヲ以テ何々育兒院事務員ヲ命ス何々養老院慈善行商員ヲ囑託ス等ノ辭令ヲ買受ケ爾後毎月參圓内外ノ金員ヲ辭令使用料トシテ其ノ院ニ納付シ殘金ハ悉ク自己生活ノ資ニ供スルノ實況ナリ故ニ彼等ハ自己ノ所得ヲ多カラシムルノ手段トシテ種々ナル甘言ヲ用ヒ惡策ヲ弄シ強ヒテ購買ニ至レルナリ而カモ其販賣ニ係ル物品ハ育兒院又ハ廢兵院ヨリハ實價三割乃至五割ノ割引ヲ以テ之ヲ引受ケ一般購買者ニ對シテ之ヲ其ノ實價ヨリ五割以上ノ高價ニ販賣スルヲ常例トセリ隨テ是等ハ販賣ト見ルヨリハ寧ロ一種ノ寄附行爲ト見ルヲ適當トスルノ實況ナリ又育兒院ノ事務員ナリト稱スル者ニ對シ試ニ院兒ノ現在數、院ノ主義方針、院ノ經營狀態等ヲ尋問スルニ明瞭ニ答辯ヲ爲ス者殆ト皆無ニシテ甚ダシキニ至リテハ院長ノ氏名サヘ知ラサル者アリ又一面基礎鞏固ナラス經營確實ナラサル育兒院等ニ於テハ幾分ニテモ確定收入多カラシコト切望スルノ餘リ人物ノ如何ヲ顧慮スルコトナク何人ニテモ一定ノ金員ヲ納付スル者ニ對シテハ事務員又ハ囑託員等ノ辭令ヲ交附シ是等ノ者カ不正行爲ヲ爲スカ如キハ毫モ念頭ニ置カサルナリ如斯双方ノ意思連絡ニ依リテ益々不正行爲ヲ增大セシムルニ至レリ殊ニ甚ダシキハ事務員ト稱スル者カ數名ノ院兒ヲ連レ來リ之ヲ各戸ニ就キ行商セシメ其ノ賣上高ノ寡心ナル者ニ對シテハ甚ダシキ虐待ヲ加ヘ悲惨ノ狀眞ニ見ルニ忍ビサルモノアリ而カモ院兒ナリト稱スル者ノ中ニハ私ニ窮民ノ子女ヲ借り來リ可憐ナル孤兒、院兒ノ如ク假裝シ世ノ同情ヲ厚カラシメ以テ販賣高ノ多カラムコトヲ計ルノ陋

劣手段ニ出スル者尠シトセス然ルニ僻村ナル地方購買者中ニハ彼等ノ詐術虛構ニ陥リ眞ノ慈善ナリト誤信シ高價ノ物品ヲ購買スルモノアリ又眞ノ慈善ナリトハ信セサルモ彼等ノ言語態度ヲ嫌忌又ハ恐怖スルノ餘リ不用ノ物品ヲ購買スルモノアリ爲メニ善良ナル購買者カ慈善事業ニ供セラルヘキモノナリト信シタル金員モ眞ノ大部分ハ悉ク彼等カ糊口ノ資又ハ放蕩ノ料ニ供セラルルノ實況ナリ近時慈善事業ニ對スル一般ノ風潮漸次冷却ニ傾キ善良ナル慈善業者ノ事業遂行上頗ル迷惑ナルノ實情アルニ至レリ又廢兵ニ對スル社會ノ同情ハ日清日露ノ兩戰後以來一層深厚トナリ一般民衆ハ相當ノ喜捨ヲ惜マサルノミナラス高價ノ物品ト雖モ努メテ之ヲ購買スルノ機運ニ向ヒタルヲ以テ奸智ニ長ケタル無賴ノ徒ハ奇貨乘スヘシトナシ廢兵ノ假面ヲ被リ強ヒテ物品ノ購買ヲ求メ若ハ合力喜捨ヲ強請スル等ニ有ユル不正手段ヲ弄スルニ至レルヲ以テ是又他ノ慈善事業ト全樣社會民人ノ迷惑ナルノミナラス善良ナル廢兵ノ迷惑之ニ過キササルナリ惟フニ廢兵ハ君國ノため身命ヲ犧牲ニ供シ名譽アル國家ノ功勞者タルヲ以テ國家ニ於テ相當ノ待遇ヲ與ヘ又關係市町村ニ於テ適當ノ方法ヲ講シ安シテ餘生ヲ送ルノ途ニ出テサル可カラス故ニ今回之カ取締規則ヲ制定シ一ハ善良ナル慈善業者ノ保護ヲ全フシ慈善事業ノ發達ヲ圖リ一ハ彼等不正行爲者ニ對スル取締ヲ嚴行シ斯ル弊風ヲ廓清シ一般ノ迷惑ヲ防除セムトスルノ主趣ニ有之候條此際其ノ署部内ニ於ケル廢兵ニ對シテハ關係市町村ト協議シ適當ノ救濟方法ヲ講シ本則實施後ニ於テハ警還、戶口調査、營業監査其他ノ場合ニ於テ周到ナル注意ヲナスハ勿論可成一般人民ヨリモ便宜通告セシムルノ方法ヲ講シ何等ノ名稱ヲ以テスルニ不拘免許證ヲ有セサル慈善行商者ハ絕對ニ徘徊セシメサル様嚴重取締可相成此旨及通牒候也
追テ各警察官署ニ備付スヘキ慈善行商者名簿ハ追テ何分ノ通牒候迄當部ヨリノ通知書ヲ合綴シ之ニ代フルコトニ相成可然申添候也

● 廢兵院ノ名義ヲ利用シ物品販賣ヲ爲ス者取締方ノ件

(大正三年四月八日)
保第二七〇〇號通牒

警察部長ヨリ各警察官署長宛

東京廢兵院ノ名義ヲ利用シ書籍ヲ行商強賣スル者取締方ノ件ニ付テハ去ル明治四十二年十月二十五日付内示乙收第二六四二號ヲ以テ及内示置候次第モ有之此ノ種ノ取締ニ關シテハ平素御注意相成居リ候ニ可有之存候處今同陸大臣ヨリ内務大臣ヘノ申越ニ依レハ近來各地方ニ互リ該院ノ名義ヲ濫用シ物品ノ販賣ヲ爲スノ弊倍々甚シク殊ニ軍人傷痕記章類似ノ記章ヲ佩ヒ職公傷者ニ裝ヒ同院ニ於テハ何等製造品ナク從テ販賣人ナル者無之ニ不拘其ノ製造品ナルカ如ク吹聴シテ巧ニ世人ヲ欺瞞シ老幼婦女等ニ對シテ押賣ヲ爲ス者有之爲ニ廢兵院ニ對シ交渉シ來リ候向不尠迷惑ヲ感シ居候ノミナラス眞正ニ軍人傷痕記章ヲ所有スル者ノ名譽ヲ毀損スルコト亦尠カラサル趣ヲ以テ之カ取締方内務省警保局長ヨリ依命通牒ノ次第モ有之候條今後取締上一層御注意ノ上是等該當ノ者有之候ハハ嚴重說諭ヲ加ヘ又前顯記章ヲ佩用スル等法規上違反ノ事實有之ニ於テハ相當御措置相成如上行爲ノ防遏ニ努メラレ度依命此旨及通牒候也

第五章 交通、通信

第一款 道路、橋梁、渡津

●道路法

(大正八年四月十一日
法律第五十八號)

大正一一年三年法律第三號改正

第一章 總則

- 第一條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ於テ第二章ニ依ル認定ヲ爲シタルモノヲ謂フ
- 第二條 左ニ掲タルモノハ道路ノ附屬物トシ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ但シ命令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 一 道路ヲ接続スル橋梁及渡船場
 - 二 道路ニ附屬スル溝、並木、支壁、柵、道路元標、里程標及道路標識
 - 三 道路ニ接スル道路修理用材料ノ常置場
 - 四 前各號ノ外命令ヲ以テ道路ノ附屬物ト定メタルモノ
- 第三條 本法ニ於テ橋梁又ハ渡船場ト稱スルハ前條第一號ノ橋梁又ハ渡船場ヲ謂フ
- 本法ニ於テ渡船場ト稱スルハ渡船ヲ包含ス
- 第四條 本法ニ於テ他ノ工作物ト稱スルハ堤防、堰堤、護岸、鐵道用橋梁其ノ他命令ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ
- 第五條 本法ニ於テ道路ニ關スル工事ト稱スルハ道路ノ新設、改築及修繕ニ關スル工事ヲ謂フ
- 第六條 道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ付テハ私權ヲ行使スルコトヲ得ス但シ所有權ノ移轉又ハ抵當權ノ設定若ハ移

轉チ爲スハ此ノ限ニ在ラス

第七條 道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ニ關スル本法ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新ニ道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

第二章 道路ノ種類、等級及路線ノ認定

第八條 道路ヲ分チテ左ノ四種トス

- 一 國道
- 二 府縣道
- 三 市道
- 四 町村道

第九條 道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ル

第十條 國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス

- 一 東京市ヨリ神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎮守府所在地又ハ樞要ノ開港ニ達スル路線
- 二 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線

第十一條 府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス

- 一 府縣廳所在地ヨリ隣接府縣廳所在地ニ達スル路線
- 二 府縣廳所在地ヨリ府縣内郡市役所所在地ニ達スル路線
- 三 府縣廳所在地ヨリ府縣内樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 四 府縣内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 五 府縣内樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 六 府縣内樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

七 數市町村ヲ連絡スル重要ナル幹線ニシテ其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

八 樞要ノ港津又ハ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル國道又ハ府縣道ニ連絡スル路線

九 地方開發ノ爲ニ必要ニシテ將來前各號ノ一二該當スヘキ路線

第十二條 (削除)

第十三條 市道ノ路線ハ市内ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四條 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第十五條 市町村長ハ市町村ノ爲ニ必要アル場合ニ限り市町村外ノ路線ニ就キ地元市町村長ノ意見ヲ聞キ路線ノ認定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ路線ニシテ市長ノ認定シタルモノハ市道ノ路線、町村長ノ認定シタルモノハ町村道ノ路線トス

第十六條 上級ノ道路ト下級ノ道路ト路線カ重複スル場合ニ於テハ其ノ重複スル部分ハ上級ノ道路トス

第三章 道路ノ管理

第十七條 國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ

市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第十八條 道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル管理者タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得

道路ト他ノ工作物ト兼ナル場合ニ於テハ其ノ道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定ヲ準用ス但シ私人ヲ管理者ト爲スコトヲ得ス

第十九條 道路ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第二十條 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スヘシ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ國道ノ新設又ハ改築ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ道路管理者ノ權限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ行フ

第二十一條 道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ管理者ハ其ノ工作物ノ管理者ヲシテ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得但シ河川法第十條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第二十二條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ハ管理者其ノ工事執行者又ハ行爲者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第二十三條 前二條ノ規定ニ依ル場合ノ外特別ノ事由アル場合ニ於テハ管理者タル行政廳ハ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十四條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ハ管理者道路ニ關スル工事ト共ニ之ヲ執行スルコトヲ得

第二十六條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ一定ノ期間橋梁又ハ渡津ヲ徵收スルコトヲ得ル橋梁又ハ渡津船場ヲ設クルコトヲ得

前項ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ハ徵收期間内橋梁又ハ渡津船場ノ維持及修繕ヲ爲スヘシ

第二十七條 管理者ハ特別ノ事由アル場合ニ限リ橋梁又ハ渡津船場ヲ徵收スル橋梁又ハ渡津船場ヲ設クルコトヲ得

第二十八條 管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得

國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第二十九條 前條第一項ノ規定ニ依ル占用法令ニ依リ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル公共ノ利益トナルヘキ事業ニ係ルモノナル場合ニ於テ管理者正當ノ事由ナクシテ其ノ許可若ハ承認ヲ拒ミ又ハ不相當ナル占用料ヲ定メタルトキハ主

務大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ占用料ヲ定ムルコトヲ得

第三十條 管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調製スヘシ

臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 道路ノ構造、維持、修繕及工事執行方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 道路ノ管理ノ爲必要ナル吏員ノ設置及其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 道路ニ關スル費用及義務

第三十三條 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

前項ニ規定スルモノヲ除クノ外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トス但シ行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル費用ノ負擔ニ付テハ關係行政廳ノ協議ニ依リ協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ決定ス

第二十條第二項ノ規定ニ依ル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ヲシテ其ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十四條 前條ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌルモノナルトキハ其ノ費用ノ負擔ニ付テハ前條第二項但書ノ規定ヲ準用ス但シ河川法第三十條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第三十五條 第三十三條第二項ノ規定ニ依リ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ

第三十六條 第二十四條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡津船場ニ關スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負擔トス

第三十七條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ノ費用ハ管理者他ノ工事又ハ行爲ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシム

第三十八條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三條ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ關スル工事又ハ道路ノ維持ニ要スル費用

ハ管理者同條ノ下級行政廳ノ統轄スル公共團體又ハ同條ノ私人チシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十九條 道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者チシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路

ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第四十條 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕

ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得

第四十一條 道路ニ關スル工事ノ爲必要チ生シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用

ヲ負擔スル者チシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル場合ヲ除クノ外道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者チシテ之

ヲ負擔セシム

第四十二條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル義務ヲ履行スル爲必要ナル費用ハ法令ニ別

段ノ定アル場合ヲ除クノ外義務者ノ負擔トス

第四十三條 道路ニ關スル費用ノ負擔金ハ費用負擔者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ス場合ヲ除クノ外第

三十三條第一項ノ主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノニ在リ

テハ國庫、其ノ他ノモノニ在リテハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

前項ノ費用負擔者カ公共團體ナル場合ニ於テ之ヲ統轄スル行政廳又ハ行政廳タル管理者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ

道路ノ維持ヲ爲ストキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ費用負擔者之ヲ爲スモノト看做ス

第四十一條ノ規定ニ依リ負擔金ハ前二項ノ例ニ依リ國庫又ハ公共團體ノ收入トス

第四十四條 道路ノ占用料其ノ他道路ヨリ生スル收益ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス但シ第二十六條

ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ徵收スル橋錢又ハ渡錢ハ其ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ收入トス

第四十五條 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ管理者ハ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地チ一時材料置場トシテ使用

スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ立入又ハ使用ヲ爲サムトスルトキハ已ムテ得サル場合ヲ除クノ外豫メ土地ノ占用者ニ通知スルコトヲ

要ス

第四十六條 非常災害ノ爲必要アルトキハ管理者ハ道路附近ニ居住スル者チ使役シ、道路附近ノ土地チ一時使用シ又ハ土

石、竹木其ノ他物品チ使用若ハ取用スルコトヲ得

第四十七條 前二條ノ規定ニ依リ立入、使用、使役又ハ取用ニ因リ現ニ生シタル損害ハ立入、使用、使役又ハ取用ノ後三

月内ニ管理者之ヲ補償スヘシ

第四十八條 沿道ノ土地、竹木又ハ工作物ノ管理者ハ其ノ土地、竹木又ハ工作物ノ道路ニ及ホスヘキ損害ヲ豫防スル爲必

要ナル施設ヲ爲スヘシ

第四十九條 道路ノ使用又ハ道路若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令チ以テ之ヲ定ム沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建

設其ノ他ノ作爲又ハ不作爲ノ制限ニシテ道路又ハ其ノ交通ノ保全ノ目的チ以テスルモノニ付亦同シ

第五十條 沿道ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第五章 監督及罰則

第五十一條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ管理者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ其ノ爲シタル許可承認ヲ取消シ

其ノ效力チ停止シ若ハ其ノ條件チ變更シ、道路ニ存スル工作物其ノ他ノ物件チ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生スヘキ

損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトヲ得

一 道路ニ關スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 道路ニ關スル法令ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ

三 詐欺ノ手段チ以テ道路ニ關スル法令ノ規定ニ依リ許可ヲ得タルトキ

四 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ

五 公益上必要ト認ムルトキ
 前項第五號ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ管理者ハ道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得
 前二項ノ規定ハ主務大臣カ第二十九條ノ規定ニ依リテ其ノ爲シタル許可若ハ承認ヲ取消シ、其ノ效力ヲ停止シ又ハ其ノ條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條 左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ハ第一號ニ在リテハ行政廳ニ於テ、其ノ他ニ在リテハ管理者ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限り命令ヲ以テ認可ヲ受クシメサルノ定ヲ爲スコトヲ得

一 國道以外ノ道路ノ路線ヲ認定スルコト

二 道路又ハ沿道ノ區域ヲ定ムルコト

三 道路ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト

四 第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコト

五 第二十四條又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ爲スコト

六 第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト

七 第二十七條ノ規定ニ依リ橋梁又ハ渡船場ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコト

八 第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ道路ノ占用料ヲ徵收スルコト

九 第三十七條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト

十 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲スコト

第五十三條 監督官廳ハ監督上必要ト認ムルトキハ前條ノ行政廳又ハ管理者ニ對シ前條各號ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命シ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ其キテ發スル命令ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リ

テ爲ス處分ニ依リ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ管理者カ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ義務ニ屬スル負擔金、占用料、橋梁、渡津其ノ他ノ費用ハ管理者國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ徵收金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徵還付及時效ニ付テハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第五十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

一 許可ヲ得シテ道路若ハ其ノ附屬物ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路若ハ其ノ附屬物ヲ占用シタル者

二 許可ヲ得シテ橋梁又ハ渡船場ノ使用ニ對シ橋梁、渡津其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタル者

三 道路ノ使用ニ對シ路費其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタル者

四 詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タル者

五 正當ノ事由ナクシテ第四十六條ノ規定ニ依リ管理者ノ命ニ從ハサル者

六 第四十八條又ハ第二條及第四十八條ノ規定ニ違反シテ道路又ハ其ノ附屬物ニ及ボスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲ササル者

第六章 訴訟及訴訟

第五十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴訟スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴訟スルコトヲ得ス

第五十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五十九條 第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者同條ノ規定スル期間内ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ補

償ニ不服アルトキハ通知後六月内ニ、同條ノ規定スル期間内ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケサル場合ニ於テハ其ノ期間經過後六月以ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ該願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第七章 雜則

第六十條 本法中府縣、府縣知事、府縣廳又ハ府縣道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ道、道廳長官、道廳又ハ地方費道ニ關シ市、市長、市役所又ハ市道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ區、區長、區役所又ハ區道ニ關シ郡等所ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ支廳、島ニ付テハ島廳ニ關シ之ヲ適用ス

第六十一條 北海道ニ付テハ道路ノ種類、等級及路線ノ認定並第三十三條乃至第三十六條、第四十三條、第四十四條及第五十二條ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六十二條 道路ノ路線ノ認定ノ變更廢止其ノ他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件並材料器具機械等ノ管理者及處分ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ變更廢止ノ場合ニ於テ道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ滿了スル迄第六條ノ規定ヲ之ニ準用シ土地收用法中第六十六條ノ規定及之ヲ準用スル規定ノ適用ニ付テハ不用ニ歸セサルモノト看做ス

第六十三條 左ニ掲クル法令ノ規定ハ本法ニ依ル道路ニ關シ之ヲ適用セス

一 明治四年十二月十四日布告治水修路架橋等運輸ノ便利ヲ興ス者ニ税金取立方許可ニ關スル件

二 明治十一年七月二十二日達郡區町村編制府縣會規則地方稅規則施行順序ニ關スル件第十二項

三 明治十二年二月二十七日達河港道路堤防橋梁費ヲ舊慣ニ因リ支辨シ得ル件

四 陸地測量條例第二條

五 水路測量條例第二條

六 電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條

七 軍用電信法第四條第二項ノ規定ニ依リ準用スル電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條

八 河川法第十條第二項、第十一條及第三十二條

九 砂防法第八條及第十六條

十 私設鐵道法第四十二條

十一 輕便鐵道法第五條ノ規定ニ依リ準用スル私設鐵道法第四十二條

十二 電氣事業法第九條

十三 大正三年法律第三十七條

附則 第六十四條 本法ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年勅令第四百五十九號ヲ以テ大正九年四月一日ヨリ施行)

第六十五條 左ニ掲クル法令ハ之ヲ廢止ス

一 明治五年第三百二十五號布告

二 明治六年第四百十六號布告

三 明治六年第四百十三號達

四 明治九年第六十號達

五 明治十八年第一號布達

第六十六條 本法施行前爲シタル處分及之ニ附シタル條件ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ抵觸セサル限り本法ニ依リ爲シタル處分及之ニ附シタル條件ト看做ス

第六十七條 本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受クヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス但シ管理者ハ本法施行ノ日ヨリ三月内ニ六月ヲ下ラサル期間ヲ指定シ其ノ期間經過後ハ許可又ハ承認ノ效力ヲ失フヘキ旨ヲ告示スルコトヲ得

第六十八條 本法施行前爲シタル處分ニ關スル訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ仍テ前ノ例ニ依ル

●道路法施行令

(大正八年十一月五日)
勅令第四百六十號

附則 大正一一年勅令第三八四號、一五年六月同二四一號改正

第一條 (削除)

第二條 府縣道以下ノ道路ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲サムトスルトキハ府縣道ニ付テハ府縣會、市道ニ付テハ市會、町村道ニ付テハ町村會ニ之ヲ諮問スヘシ但シ重要ナラサル變更又ハ廢止ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル諮問ハ道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル府縣道ニ付テハ府縣會及市會ニ之ヲ諮問スヘシ

第三條 國道ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

第四條 府縣道以下ノ道路ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲シタルトキハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第五條 市町村長道路法第十五條ノ規定ニ依リ市道町村道ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲シタルトキハ地元市町村長ニ之ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル市町村長ハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第六條 前三條ノ告示ニハ路線名並路線ノ起點終點及重要ナル經過地ヲ表示スヘシ

第七條 府縣廳、師團司令部、鎮守府又ハ市役所ノ所在地ヲ國道又ハ府縣道ノ路線ノ起點終點ト爲ストキハ市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ依ルヘシ

第八條 東京市ニ於ケル道路元標ノ位置ハ日本橋ノ中央トス

市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ハ前項ノ規定スルモノヲ除クノ外府縣知事之ヲ定ム

第九條 道路元標ハ各市町村ニ一箇ヲ置ケ

道路元標ノ樣式ハ內務大臣之ヲ定ム

道路元標ハ管理者之ヲ建設スヘシ等級ヲ異ニスル道路ニ係ルモノナルトキハ上級道路ノ管理者之ヲ建設スヘシ

第十條 道路又ハ沿道ノ區域ヲ定メタルトキハ管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ內務大臣ノ指定スル道路附屬物ノ區域ヲ定メタルトキ亦同シ

第十一條 內務大臣道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ國道ノ新設又ハ改築ヲ爲ストキハ豫メ官報ヲ以テ其ノ道路ノ路線名、區間及工事開始ノ期日ヲ告示スヘシ

前項ノ國道ノ新設又ハ改築ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ終了スルトキハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ告示スヘシ

第十二條 道路ノ供用ヲ開始シ又ハ廢止スルトキハ管理者タル行政廳ハ豫メ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ內務大臣ノ指定スル道路附屬物ノ供用ヲ開始シ又ハ廢止スルトキ亦同シ

第十三條 道路法第二十六條ノ規定ニ依ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ許可又ハ承認シタルトキハ管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ設置者並橋梁又ハ渡船ノ額及徵收期間ヲ告示スヘシ同法第二十七條ノ規定ニ依ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルトキ亦同シ

第十四條 左ニ掲ケルモノニ付テハ橋梁又ハ渡船ヲ徵收スルコトヲ得ス

一 軍隊

二 演習中ノ軍人軍屬

三 召集令狀若ハ召集傳達書ヲ所持シ應召ノ爲通行スル軍人又ハ召集令狀配達人

四 簡閱點呼令狀若ハ簡閱點呼傳達書ヲ所持シ簡閱點呼ニ參會スル爲通行スル軍人又ハ簡閱點呼令狀配達人

五 徵發ニ關スル令書配達人

六 徵發人夫及其ノ引率人

七 徵發物件及其ノ運搬人

八 勤務中ノ憲兵又ハ警察官吏

第三編 保安 第五章 交通、通信 第一款 道路、橋梁、渡津

七百二十九

九 護送中ノ囚人又ハ刑事被告人及其ノ護送人

十 水火災警防ノ爲又ハ其ノ演習ノ爲通行スル當該官吏吏員又ハ一定ノ服裝ヲ爲シタル消防夫水防夫

十一 尋常小學校ニ往復ノ兒童

十二 受持區内ニ勤務中ノ修路工夫

第十四條 橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル者ハ徵收ノ場所ニ左ニ掲クル事項ヲ榜示スヘシ

一 設置者

二 橋錢又ハ渡錢ノ額

三 徵收期間

四 橋錢又ハ渡錢ヲ徵收セサル場合

第十五條 道路臺帳ヲ調製シタルトキハ管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ其ノ旨ヲ告示スヘシ

利害關係人ハ道路臺帳ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル道路ニ關シ告示スヘキ事項ハ道路法第十八條第二項ノ規定ニ依リ他ノ工作物ノ管理者タル行政廳ヲ以テ道路及工作物ノ管理者ト爲シタル場合ニ於テハ其ノ管理者同法第十七條ノ規定ニ依リ管理者タルヘキ行政廳ニ之ヲ通知シ通知ヲ受ケタル行政廳本令ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第十七條 第五條ノ規定ハ道路法第十五條若ハ第十八條第一項ノ規定ニ依ル道路ニ關シ第十條、第十一條、第十二條若ハ第十五條ノ規定ニ依ル告示ヲ爲ス場合又ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル道路ニ關シ前條ノ規定ニ依ル告示ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 道路法第四十五條ノ規定ニ依ル通知ハ三日前ニ場所及日時ヲ指定シ之ヲ爲スヘシ

道路法第四十五條ノ規定ニ依リ邸内ニ立入ル場合ニ於テハ日出前日没後ハ占有者ノ意ニ反シテ立入ルコトヲ得ス

第十九條 道路ノ路線ノ認定者及道路ノ管理者ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ監督ス

一 市町村長認定者又ハ管理者ナルトキハ第一次ニ府縣知事、第二次ニ内務大臣

二 前號ニ規定スル以外ノ者認定者又ハ管理者ナルトキハ内務大臣

第二十條 左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更、廢止若ハ取消ハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一 市長ヲ以テ管理者トスル國道又ハ府縣道ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト

二 道路法第十五條ノ規定ニ依リ二府縣以上ニ互ル路線ヲ認定スルコト

三 道路法第二十四條ノ規定ニ依ル承認ヲ府縣ニ對シ爲スコト

四 道路法第十七條但書ノ市ノ市内道路ニ關シ同法第三十九條又ハ第四十條ノ規定ニ依リ負擔セシムル費用ノ負擔方法ヲ定ムルコト

五 道路法第三十七條又ハ第三十九條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ國ニ費用ヲ負擔セシムルコト

第二十一條 (削除)

第二十二條 前二條ニ規定スルモノヲ除クノ外道路法第五十二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クヘキモノニ付テハ第一次監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條 北海道ニ於テ支廳ノ所在地ヲ地方費道ノ路線ノ起點終點ト爲ストキハ市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ依ルヘシ

北海道ノ道路ノ認定者又ハ管理者町村長ナルトキハ第一次ニ支廳長、第二次ニ道廳長官、第三次ニ内務大臣之ヲ監督ス

北海道ノ道路ニ付左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更、廢止若ハ取消ハ道廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 道路法第十五條ノ規定ニ依リ二市支廳管内以上ニ互ル道路ノ路線ヲ認定スルコト

二 道路法第三十七條又ハ第三十九條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ道ニ費用ヲ負擔セシムルコト

前三項ニ規定スルモノノ外北海道ニ付テハ本令中府縣、府縣知事、府縣廳、府縣會又ハ府縣道ニ關スル規定ヲ道、道廳長官、道廳、道會又ハ地方費道ニ關シ適用ス

第三編 保安 第五章 交通、通信 第一款 道路、橋梁、渡津

七百三十一

附則

- 第二十四條 本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二十五條 道路法施行ノ際認定スヘキ國道ノ路線ニ關シ豫メ道路會議ニ諮問シタルモノト看做ス
- 第二十六條 道路法施行ノ際認定スヘキ府縣道又ハ地方費道ノ路線ニ關シ本令公布後ニ於テ豫メ府縣會又ハ道會ニ諮問シタルモノハ本令ニ依リ諮問シタルモノト看做ス郡道、市道、區道又ハ町村道ノ路線ノ認定ノ諮問ニ付亦同シ
- 第二十七條 市道、區道又ハ町村道ノ路線ノ認定ニ付テハ道路法施行ノ際ニ限リ第六條ノ規定ニ拘ラス平面圖ヲ公衆ノ縦覽ニ供シ其ノ旨ヲ告示スルコトヲ得
- 前項ノ平面圖ニハ路線ノ位置並路線ノ交叉點及兩端ノ地番若ハ地先地番ヲ表示スヘシ別ニ地番圖書ヲ作製シ平面圖ニ添付スルコトヲ妨ケス
- 第二十八條 市區町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ付本令施行前道長官又ハ府縣知事ノ定メタルモノハ本令ニ依リ定メタルモノト看做ス

●道路取締令

(大正九年十二月十六日)
(內務省令第四十五號)

附則 大正一四年一〇月內務省令第二三號改正

- 第一條 道路ヲ通行スル者ハ左側ニ依ルヘシ
- 第二條 歩道、車道等ノ區別アル道路ニ於テハ其ノ區別ニ從ヒ通行スヘシ
隊伍、神輿、葬列其ノ他ノ行列ハ車道ヲ通行スヘシ但シ兒童、幼兒ノ隊伍ハ此ノ限ニ在ラス
小兒車ハ歩道ヲ通行スヘシ
- 第三條 牛車、馬車、自動車其ノ他ノ重キ車輛ハ歩道ヲ横切ルヘカラス但シ通路ニ特別ノ裝置アル場合又ハ最寄警察官吏

ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

牛、馬、諸車等ハ斜ニ道路ヲ横切ルヘカラス

地方長官必要ト認ムルトキハ交通頻繁ナル道路ニ於テ特ニ指定シタル場所ノ外區域及時間ヲ限リ車道ノ横斷ヲ禁止スルコトヲ得

第四條 牛、馬、諸車等行進フトキハ互ニ左方ニ避讓スヘシ

第五條 牛、馬、諸車等前方ニ在ル者ヲ追越ス場合ハ止ムヲ得サルトキヲ除クノ外前者ハ左方ニ避ケ後者ハ其ノ右方ヲ通過スヘシ
前項ノ場合ニ於テハ後者ニ於テ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ前者ノ避クルヲ待チテ進行スヘシ

第六條 進行中ノ消防車、郵便車、傷病人運搬車及隊伍、神輿葬列ニ對シテハ避讓スヘシ

第七條 牛、馬、諸車等ハ左ノ場合ニ於テハ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ徐行スヘシ
一 道路ノ交叉點、曲角其ノ他風角ノ場所又ハ雜沓ノ場所ヲ通過スルトキ

二 第三條第三項ノ規定ニ依リ地方長官ノ特ニ指定シタル場所ヲ通過スルトキ

三 歩道ヲ横切ルトキ

四 安全地帯ノ設ケナキ停留場ニ在ル電車ノ側方ヲ通過スルトキ
牛、馬、諸車等坂路、隧道又ハ橋梁ヲ通過スルトキハ徐行スヘシ

第八條 牛、馬、諸車等道路交叉ノ場所ニ於テ右折セムトスルトキハ道路ヲ横切リタル後右方ニ轉向スヘシ
第一項第四號ノ場合ニ於テ乗降客輻輳スルトキハ牛、馬、諸車等ハ一時進行ヲ停止スヘシ

地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ニ異リタル規定ヲ設クルコトヲ得

第九條 鐵道又ハ軌道ノ踏切ヲ通過セムトスルトキハ汽車、電車等ノ接近セサルコトヲ確メタル後通行スヘシ

第十條 牛、馬、諸車等ハ安全地帯内ヲ通行スヘカラス

第十一條 道路ノ交叉點、曲角、隧道又ハ橋梁等ニ牛、馬、諸車等ヲ駐ムヘカラス

牛、馬、諸車等ヲ道路ニ駐ムルトキハ其ノ左側端ニ於テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ牛馬等ノ奔逸ヲ防クニ必要ナル措置ヲ爲スヘシ但シ並木、道路元標、里程標及道路標識等ニ之ヲ聚

クヘカラス

第十二條 荷車ノ輪帶幅ハ左ノ制限ニ從フヘシ

牛車 三寸五分以上 四輪車ニ在リテハ其ノ前輪ヲ後輪

馬車 三寸以上 同上

大車 荷臺ノ面積十八平 二寸以上

無限軌道其ノ他道路ヲ損傷セサル特別ノ裝置ヲ爲セル車ニ在リテハ其ノ裝置ノ幅ヲ以テ前項ノ輪帶幅ト看做ス

第十三條 荷車ノ積載量ハ車體ノ重量ヲ合セ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

自動車

牛車 千四百貫

馬車 四輪車 五百五十貫

大車 其ノ他 四百貫

第十四條 荷車ノ積荷ノ容積ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一 高 自動車ニ在リテハ荷臺ヨリ八尺

二 前後ノ出幅 其ノ他ノ荷車ニ在リテハ六尺

三 左右ノ出幅 荷臺ヨリ各一尺

自動車ニ依ル積荷ハ之ヲ車體ノ前後左右ニ突出セシムルコトヲ得ス

第十五條 地方長官ハ土地ノ狀況、道路、橋梁又ハ車輛ノ構造若ハ裝置ニ依リ第十二條第一項、第十三條及第十四條ノ制

限ニ異リタル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 第十三條、第十四條ノ規定又ハ第十五條ニ基ク命令ニ依ル荷車ノ積載量、其ノ積荷ノ容積ノ制限ヲ超ユル物ニ

シテ分割スヘカラサル場合ハ出發地警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條 管理者ハ道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十八條 地方長官ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

警察官吏ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ一時道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十九條 道路ヲ修整シ又ハ道路ニ物ヲ置ク場合ニハ繩張、點燈其ノ他危險豫防ニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十條 沿道ノ土地ニ物ヲ堆積シ又ハ立テ置クトキハ倒壞崩落ヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十一條 道路又ハ沿道ノ土地ニ於テ工作物ヲ建設、撤去若ハ修繕シ又ハ其ノ他ノ作業ヲ爲ストキハ土砂、瓦石、竹木、

金物等ノ道路ニ飛散又ハ墜落スルヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十二條 警察官署ハ道路及沿道ノ土地ニ於ケル工作物其ノ他ノ施設及物件ニ付其ノ占有者ニ對シ危險防止其ノ他交通

保全ノ爲必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第二十三條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出墜落及危險ヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十四條 道路ニ於テ乘馬又ハ諸車運轉ノ練習ヲ爲スヘカラス但シ交通稀疎ニシテ危險ノ虞ナキ場所ニ於テハ此ノ限ニ

アラス

第二十五條 交通頻繁ナル道路ニ於テ兒童、幼兒ニ遊戲ヲ爲サシメ又ハ保護者ナクシテ幼兒ヲ步行セシムヘカラス

第二十六條 道路ニ於テ煙火、空氣銃、吹矢ノ類ヲ弄シ又ハ投石、投球等危險ノ行爲ヲ爲スヘカラス

第二十七條 第二條、第三條第一項、第二項、第四條乃至第八條第一項、第十條及第二十五條ノ規定ニ違反シタル者又ハ

第三條第三項ノ規定ニ基ク禁止ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十八條 第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第二十三條、第二十四條及第二十六條ノ規定ニ違反シタル者第

十二條第一項ノ規定又ハ第十五條ノ規定ニ基ク命令ニ依ル輪帶幅ノ制限ニ違反シタル荷車ヲ使用シ若ハ同條ノ規定ニ基

ク命令ニ依ル荷車ノ積載量、其ノ積荷ノ容積ノ制限ニ違反シタル者又ハ第十七條、第十八條ノ規定ニ基ク禁止若ハ制限

ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十九條 第十九條乃至第二十一條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十二條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ百圓以內

ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第三十條 前條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三十一條 本令ニ規定スルモノノ外道路法第四十九條ノ規定ニ基ク命令ハ地方長官之ヲ定ム

附則

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ使用スル荷車ノ輪帶幅ハ大正十八年十二月三十一日迄本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ制限ニ依ラサ

ルコトヲ得

●道路取締規則

附則 大正一三年六月縣令第五二號、一一月第八四號改正

第一條 道路ニハ軒、庇、標旗、標燈、看板、日除、煙突其ノ他工作物ヲ突出セシムヘカラス但シ支柱ヲ設ケサル標旗、

標燈、日除、看板ノ類ニシテ路面上八尺以上ノ高さニ設ケル場合ニ限り二尺以內ヲ突出セシムルコトヲ得

前項但書ノ規定ハ道路取締令第十二條ニ依ル警察官署ノ職權ヲ妨ケス

(大正十一月八月五日)
岐阜縣令第四十號

第二條 沿道ノ土地ニ木、竹ヲ所有スル者ハ其ノ幹枝カ交通ノ妨害トナラサル様當ニ芟除スヘシ

第三條 道路ニ沿ヒタル屋根、庇、物干、手摺又ハ軒下ニ物件ヲ置クトキハ墜落又ハ倒壞ヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘ

シ

第四條 簷滴ノ道路ニ落ツル軒又ハ庇ニハ軒樋及ヒ堅樋ヲ設ケヘシ

第五條 道路又ハ沿道ニ於テハ左ノ所爲ヲナスヘカラス

一 濫ニ疊、敷物其ノ他ノ塵埃ヲ拂ヒ若クハ穀類ノ粉末等ヲ飛散セシムルコト

二 道路ニ瓦礫、塵埃其ノ他ノ物件ヲ投棄シ又ハ汚水ヲ撒布スルコト

三 道路ニ沿ヒタル箇所ニ汚穢又ハ惡臭アル物件ヲ置クト

四 適當ノ裝置ヲ爲サスシテ不潔又ハ惡臭アル物件ヲ運搬スルコト

五 道路ニ敷設セル軌道敷ニ廣告紙ノ類ヲ撒布スルコト

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ使用場所事由、並期間ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

一 第一條但書ノ制限ヲ超ヘ日除ヲ設ケムトスルトキ

二 道路ニ神輿山車踊屋臺等ヲ出サムトスルトキ

三 道路ニ於テ建物ヲ移轉シ又ハ輾木ヲ用ヒ物件ヲ運搬セムトスルトキ

四 前各號ノ外交通ニ障礙ヲ及ボスヘキ使用ヲ爲サムトスルトキ

前項ノ場合ニ於テ道路ヲ毀損シタルモノハ其ノ使用ヲ終リタル後直ニ原形ニ復スヘシ

第七條 警察官署ニ於テ必要ト認メタルトキハ露店開設地ヲ指定スルコトヲ得

第八條 道路占用ノ許可ヲ得タル者ハ其ノ占用中現場見易キ箇所ニ住所、氏名、占用期間並占用許可濟ノ旨ヲ揭示シ置ク

ヘシ但占用ノ状態ニ依リ之ヲ揭示シ雖キモノハ所轄警察官署ノ承認ヲ得テ之ニ違ハサルコトヲ得

- 一 道路使用區域ハ直接必要ナル限度ニ止ムルコト
 - 二 施行ノ區域比較的長キニ渉ル場合ニ於テハ之ヲ適當ニ區分シ一區毎ニ施行シ其ノ部分ノ工事又ハ作業ノ終リタル後ニ非サレハ他ノ部分ニ著手セサルコト
 - 三 掘鑿シタル土砂又ハ施工材料等ハ道路ノ一側ニ片寄セ交通上支障ナカラシムルコト
 - 四 施行後ノ埋戻ハ搗固メテ完全ニシ交通上支障ナカラシムルコト
- 前項義務者ハ占有者又ハ工事請負人若クハ現場監督者トス
- 第十條 左ノ場合ニ於テハ出發地所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
- 一 諸車ヲ連繫シテ行車セムトスルトキ
 - 二 樞木其ノ他一時の設備ヲ以テ物件ヲ運搬セムトスルトキ
- 第十一條 道路取締令第十六條及前條ノ願書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ
- 一 運搬物ノ種類、重量、容積
 - 二 通過路線並其ノ日時
 - 三 運搬方法又ハ其ノ事由
 - 四 橋梁、暗渠等ニ對スル危險豫防方法
- 第十二條 牛、馬ヲ四頭以上連繫シテ通行スヘカラス
- 狂躁ノ癖アル牛馬ハ之ヲ連繫シテ通行スルコトヲ得ス
- 牛、馬ノ口綱ハ牛ニアリテハ十尺以内馬ニアリテハ三尺以内ニ於テ把持スヘシ
- 第十三條 十三歳未満ノ者ヲシテ牛馬ノ口綱ヲ把ラシメ又ハ十歳未満ノ者ヲシテ荷車ヲ輓カシムヘカラス
- 第十四條 牛馬諸車ヲ並行シ又ハ濫ニ疾驅スヘカラス
- 第十五條 牛馬、諸車ヲ道路ニ駐ムルトキハ其ノ左側端ニ道路ト並行ニ置クヘシ但狹隘ナル道路ニ在リテハ兩側ニ相對シ

テ置クヘカラス

- 車輪止ニ使用シタル石又ハ木片ハ直チニ道路外ニ取除クヘシ
- 第十六條 軌道ヲ敷設シタル道路ニ在リテハ牛、馬、諸車ハ軌道數ヲ通行スヘカラス但自動車及自動自轉車ニシテ軌道運轉車ノ妨害トナラサル様通行スルハ此ノ限ニ在ラス
- 第十七條 電燈又ハ電力線ノ支持物ニ牛馬等ヲ繫クヘカラス
- 第十八條 道路ニ於テ自動車上ヨリ廣告紙ノ類ヲ撒布セムトスルトキハ豫メ道筋ヲ定メ出發地所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
- 敷蓋ノ自動車ヲ以テスル場合ハ最後尾自動車ノ外撒布スルコトヲ得ス
- 第十九條 荷車ニ積載スル竹木ニシテ分割スヘカラサルモノハ前後ノ出幅ニ限リ道路取締令第十四條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得但尖端アルモノハ纏束被包スヘシ
- 第二十條 荷蓋ノ面積十八平方尺未満ノ荷車ノ輪帶幅ハ一寸二分以上、積載量ハ車體ノ重量ヲ合セ二百二十貫以内トス但輪帶幅一寸五分以上トスルモノニ在リテハ車體ノ重量ヲ合セ七百五十貫迄積載スルコトヲ得
- 荷蓋ノ面積八平方尺未満ノ荷車ハ前項ノ制限ニ據ラサルコトヲ得但積載量ハ車體ノ重量ヲ合セ五十貫ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第二十一條 荷車ハ別ニ規定アルモノノ外左ノ制限ニ從フヘシ
- 一 輪帶面ハ扁平タルコト
 - 二 四輪車ニアリテハ左右輪帶ノ中心距離前部下後部四寸以上ノ差ヲ設クルコト
 - 三 所有者ハ其ノ住所氏名ヲ車體ノ右側晴易キ箇所ニ明記スルコト
- 第二十二條 荷車ノ使用ニ就テハ別ニ規定アルモノノ外左ノ制限ニ從フヘシ
- 一 狂躁ノ癖若ハ病患アル牛馬ヲシテ荷車ヲ輓カシメサルコト

二 取者蓋ノ設備ナキ牛馬車ヲ口取人ナクシテ行車セサルコト
 三 後押ノミニテ行車セサルコト但シ後押ヲ常態トスルモノハ此ノ限ニ在ラス
 四 連続シテ行車スル場合ハ後車ハ前車トノ距離六尺以上ヲ保ツコト

第二十三條 道路又ハ沿道ノ便所汚水溜肥料溜等ニハ適當ノ防圍又ハ覆蓋ヲ爲スヘシ

第二十四條 市街地ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 路面ハ常ニ清潔ニ掃除シ甚シク乾燥セルトキハ淨水ヲ適度ニ撒布スルコト
- 二 積雪ノ場合ハ可成速カニ通路ヲ設クルコト
- 三 道路ニ附屬スル溝渠、下水等ハ隨時浚渫シ汚水ノ停滞セサル様常ニ其ノ疎通ヲ充分ナラシムルコト
- 四 掃除シタル塵埃浚渫シタル淤泥等ハ速カニ道路外ニ取除クコト

前項市街地ハ別ニ之ヲ指定ス

第二十五條 前條ノ義務負擔ハ左ノ區別ニ依ルヘシ但シ特別ノ規定又ハ慣例アルモノハ之ニ從フヘシ

- 一 居住者兩側ナルトキハ各其ノ地先ノ一半ヲ負擔スルコト
- 二 居住者片側ニミナルトキハ他ノ一半ハ沿道ノ建物占有者管理者又ハ所有者ニ於テ負擔スルコト建物ナキ箇所ハ道路管理者之ヲ負擔スルコト
- 三 路面ニ軌道ヲ敷設スルモノハ其ノ軌道内及外部各二尺ヲ負擔スルコト

第二十六條 道路取締令第十六條及本則第十條ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ運搬中許可證ヲ携帯シ警察官吏又ハ當該吏員ノ求メアリタルトキハ直チニ之ヲ提示スヘシ

第二十七條 警察官署ニ於テ取締上必要ト認メタルトキハ道路取締令又ハ本則ニ據リ爲シタル許可ヲ取消シ又ハ之ニ制限ヲ加フルコトアルヘシ

第二十八條 道路取締令又ハ本則ニ規定ナキ事項ト雖警察官吏ニ於テ道路又ハ交通保全上必要ト認メタル場合ハ特定ノ行

爲又ハ不行爲ヲ命スルコトアルヘシ

第二十九條 道路法第一條ニ依ル道路以外ノ一般交通ノ用ニ供スル道路橋梁及之ニ附屬スル溝渠ニ關シテハ本則並ニ道路取締令ヲ準用ス

第三十條 第二條、第四條、第八條、第二十一條第三號、第二十三條、第二十四條、第二十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第三十一條 第一條第一項、第三條、第五條、第六條、第九條、第十條、第十二條乃至第十八條、第十九條但書第二十條第一項ノ積載量制限同條第二項但書第二十二條ニ違反シタル者第二十條第一項及第二十一條第一號第二號ノ制限ニ違反セル荷車ヲ使用シタル者第二十七條及第二十八條ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十二條 前二條ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ之ヲ幫助シタル者ハ各條項ニ照シ處罰スルコトアルヘシ

第三十三條 本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ處罰スヘキ場合ハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三十四條 未成年者本則第一條、第二條、第四條、第六條、第八條、第二十三條、第二十四條ノ規定ニ違反シタルトキハ其罰則ヲ法定代理人ニ適用ス

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

本則施行前ノ設置ニ係ル建造物其ノ他ノ工作物ニシテ第一條第一項ニ抵觸スルモノハ本則施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ除却又ハ適法ニ措置スヘシ但シ軒、庇、標燈又ハ煙突ニアリテハ改築又ハ大修繕ノ際之ニ從フコトヲ得

明治二十一年四月 岐阜縣令第三十九號街路取締規則及明治三十五年十月 岐阜縣令第四十五號荷車取締規則ハ之ヲ廢止ス

●道路取締規則第二十四條第二項ニ依ル市街地

(大正十一年八月五日
岐阜縣告示第二百五十一號)

沿道 大正一三年六月縣告示第二二九號改正

道路取締規則第二十四條第二項ニ依ル市街地左ノ通指定ス

記

一 岐阜市 一圓

一 稻葉郡 加納町一圓

長良村但小字古津、志段見、雄繩、堀田、新屋敷、崇福寺、太田、八代、若松、眞福寺、高見、中野ヲ

除ク

本莊村字古市場

三里村字清

一 羽島郡 笠松町一圓

柳津村大字柳側町

松枝村大字田代字藤掛

竹ノ鼻町一圓

駒塚村大字狐穴字新道

江吉良村大字江吉良字出來町

一 海津郡 高須町ノ内大字高須

今尾町ノ内大字今尾

一 養老郡 高田町但字鳥江、金草川以南及大字高田ノ内字下高田ヲ除ク

一 不破郡 垂井町小字西町、中町、東町

赤坂町小字羽根町、子安町、新町、田中町、榮町、東町

一 大垣市 一圓

一 安八郡 南杭瀬村字今、若森

中川村大字林東、林中但字八島ヲ除ク

神戶町但大字北一色、末守、更屋敷及大字神戶ノ内字福井ヲ除ク

北平野村大字丈六道ノ内字辻

墨俣町但大字下宿、上宿、二ツ木ヲ除ク

揖斐郡 揖斐町大字三輪ノ内上町、中町、下町、北新町、上新町、下新町、榮町

池田村字池野、六ノ井

本郷村大字青柳、本郷

八幡村大字八幡字上八幡

一 本巢郡 北方町ノ内森町、新町、本町、石町、船町、駒木町、仲町、千歳町、戸羽町、増屋町、俵町、梅之町、

大門、清水

席田村ノ内大字加茂野

一 山縣郡 高富町但大字高富ノ内小字森、大北ヲ除ク

一 武儀郡 關町但字一本木、稻河、柳町、巾及元吉田村ノ内字塔ノ洞、黒屋ヲ除ク

美濃町但大字上條、下渡、段上野、口ノ野、樋ヶ洞ヲ除ク

一 郡上郡 八幡町一圓

一 加茂郡

富岡村字鑄物師屋小字宮地、字市平賀小字宮地
太田町ノ内光徳、下町、平塚、曾利目、倉地、藏ノ前、今竹、中町、神ノ木、曾我、上町、小見殿、城
房、大堀、新町
坂祝村ノ内大字深田小字市場、施方、中屋敷、中屋、久田久、高塚、西堂庵、東堂庵、六反畑、身ノ養
生

古井村大字古井ノ内字神明堂、塚原、大脇

八百津町ノ内小字東橋、南八幡、北八幡、南菅原、北菅原、東大宮、西大宮、東祇園、不二、大島、平
坂、小船、百々園、豊岡、星之段、八百津、玉井、荒川、菅竹、奥屋、宮島、市場、北野、本郷、山崎
松崎、繁井

一 可兒郡

御嵩町但長岡、平芝、送木ヲ除ク

中村但大字古屋敷、顔戸及大字中ノ内小字大庭、長瀬、新木野、今井ヲ除ク

豊岡町但大字小名田、長瀬ノ内上野、上野山、小名田屋、十九田、中野郷ノ内中野新田ヲ除ク

一 土岐郡

廣見町但大字瀬田、柿田、淵ノ上、平貝戸、石森、石井、伊香ノ内小字伊川、山岸、乘里、田尻ヲ除ク
多治見町但脇之島、生田、新田、大畑、下ノ洞、平野ヲ除ク

士岐村大字一日市場字松坂町、榮町

瑞浪町大字寺河戸

一 惠那郡

中津町但大字駒場(字安森ヲ除ク)手賀野中津川ノ内上金、北野、子野、惠下、實戸、中村、尾嶋、川上ヲ除ク
大井町但字長島、岡瀬澤ヲ除ク

長島町但大字久須見、永田、正家及中野ノ内字大崎乗越、横ヶ根、新田ヲ除ク

岩村町但小字一色、山上、大通寺、中溝、新市場、兩家ヲ除ク

一 益田郡

萩原町大字萩原

一 大野郡

高山町一圓

明知町但小字石原、大庭、小畑、藤木、十日市場、荒井、瀧坂、米加美、後山、和合、大久手、矢伏、
小計、法明、万ヶ洞、徳間ヲ除ク

一 吉城郡

大名田村大字七日町字尻、ほた下、天の皮、塔ノ下、やぶ田、大字花里、ライケン田、次郎右衛門田
大門前、ませ田、シヨケ田、櫻前、塚越、川原、大道上、大道下、杉下、川原、大坪前、善左田、大字
江名子字島川原、石切場

船津町大字船津ノ内字今市、櫻樋、本町、西里町、伊勢町、藏前通、四ッ屋、仲町、新町、大門、川邊

大津、堀川町、砂山町、西町、相生町、牛ヶ口、砂山、コウト、大島

大字朝浦ノ内字橋詰、八幡腰、愛宕山、大字東町ノ内字坂杉、上町、坂戸、仲町、町尻、宮ノ前、廣洞
アツラ

古川町但大字大野、上氣多、沼町、下氣多、是重ノ内まきう、二之町ノ内向野ヲ除ク

●道路取締令並道路取締規則取扱手續

(大正十一年八月五日
岐阜縣訓令甲第三十九號)

附 大正十三年六月縣訓令甲第三〇號、一五年六月同第五六號改正

〔郡役所〕 警察署 〔警察分署〕 市役所

町役場

第一條 警察署ニ於テ道路取締令(以下單ニ稱ス)第十六條及道路取締規則(以下單ニ稱ス)第十條ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ別
紙第一號様式ノ許可證ヲ下付スヘシ

前項ノ出願ニシテ重量物件ノ運搬其ノ他道路橋梁ニ設備工事ヲ施スモノニアリテハ豫メ國、府縣道ニアリテハ所轄土木
工區事務所主幹其ノ他ニアリテハ各管理者ニ支障ノ有無ヲ照會シタル上處理スヘシ但設備工事等ニ就キ他ニ手續ヲ要ス
ルモノアルトキハ之ノ完了セシメタル上許可スヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ同時ニ沿道所轄警察署ニ對シ之カ支障ノ有無ヲ照會スヘシ

第二條 令第十七條ニ依リ道路管理者ニ於テ通行ヲ禁止又ハ制限セムトスルトキハ其ノ事由、區域、期間並同避路線等ヲ
具シ豫メ所轄警察署ニ協議スヘシ

令第十八條第二項ニ依リ警察官吏ニ於テ一時通行ヲ禁止又ハ制限シタル場合ニ於テ其ノ期間三日以上ニ亙ルトキハ前項
ニ準シ國、府縣道ニアリテハ所轄土木工區事務所主幹其ノ他ニアリテハ各管理者ニ通報スヘシ但禁止又ハ制限期間六ヶ
月以上ニ亙ルモノハ第三條ニ據ルヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ別紙第二號様式ノ制札ヲ建テ之ヲ表示シ必要アリト認メタルトキハ同避路線ヲ適當ノ箇所ニ表示
スヘシ

第三條 警察署ニ於テ令第十八條第一項ニ依リ道路ノ通行ヲ禁止又ハ制限ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキハ速カニ其ノ
事由、區域、期間並同避路線等詳細調査ノ上警察部長ニ報告スヘシ但急速ヲ要スル事情アル場合ニ於テハ先ツ前條第
二項ニ依リ措置スヘシ

第四條 警察署ニ於テ令第二十二條ノ職權ヲ行使セムトスル場合ニ於テ重要ト認ムルモノハ豫メ警察部長ノ指揮ヲ受ケ
ヘシ

第五條 警察署ニ於テ左記事項ニ關シ協議ヲ受ケタルトキハ調査ノ上意見ヲ附シ道路管理者（國府縣道ニシテ土木工區事
務所主幹限リ處分シ得ヘキモノハ土木工區事務所主幹）ニ送付スヘシ

- 一 道路ニ竹木土石其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ板圍繩張足代等ヲ許ケムトスルトキ
- 二 道路ニ床店販賣其ノ他露店ノ類ヲ設ケムトスルトキ

但シ露店開設指定地域内ハ此ノ限ニアラス

三 道路ニ旗幟建札飾物ノ類ヲ設ケムトスルトキ

四 道路ニ一時軌道ヲ假設セムトスルトキ

第六條 (削除)

第七條 警察署ニ於テ規則第七條ニ依リ露店開設地ヲ指定セムトスルトキハ國、府縣道ニアリテハ所轄土木工區事務所主
幹其ノ他ニアリテハ各管理者ニ協議ノ上警察部長ノ指揮ヲ受ケヘシ

前項指定地ニハ別紙第三號様式ノ標示ヲ爲スヘシ

第八條 警察署ニ於テ露店開設地ヲ指定シタルトキハ別紙第四號様式ノ臺帳ヲ備ヘ整理スヘシ

第九條 道路管理者自ラ道路ニ工事ヲ施シ又ハ作業ヲ爲ス場合ニ於テハ規則第九條ノ規定ニ遵フヘシ
前項ノ場合ニ於テハ豫メ所轄警察署ニ通報スヘシ

別紙

第一號樣式 (用紙小判半切)

第 號		運搬許可證	
大正 年 月 日		警察官署印	
許可ヲ受ケタル者		住 所	
運搬物種類		氏 名	
同 容 積 重 量			
運 搬 日 時			
運 搬 方 法			
通 過 路 線			
發 著 場 所			
命 令 事 項			

別紙

第二號樣式 (木質適宜)

一尺七寸

八 寸

通行禁止	何月何日迄	岐阜縣(何郡役所)(何警察)署 印格
車馬通行禁止	何月何日迄	岐阜縣(何郡役所)(何警察)署 印格

其他右ニ準ス